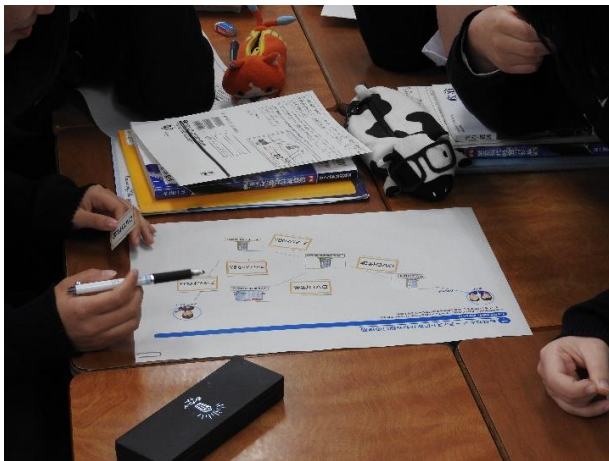


県立高校指定事業 教育課程研究開発校

新科目「公共」に係る研究

I期：平成28～30年度 平成31年度指定：平成31～令和3年度

## 新科目「公共」に関する実践事例報告書



令和4年3月

神奈川県立新城高等学校

## 目次

はじめに	p. 1
第1章 研究の概要	p. 2
1 研究に至る経緯	
2 「県立新城高校」の教育的課題	
3 研究のねらいとテーマ	
4 研究内容と具体的な取組み	
第2章 新科目「公共」とは	p. 6
1 科目の性格と目標	
2 内容とその取扱い	
第3章 新科目「公共」とシチズンシップ教育	p. 9
1 新城高校におけるシチズンシップ教育	
2 実践事例Ⅰ「模擬投票」～「選択し、判断する力」の育成～	
3 実践事例Ⅱ「模擬裁判」～「論拠に基づいて主張する力」の育成～	
第4章 「主体的・対話的で深い学び」の実践	p.28
1 「主体的・対話的で深い学び」とは何か	
2 実践事例Ⅲ「よりよい日本のための国家予算を作ろう」	
3 「主体的・対話的で深い学び」を柱とする授業改善プログラム	
第5章 研究を振り返って	p.33
1 成果	
2 課題	
3 研究を終えるにあたって	
<b>添付資料</b>	p.38
1 「模擬投票」ワークシートおよび実務資料	
2 「模擬裁判」ワークシートおよび実務資料	
3 「よりよい日本の国家予算を作ろう」ワークシート	
4 指定校事業関係書類	
(1) 県立高校改革（Ⅰ期）指定事業	
(2) 県立高校指定校事業（平成31年度指定）	

## はじめに ～「教育課程研究開発校・新科目『公共』に係る研究」で得たもの～

校長 中野 真理

中央教育審議会における議論を踏まえ、高等学校においては令和4年度入学生から適用となる学習指導要領において、教科「公民」の中に新たな科目として「公共」が設定されました。また、同時に「公共」は必修科目としても位置付けられています。

神奈川県教育委員会では、平成27年1月に「県立高校改革基本計画」を策定し、活力ある魅力あふれた高校づくりに向け、すべての県立高校が改革に取り組むこととしました。本校は、その実施計画（I期）の開始である平成28年度から令和3年度までの6年間、「教育課程研究開発校・新科目『公共』に係る研究」の指定を受け、研究開発と実践に取り組むとともに、その成果の普及・啓発にも取り組んでまいりました。

本研究紀要は、その集大成となります。

特に、指定の最終年度である令和3年度には、研究推進の業務をカリキュラム開発グループに明確に位置付け、全教科共通の授業改善のテーマとして『主体的・対話的で、深い学び』の実践およびその成果の教科を超えた共有・蓄積」と設定し、授業改善に取り組みました。具体的には、他教科に先行した7月に「公共」の研究授業を行い、他教科も含めた教員が授業を見学・研究協議に参加して、研究成果を校内で共有しました。それを踏まえ、9月から教科ごとに計画を練り、11月までの間に研究授業を行い、年度末に授業改善に関する総括を行うという、学校全体での取組みを進めることができました。

授業改善に終わりは無く、今後も継続して組織的に取り組んでいく必要があります。そうした点で、研究指定の最終年度ではありますが、学校全体で授業改善に取り組む体制を整えることができたのは、6年間の何よりの成果であり、今後も続く授業改善の原動力になったと考えております。

こうした中、令和4年度からは、「教育課程研究開発校『学習評価』に係る研究」の指定を受ける予定となっております。「公共」の指定を受けて整えた研究体制を引き継ぎ、新たな研究にも組織的に取り組んでまいります。

「県立高校改革基本計画」に位置付けられた研究指定校は、属する地域、本校で言えば横浜北東・川崎地域の各学校に向けて、研究成果を公開し、共有していく役割も担っています。そうした役割を十分に果たせたかは甚だ疑問ではありますが、本校の取組みが、各学校においていよいよ始まる新科目「公共」での実践のヒントになれば幸いです。

末筆になりましたが、これまでに貴重なご意見をお寄せくださった方々や、実践の際にご協力くださった地域や関係者の方々に感謝し、この場を借りて御礼申し上げます。

## 第1章 研究の概要

### 1 研究に至る経緯

新城高校は、平成22年度「県立高校教育力推進事業」において、シチズンシップ教育活動開発校の研究指定を受け、「積極的に社会参画するための能力と態度を育成する実践的な教育（＝シチズンシップ教育）」の学習プログラムの開発を行った。具体的には、「模擬裁判」「模擬投票」「各種講演会」「大学模擬授業」等の開発・実践である。シチズンシップ教育の4本柱を中心に、社会との接続を見据え、実践的な学びのプログラムを全県に先駆けて開発・実践したところに、本校のシチズンシップ教育の特色がある。

また、平成25年度指定の「県立高校教育力向上推進事業 Ver. II」では、シチズンシップ教育研究推進校の指定を受け、それまでの研究を発展的に継承し、「シチズンシップ教育のスタンダードシステム構築」を主題とする研究開発に取り組んだ。そこでは、全学年一斉展開であったシチズンシップ教育の学習プログラムを発達段階に応じた内容へ再編を進めるとともに、「社会への接続」の観点から、自身の在り方や生き方を探究する「キャリア教育」の要素を包含する新たなシチズンシップ教育の方向性を模索した。

なお、平成27年にはシチズンシップ教育を含むキャリア教育の充実・発展に努めたとして、文部科学大臣より表彰を受けている。

こうした取組みを踏まえ、平成28年度「県立高校改革（I期）指定事業」、および平成31年度「県立高校改革指定事業（平成31年度指定）」において、教育課程研究開発校新科目「公共」の研究指定を受け、これまでのシチズンシップ教育に関する取組みを基盤としながら、新科目「公共」に係る研究を全国に先駆けて取り組んでいる。

### 2 「県立新城高校」の教育的課題

新城高校は、神奈川県川崎市の中部に位置し、昭和38(1963)年に創設された1学年7クラス規模の全日制普通科高校である。「清楚質実」を校訓に、グランドデザインの中に「目指す人間像」として、「学び続け、グローバル社会で活躍する人間」「夢や目標を持ち困難を乗り越えて行く人間」「多様性を認め、他者を思いやる人間」を、また「本校で身に付ける7つの力」を具体的に明示して意識的にその伸長を図る取組みを行っている。

本校は「まじめ」で「素直」な生徒が多く、高い意欲をもって学習や部活動、学校行事等に取り組んでいる。一方で、いわゆる生徒指導の少ない落ち着いた学校ゆえの課題も存在する。例えば、学習面では、生徒の目標設定と行動様式の力点が、受験勉強や暗記（インプット）に偏っており、知識を活用して問題解決をしたり、何かを創造したりする活動（アウトプット）に及んでいない点である。これは大学進学が当たり前の環境で、進学すること自体が目的となり、「何のために学ぶのか」「大学で何をしたいのか」を考える機会に乏しかったことが一因と考えられる。

また、「過度に失敗を恐れる生徒」も多い。プレゼンテーションの機会を与えると、事前に準備した原稿を読む生徒が大半であるし、自らの言葉で伝えようとするチャレンジ精神に富んだ生徒や、発表の場面で積極的に自己の考えを述べようとする生徒は残念ながら多くない。

学ぶ理由が明確でない生徒や、失敗を恐れてチャレンジしない生徒など、本校生徒の課題の共通点を突き詰めると、「社会との接続が希薄である」ことに行き着く。大学進学の実質化は、将来のビジョンを見通せていないことに起因しており、また自らの意見を表明できないことも、社会で求められる人物像を描



けていないことが背景にあるように思われる。こうして見ると、新科目「公共」のねらいである社会参画を見据えた実践的な学びや、知識を活用する協働的な学びは、まさに本校生徒が身に付けるべき力を育む教育そのものである。こうした認識のもと、新科目「公共」の研究では、学びの先にある、自己形成や社会参画を見据えた学習プログラムの開発に取り組んだ。

### 3 研究のねらいとテーマ

#### (1) 県立高校改革（I期）指定事業（平成28～30年度）

県立高校改革（I期）指定事業における研究のテーマは、「公共」研究のねらいや方向性の共通認識の形成である。学習指導要領公示前より始まった研究のため、限られた情報とシチズンシップ教育の知見という既存リソースの中から「公共的要素」を抜き出し、「公共」の輪郭を形成することを目的とした。端的に言えば、「公共とは何か」という問いに対する新城高校なりの答えを求める探究である。そして3年後の研究完成年度には、「公共」をキャリア教育のコアとするカリキュラムを創造することを目標とした。各県立高校において解決すべき課題は異なるが、令和4年度（注：当時は平成34年度）に、神奈川県公立高校全体が可能な限りスムーズに新カリキュラムへ移行できるよう、新科目「公共」の研究指定6校が連携していくことを確認し、研究を始めることとした。

#### (2) 県立高校改革指定事業（平成31年度指定）（平成31～令和3年度）

平成31年度からの県立高校改革指定事業では、学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、県立高校改革（I期）指定事業の研究内容に、新城高校としての特色を付加する取組みを行った。「公共」のねらいである「社会参画」を、単に社会参加するだけでなく、すすんで社会をより良いものに作り変えていくことと定義し、そのために必要な資質・能力として「選択し、判断する力」を育成することを研究テーマとした。これは、学習指導要領「公共」の目標が示す「現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論」についての理解、新城高校で身に付ける7つの力「自ら考え、判断し、表現し行動する力」、「本校生徒の課題」の3領域における最大公約数的な解でもある。

その力を身に付ける手段として、県立高校改革指定事業（平成31年度指定）では、①「主体的・対話的で深い学び」を主題とする新科目「公共」の開発、②「公共」研究を柱とする授業改善（カリキュラムマネジメント）の推進、③シチズンシップ教育と新科目「公共」の相互補完的なプログラムの開発を実施し、「自立した市民」の育成を目指すこととした。

### 4 研究内容と具体的な取組み

#### (1) 県立高校改革（I期）指定事業（平成28～30年度）

県立高校改革（I期）指定事業は次の2点に課題があった。すなわち、①学習指導要領公示前であり、「公共」の内容や取扱いが見えないこと、②先行研究のため、研究の方向性と後に公示される学習指導要領に隔たりが生じる可能性があること、の2点である。そのため、研究の初期は「シチズンシップ教育」「現行の学習指導要領」「高等学校学習指導要領における公共（仮称）の改訂の方向性（案）」などから「公共」の要素を抽出し、新城高校としての「公共」の輪郭を形づくることに注力した。

科目「公共」は、公民科の一科目であるが、同時に「公共」という言葉には「社会全体」「おおやけ」

の意味が内包されており、学校という「公共空間」は、生徒の公共心を育む場でもある。そのため、「公共」研究では、教科・科目だけでなく、教育活動全体としての「公共」の視点からもアプローチすることとした。科目「公共」では、主に学習内容、学習手法、評価方法の開発を取り扱い、教育活動全体としての「公共」では、「模擬投票」や「模擬裁判」を柱に、「総合的な学習（探究）の時間」「特別活動」「学校行事」などで実践的に取り組む。本校では、前者を「狭義の公共」、後者を「広義の公共」と定義した上で、「狭義の公共」を公民科が、「広義の公共」を公民科とキャリア支援グループが担当する体制を構築し、「公共」をキャリア教育のコアとするカリキュラムの創造を目指した。なお「広義の公共」は、その後の研究において、「シチズンシップ教育」と同義（同領域）であると整理されている。

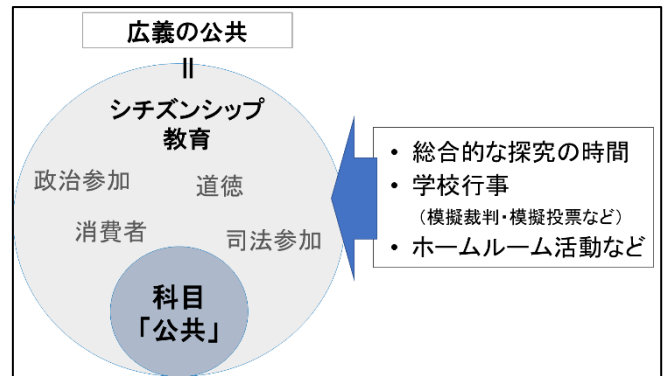


図1 広義の公共と狭義の公共

シチズンシップ教育と「公共」の関連では、シチズンシップ教育の4本柱を具現化する形で、司法参加教育・政治参加教育・消費者教育・道徳教育の各種講演会を実施している。従来のシチズンシップ教育では、それぞれの講演会を全学年一斉で行っていたが、事前事後の学習プログラムに課題があり、また講演会そのものがアカデミックな内容で、生徒の興味・関心が二極化する傾向があった。そこで「公共」研究では、各種講演会を1年：道徳教育、2年：消費者教育、3年：司法参加教育、全学年：政治参加教育と、生徒の発達段階に応じたものへ再編し、事前事後の学習に「知識の活用」や「問題解決型学習」など「公共的要素」を取り入れ、学習内容の充実を図った。

また、生徒の主體的な社会参画を後押しする活動としては、身近な「公共」をキーワードとして、生徒会執行部が目安箱を設置し、生徒からの要望を吸い上げ学校側と協議する場を作った。「昼休みに購買でパンを買いたい」という声が発端となり、生徒会執行部が企画した業者メニューの試食会、業者選定などの手続きを経て、昼休みの購買の設置が実現した。生徒会執行部による生徒の声を聞く活動は、今に始まったことではない。しかし、「学校も社会とつながっている」「生徒もルールを変えることができる」という身近な「公共」の意識の醸成が生徒の関心を高め、一連の活動への原動力となったことは、「公共」研究の思わぬ副産物であった。まさに「社会との接続」が生徒の自主的活動につながった好例である。

## (2) 県立高校改革指定事業（平成31年度指定）（平成31～令和3年度）

2期目の研究となる県立高校改革指定事業（平成31年度指定）では、新城高校の「公共」研究の特色として、社会参画に必要な「選択し、判断する力」の育成に注力した。公民科目を中心に、一連の学習を通してこの能力を育む授業実践を積み重ねるとともに、「総合的な探究の時間」では自らのキャリアを主體的に考え、判断し、進路を選択するという自己形成を介した「判断力・選択力」育成のプログラムを計画し、実践してきた。また、「模擬裁判」「模擬投票」「裁判傍聴」では、それらの実践的な学びを単なるイベントとして終わらせるのではなく、知識を活用して「選択・判断」したり、協働したりする場となるよう、事前事後の学習において教材や学習手法に工夫を凝らしている。

「開かれた教育課程」の観点からは、神奈川県弁護士会や全国銀行協会など外部機関との協働による教



図2 全国銀行協会による  
「マネープランゲーム」の様子

材開発を行い、授業にもファシリテーターとして積極的にかかわってもらするなど、「社会との接続」を意識した実践を行ってきた。生徒のアンケートからも「その道のプロから教えてもらえて刺激になった」「法律は意外と身近なものだと分かった」「借金はしたくないと思ったが、ローンの組み方を知っておくのは人生設計において役に立つと思った」など、社会とのつながりを意識することで知識の有用性を実感できたという回答が目立ち、学習指導要領解説「指導計画の作成と指導上の配慮事項」の示す「専門家や関係諸機関などとの連携・協働」について一定の成果を得ることができたと考えている。

なお、平成31年度には、神奈川県教育委員会が進めるシチズンシップ教育プロジェクトの協力校となり、他の協力校とともに「シチズンシップ教育の指導用参考資料」の編纂にかかわり、シチズンシップ教育の側面から新科目「公共」をとらえ、研究開発の一助となった。

### (3) 指定事業における取組みの変化

県立高校改革（I期）指定事業から、県立高校改革指定事業（平成31年度指定）へ至る研究の過程で、定義の見直しを行った点がある。それはシチズンシップ教育と科目「公共」の関係において、「科目『公共』はシチズンシップ教育のコア科目」としたことである。県立高校改革（I期）指定事業における研究テーマは、「公共」を「キャリア教育」のコアとするカリキュラムの創造であった。自らの生き方・在り方を考えるための科目「公共」という考え方である。しかし、キャリア教育も「自立した市民の育成」というシチズンシップ教育の領域に含まれることを考えれば、むしろ科目「公共」は、「シチズンシップ教育」のコア科目と位置づける方が、より実態に即しているのではないか。こうした整理の下に、カリキュラムマネジメントを推進することができたことも、研究の一つの成果といえる。

また、県立高校改革指定事業（平成31年度指定）では、神奈川県教育委員会より、新たなミッションが示された。それは、①「公共」研究を柱とする授業改善（カリキュラム・マネジメント）の推進、および②新カリキュラム移行を見据えた評価の研究である。科目「公共」は、「ディベート」や「ディスカッション」「ポスターセッション」など対話的な学びを学習に取り入れやすく、「主体的・対話的で深い学び」とも親和性が高い。そこで授業改善のミッションについては、科目「公共」で研究した「主体的・対話的で深い学び」の学習手法を他教科へも発信し、各教科において有用なものを授業に取り入れてもらう、という授業改善のプログラムを構築した。

新カリキュラム移行を見据えた評価の研究については、未だ研究の途上であるが、「主体的に学習に取り組む態度」を評価するためのワークシートを作成し実践することで、その有用性と評価にあたっての課題を知るに至った。

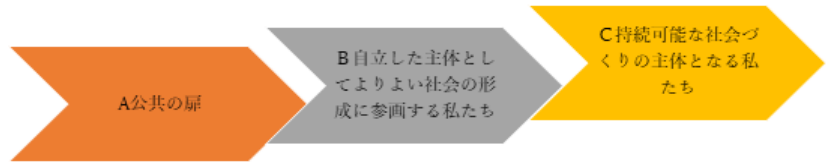
## 第2章 新科目「公共」とは

### 1 科目の性格と目標

科目「公共」は、シチズンシップ教育や地域との協働、地域の教育力の活用など、市民としての社会参画のための新しい教養、価値観に加え、様々な事象における課題を自ら見だし、問題解決能力を高めることによる、「主体的・対話的で深い学び」の実践の場として期待される。また、新学習指導要領に貫かれた教育観を象徴した科目であり、他の教科・科目の学習で具現化される問題へのアプローチ、取組みのプロセスなどについても先駆的な内容を含んでいる。このことから、各校の教科・科目の授業改善や教育課程におけるコアカリキュラムとしての応用も期待されているといえる。ここでは、学習指導要領や同解説をなぞるのではなく、新科目「公共」の特長や可能性に触れながら、科目の性格と目標について整理してみたい。

現実的な課題と向き合い、主題を設定し、問題解決を目指す「素養」や「姿勢」を育むことに加え、基本となる価値観を共有しつつ多様性を認めることについて、未来の創造的な「判断力の基本」となる素養の伸張を求めている点が大きな特徴となっている。

「A公共の扉」において、基礎的な知識や理念、概念を学びつつ、「B自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」での学習を通



じて、主題を選び探究するノウハウや姿勢を涵養し、「C持続可能な社会づくりの主体となる私たち」で、社会の一員としてよき公民となるための指針を捉えられるように構成されている。

一方、その展開や手法には多様性があり、到達度、到達点であることから、今後の実践の中で、教授内容・方法・評価などにまだ多くの解決すべき課題が先送りされている状態である。

「公共」が、地理歴史科の新科目としてではなく、また、現代社会の代替科目でないことはもちろん、この段階的な発展を想定した学びに新しい科目としての特長がある。単なる2単位の科目として教授することにとどまらず、自学自習や探究活動を通して、生徒が地域社会において共に育ち、将来の担い手となること、また地域社会にとっても、地域貢献等の発現の場として有効に活用されること、さらには校内においても新たな価値観、学習観を創出することが期待される。そのため、各校で総合的な取組みの中核になることも意識しておかなければならない。

具体的には、成人年齢の引き下げやSDGsに係る取組みなどが広がり、環境がめまぐるしく変化、進展する中で、環境教育、開発教育、平和教育といったテーマで高校生のうちから活動に参加したり、実践したりすることが可能になっている。また、メディアや多様な情報源にアクセスが可能となっている中、真理の見極めや多様な価値観を共有しながら、社会の「空間」を生きていくための意識や行動力を育む科目として、重い課題を背負っていると言える。

おそらく、後半の研究主題となっていく、民主主義やグローバル化、ダイバーシティーやインクルージョンを普遍的な価値として捉えるためには、それらの考え方の背景にある歴史や理念、思想や経験を知り、自身の中に取り込み醸成していくことが求められている。教科・科目の目標に示されている目標は、思考力や判断力、多様な価値観を身につけさせ、「公共的な空間」で生きていくための責任と自覚を促している。人間の歴史の中で築き、共有できる価値観について、その過程や歴史を経験していない世代

の人々がこれらを維持発展させていくために必要な学びが求められていると言える。

## 2 内容とその取扱い

「公共」では、その内容について、「A公共の扉」「B自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」「C持続可能な社会づくりの主体となる私たち」の3項目で構成されている。

### A 公共の扉

学習指導要領には、「公共的な空間」をキーワードとして、構成する自覚、人間としての在り方・生き方、基本的原理について指導するよう示されている。民主主義・ダイバーシティ・人権尊重・平和構築などの普遍的価値の原則を知識としてだけでなく、理念的、歴史的過程を含めて理解すること、B項目以降の学びとの接続で「主体的・対話的で深い学び」につながるような手法が求められている。従前の現代社会、政治・経済、倫理の基礎学習に加え自覚や意識、関心・意欲を合わせて求める内容になっていることに注視しなければならない。情報収集や情報・資料の活用、論理的な思考や多角的・多面的な考察、表現を前提に教科書には、人間の幸福、正義、公正などへ学習や環境保護や生命倫理などが例示されている。何を取り上げるかだけでなく、取り上げ方や前提となる考え方も示した上で、人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務について「公共的空間における基本的原理」を理解するよう求めている。

B・C項目以降の内容を考えると今まで以上に深い理解を必要とし、特に普遍的な価値観の確からしさ、蓋然性については以後の学習活動の基礎となるため、丁寧な学習、十分な学習時間の確保や理解が必要と考えられる。ただし、取り扱うテーマは多岐にわたるため、主題の精選や項目A・B・C間の発展段階を見通した学習計画にも配慮が必要である。

### B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ここでは、法の規範や意義、政治参加や公正な世論の形成、労働、金融、財政、社会学的な課題に対して思考力や判断力、表現力を高め、主体的な意識と取組みの結果としての主題設定や課題の解決に向け、考察力や論理的な思考、表現力を求めている。

司法や市場経済、雇用や職業選択、国の安全保障等の主題は、仮想ではなく現実的な課題として、法的、制度的な矛盾や意見・表現で指導が難しい場面も予想される。政治や地域社会が抱える課題を学習主題として取り上げていく際に、「公共的な空間」に参画することだけでは解決されない問題、解決策が見いだせない課題も多く存在することから、生徒の関心・意欲を維持しながら学習を進めていくことが必要となる。

本研究でも紹介している、「模擬投票」や「模擬裁判」などの仮想的、シミュレーション的な取組みの中で課題や問題を捉え行動に模してみる効果は高いと考えられる。また、成人年齢の引き下げに伴い実際に投票行動や裁判員選出などの可能性がある中で、シミュレーションが単なる予行・練習にならないための工夫も必要である。B項目の段階では実践的な主題を選びながら、必要な情報収集能力、分析力、判断力、批判力と、表現方法などの手法を含めた実践的学習が中心となる。

主題として何を設定するかは、この段階では、個々の関心や深い考察のもとに個別に設定されることが多く、共通テーマや例示されたものの中から選び、そのテーマ内容を通じて社会参画の仕組みや在り方

について学ぶ段階となる。

### **C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち**

ここでは、A・B項目で学習した内容を踏まえ、探究的学習に発展させる項目として、主体的な関心・意欲を深め、学んできた普遍的価値観を基に課題を導き、その解決に向け事実について協働して考察・構想をする探究活動を通じて、実現可能性等も加味して自己の主張・表現を行うことを目的としている。

高校の「公共」で扱う内容は人権、平和、安全保障、経済、開発など課題の範囲が広がるほか、実社会問でも解決が困難であったり、意見が輻輳したりする事象について、身につけた基礎知識と普遍的な価値観、情報処理能力や思考力を基盤に、政策提言や日常での行動への結びつけ等が求められる。



## 第3章 新科目「公共」とシチズンシップ教育

### 1 新城高校におけるシチズンシップ教育

シチズンシップ教育とは、「自立した市民」を育成することを目的に、司法参加教育・政治参加教育・消費者教育・道徳教育を4本柱とする取組みである。(注：令和2年度より神奈川県では、シチズンシップ教育の領域が「法に関する教育」「経済に関する教育」「政治参加に関する教育」の3領域と「モラル・マナーに関する教育」に整理されている)

新城高校では、科目「公共」をシチズンシップ教育のコア科目と位置付けている。すなわち、科目「公共」を「狭義の公共」、シチズンシップ教育を「広義の公共」と定義し、前者は知識の習得を中心に社会的な見方・考え方を学び、後者は学んだ知識の活用場として、「総合的な探究の時間」「特別活動」「学校行事」などを通じて体験的・探究的に学んでいくのである。本章では、シチズンシップ教育の柱である「模擬投票」と「模擬裁判」の学習プログラムを紹介し、科目「公共」とシチズンシップ教育に関連について見ていくこととしたい。

### 2 実践事例Ⅰ「模擬投票」～「選択し、判断する力」の育成～

#### (1) 学習のねらい

神奈川県では、平成22年度より全県立高校において、3年に一度の参議院通常選挙に合わせて「模擬投票」を実施しており、平成28年度からはその対象を全生徒へと拡大している。新城高校では、平成22年度の全県実施当初より全生徒を対象とした模擬投票を実施し、学習内容の深化を図るとともに、情報発信を通じて全県への普及を行ってきた。

本校では、社会参画するために必要な「選択し、判断する力」を育む手段として模擬投票を実践している。ここでの社会参画とは、単なる社会参加にとどまらず、すすんで社会をより良いものに作り変えてゆこうとすることである。グローバル化や少子高齢化、SDGsの理念に象徴される持続可能な社会の構築など、現代の諸課題を解決し、成熟した社会を実現するためには、市民一人ひとりが多様性を受け入れながら協働し、積極的に「公」の領域に参画して社会をつくり変えていく必要がある。模擬投票は、社会的事象に対して、その内容を理解し、解決策について自らの価値観に照らしながら考え、行動する実践的な学びである。

こうした認識の下、参議院通常選挙をテーマに、①知識および社会的な見方・考え方の活用、②科目「公共」とシチズンシップ教育の相互還流的な学習、③「主体的・対話的で深い学び」の実践などをねらいとする「模擬投票」の学習プログラムの開発を行った。

#### (2) 模擬投票の工夫点

##### (ア) 科目「公共」とシチズンシップ教育の相互還流的な学習

この学習におけるもっとも重要な点は、模擬投票を通して社会参画を体験すること、そしてその体験を一過性のイベントとして終わらせることなく、社会的な見方・考え方に基づく体験とし、「知識」と「実践」を有機的に接続させることである。その実現のために、基礎的知識を科目「公共」で取り扱い、その知識を活用する場として模擬投票へ繋げる学習プログラムを開発した。なお、現行カリキュラムでの科目「公共」の研究・実践は、「現代社会」および「政治・経済」において行われている。



### (イ) 「生徒に身に付けさせたい力」の抽出

前述したとおり、県立高校改革指定事業（平成 31 年度指定）における本校の研究テーマは、「選択し、判断する力」の育成である。その力を重点目標とした理由の一つには、「生徒に身に付けさせたい力」と実態との乖離がある。新城高校で身に付けるべき 7 つの力の中に「自ら考え、判断し、表現し行動する力」があるが、生徒の実態としては、知識のインプットに偏重し、問題解決的な思考まで及ばない生徒や、プレゼンで原稿読みに終始する生徒が多く見られるなど、この力の育成については大きな課題があると考えられる。学校目標と生徒の能力の実態に乖離があるとすれば、学校として取り組むべき喫緊の課題である。このように、学校目標と生徒の課題の分析の中から研究テーマを設定することで、研究内容と本校における教育的課題の解決の両立を図っている。

図1 生徒に身に付けさせたい力の抽出

		教育目標 「自ら考え、判断し、表現し行動する力」	
		教育目標にある	教育目標にない
生徒の実態	十分な能力がある	Strengths (強み)	Capability (能力)
	十分な能力がない	Mission (最重要課題)	Possibility (可能性)

### (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」のモデルの構築

模擬投票の事前学習においては、「主体的・対話的で深い学び」によって、主体性を旨としながら「政治的中立」を担保し、「対話」によって生徒の考えを広げ、深める場面を意識的に設定している。ここでは、①個人ワーク→②グループワーク→③個人ワーク（自己との対話）という、「主体的・対話的で深い学び」の基本型に則って授業を展開しているが、各校の実情や知見を踏まえ、グループワークの手法を工夫したり、学習の順序を組み替えたりすることによって、さまざまな応用が考えられる。

### (エ) 課題を見抜くためのグラフ資料の分析・活用

社会をより良いものへとつくり変えていくためには、「課題解決力」もさることながら、今、何が問題となっているのかを判断する力、つまり「課題発見力」も必要となる。この力を育むためには、社会的事象を広くとらえながら、背景や現状を分析し、未来を予測する取組みが求められる。そこで模擬投票の学習プログラム（第 2 時）では、実社会のさまざまな問題を示唆する資料と、候補者の主張（マニフェスト）という 2 つの情報を提示し、①グラフや資料から何が読み取れるか、②読み取った事実からどのような問題が想定されるか、③問題の解決のためには何が必要か、を考察する学習を取り入れた。こうした非連続型のテキストの読み取りは、OECD の PISA 型学力の育成に資する上でも重要であると考えられる。

また、マニフェストの内容は政治・経済両分野にまたがる幅広いテーマに及んでいるため、未習事項も含んでいるが、候補者全員のマニフェストを読めば、その意味が理解できるよう工夫している。

### (オ) 政治的中立についての配慮

政治参加教育をはじめとする主権者教育においては、公職選挙法改正による 18 歳選挙権の施行に伴い、授業その他の場面で一層の配慮が求められることとなった。一方、シチズンシップ教育が「自立した市民」の育成を目的とし、そのために「社会との接続」を謳うならば、そこで扱われるテーマは実社会に通底する実践的なものでなければならない。したがって、模擬投票を行うにあたっては、「政治的中立」を

担保しつつ「実社会へ接続する実践的な学び」を追究する必要がある。この点、事前・事後の指導を含む学習プログラムの開発においては、政治的中立に細心の注意を払い、総務省の「私たちが拓く 日本の未来」における「指導上の政治的中立の確保等に関する留意点」を参考とした。

### (カ) 学習意欲を喚起する実物教材の活用

生徒の社会参画や学習意欲の向上を目的として、実物教材（投票箱、記載台、投票用紙、投票引換券など）を用い、期日前投票の設定や自由投票を周知するなど、本物に近づける工夫を行った。生徒の事後アンケートからは「実際に選挙に行ってみると、模擬投票でやったこととほとんど同じで、安心して投票できた」との意見も寄せられており、実物教材の活用は、生徒の興味・関心を高めるだけでなく、実社会とのシームレスな接続にも寄与しているという新たな発見があった。

### (3) 単元指導計画

#### 【単元を貫く問い：よりよい日本をつくるために政治はどうあるべきか】

時・次	学習内容	学習活動	評価の観点			評価規準	評価方法
			知	思	態		
1	【本時の問い】民意はどのように反映されるべきか。						ワークシート 定期試験
	選挙のしくみ	○選挙のしくみと特徴について理解する。	○			○選挙のしくみと特徴について理解している。	
2	【本時の問い】なぜ今、その政策が必要なのか。						ワークシート 発表
	政策の比較	○架空の候補者の政策について、資料を活用しながら多面的に考察し、自らの考えを表現する。	○		○	○資料を活用し、政策の根拠となる情報を適切に整理・分析している。 ○政策の妥当性や実現可能性、多様な意見を踏まえながら考察し、自らの考えを表現している。	
3	【本時の問い】どのように投票先を選ぶか。						ワークシート
	選挙公報の分析	○政策の比較の手法を踏まえ、選挙公報を考察する。		○		○なぜその政党や候補者に投票するのか、根拠に基づいて意欲的に投票先を考えている。 ○主権者として、社会の問題を自己の問題として捉えている。	
4	模擬投票						

5	【本時の問い】 模擬投票はどのような結果となったか？					ワークシート 発表
	模擬投票 と参議院 選挙の比 較	○模擬投票開票後に、実 際の選挙と模擬投票の 結果を比較し、どのよう な基準で投票先を決め るべきか探究する。			○ ○主権者として、社会的課 題の解決に向けて意欲的 に探究している。	

※単元指導計画は新カリキュラムに合わせて3観点で再構成した。

#### (4) 授業の実際

##### 第1時 知識の習得

「模擬投票」を実践的で深い学びとするために、「選挙制度」の単元において、選挙のしくみや政策を比較する上での見方・考え方を学ぶ授業を行う。単元の学習計画とそのねらいを予め生徒に示すことによって、学習に見通しを持たせ、何のためにそれを学ぶのかを意識させている。模擬投票という明確な目的を示したことや、学習の見通しを持たせたことにより、生徒は、座学中心の学習においても高い集中力を発揮することができていた。

##### 第2時 政策比較ワーク

###### ① 学習内容の把握と事前の準備（宿題）

架空の候補者5名（A氏～E氏）の中から投票先を選ぶワークである。架空の国である新城国に暮らす生徒は、国政選挙の有権者として、候補者の主張（マニフェスト）を読み、その主張の妥当性などを表やグラフの資料から判断し、候補者を選ぶ。その際、ワークシートには、「候補者を選んだ理由」や、その根拠となる資料（表やグラフ）の番号を記入させる。ここまでの授業前の宿題とし、次時の授業に臨ませた。



図1 政策比較ワークのイメージ

###### ② グループワーク（ジグソー法）

授業ではグループワークを2回行う。1回目は、同じ候補者を選んだ者同士のグループワーク。2回目は、異なる候補者を選んだ者とのグループワークである。グループの性質を分けるねらいは、生徒の価値観を揺さぶる点にある。1回目は、同質性の高い集団との話し合いによって自身の考えを深め、2回目は

異なる意見に触れることで、自らの考えを広げたり、弁証法的に新たな「知」を生み出したりすることをねらいとしている。

生徒からは、「自分の選んだ候補者が一番いいと思ったけれど、他の人の意見を聞くと自分の判断に迷いが生じた」との声も上がり、性質の異なる二つのグループでの意見の交換によって、自身の選択・判断の妥当性に自信を深めたり、また逆に新たな考え方に価値観を揺さぶられたりするという、まさにこの学習のねらいを実感したという生徒も数多く見受けられた。



図2 グループワークの様子

### ③ 「自己との対話」によって内省を深める

グループワーク後は、各人が自己との対話によって、それまでの活動を振り返り、最終的に投票したいと思う候補者を一名選び、その理由などをワークシートに記述する。ここでの①個人ワーク→②グループワーク→③個人ワーク（自己との対話）という流れは、「主体的・対話的で深い学び」を行う上で汎用性が高く、基本型ともいえる授業展開である。ワークシートへの記述後には発表が控えていることもあり、それまでの活発な活動以上に、思索を深めながら黙々と手を動かす生徒の姿が見られた。

### ④ 発表

発表は時間の都合上3人程度となる。発表者は、選んだ候補者が重複しないよう人選し、ワークシートの発表の型に沿って発表させる。(表1参照)

表1 発表の型

①結論	私が選んだ候補者は〇〇です。
②理由・根拠	その理由は、他の候補者に比べて××だからです。
③問題提起	しかし、この候補者にも△△の問題があります。
④解決策の提示	そのため、□□については注視しなければいけないと思います。

この発表の手順は、論拠に基づいて主張する際の基本的な型でもあるため、以降の学習においても活用することのできるスキルとなっている。

### ⑤ まとめ

今回の学習では、候補者を選ぶ基準を「政策」に絞ったが、実際に有権者が候補者を選ぶ根拠は、必ずしも政策であるとは限らない。候補者の個性や人柄、所属政党、知名度など、多様な観点から優先順位をつけ、あるいは総合的に判断し投票先を選んでいる。そこで本授業においては、最後に「今回は政策の比較によって投票先を考えましたが、人が投票先を決める理由は様々です。では、あなたはどのような基準で投票先を決めるべきだと思いますか、その理由も考えてみましょう」と発問し、主体的な学びをねらってオープンエンドで終えることとした。問いに対する生徒の意見は、ワークシートに記入させ、評価の材

料としている。

なお、授業後ワークシートを回収し、生徒の思考や活動のプロセスを確認したが、グループワークによって候補者（意見）が変わった生徒は78人中6人（2クラス展開）であった。意見が変わることが必ずしも「深い学び」につながるわけではないが、他者との協働によって価値観を揺さぶられたり、生徒の心に葛藤が生まれたりすることをねらって授業を構成したため、この点については更なる工夫や仕掛けが必要である。

### 第3時 選挙公報の分析

第1・2時において学習した選挙の知識や投票先を選ぶ際の見方・考え方を活用し、参議院選挙の選挙公報を読み、投票先を考える。その際、考え方の道標としてワークシート（政党の比較表とレーダーチャート）を活用させた。また学習においては、選挙が秘密選挙であることや、思想・信条にかかわる事象であることに留意し、基本的に個人ワークとした。ただし、生徒間の自発的な相談や意見の交換は遮らず、見守るという認識を授業者間で共通とした。なお、政治的中立の観点からは、授業者が政策の良し悪しを判断したり、特定の見方・考え方を強調したりすることはできないことを全体に共有して指導に当たっている。

### 第4時 模擬投票

模擬投票は、会議室を投票所として実施した（図3参照）。生徒は、事前に配布された投票引換券を持参して投票所へ行き、投票用紙（選挙区選挙および比例代表選挙）を受け取って投票する。より実際の選挙の雰囲気近づけるため、記載台や投票箱は実物を借用し、期日前投票や自由投票のしくみを取り入れる工夫を行った。なお、投票率は94%と高い値を示した。また、投票所の運営および開票作業については、選挙の実際を体験する機会ととらえ、選挙管理委員やキャリア委員を中心に生徒主体で行っている。



図3 模擬投票の様子（左から受付・記載台・投票箱）

### 第5時 事後指導（振り返り）

参議院選挙の開票日から1か月後に、模擬投票を開票・集計し、その結果を事後指導において振り返る授業を行った。この授業では、実際の選挙と模擬投票の結果を比較・分析するとともに、第1時において扱うことができなかった知識（圧力団体、世論、選挙制度の課題など）についての理解を深めた。また、

第2時の最後に提示した「どのような基準で投票先を決めるべきだと思いますか、その理由も考えてみましょう」という問いに対する自分なりの答えを発表し、その考えが模擬投票の前後でどのように変化したのか、についても考察する機会とした。なお、生徒の主な意見は以下のとおりである。

「どのような基準で投票先を決めるべきだと思いますか」との質問に対する答え（原文ママ）

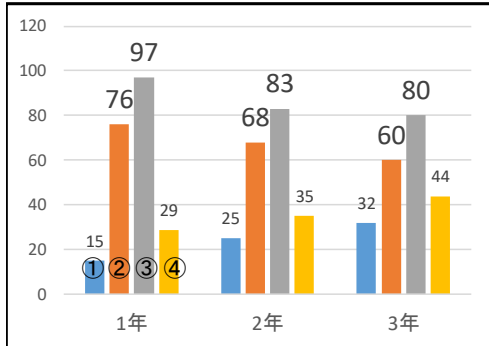
- 実現可能かどうか。実際に行える政策でないと意味がないので、実行力を持った人を選びたいと思う。
- 一番は人柄。立派な政策を掲げていても、保身に走ったり、非難を恐れて何もできないとだめだと思う。多少の批判は覚悟の上で、社会の諸課題を解決する意欲を見せてくれる人を選びたい。
- 話すときや文章での言葉の使い方、語彙などにその人の人柄が出ると思うから、信頼できるか判断する上で注目すべきだと思う。
- その時の経済状況や国際関係によって、選ぶ人は変わる。格差の是正や保守派の政策など、必要な政策はその時々で変わると思うから。
- 国民への姿勢はもちろん、間近で見ている党員や議員の支持率も重要。
- 政党で選ぶべきだと思いました。なぜなら、今の日本には議員立法が少ないからです。個人に投票しても政策に時間がかかったり、政策が実現できなかつたりすることがあるので、自分の考えと合う政党に入れた方が実現可能性が上がると思いました。



(5) 生徒アンケート

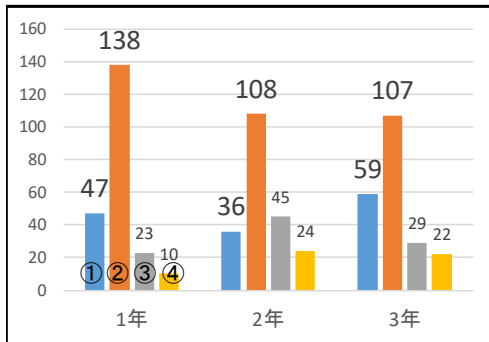
模擬投票アンケート結果

I 模擬投票の前、政治的関心はどれぐらいか？



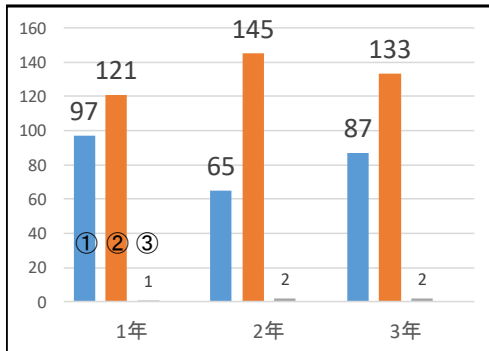
	1年	2年	3年
①かなり関心があった	15	25	32
②少し関心があった	76	68	60
③あまり関心がなかった	97	83	80
④関心がなかった	29	35	44

II 模擬投票を体験してみて、政治的関心は高まったか？



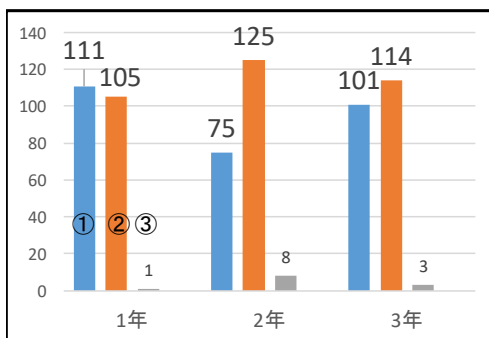
	1年	2年	3年
①高まった	47	36	59
②少し高まった	138	108	107
③あまり高まらなかった	23	45	29
④高まらなかった	10	24	22

III 模擬投票を体験してみて、家族や友人と選挙や政治について話す機会が増えたか？



	1年	2年	3年
①増えた	97	65	87
②変わらなかった	121	145	133
③むしろ少なくなった	1	2	2

IV 模擬投票を体験してみて、実際に選挙にこういう気持ちが強くなったか？



	1年	2年	3年
①強くなった	111	75	101
②変わらなかった	105	125	114
③むしろ弱くなった	1	8	3



## (6) 成果

模擬投票の主たる目的は、社会参画に必要な「選択し、判断する力」の涵養である。もちろん、政治的関心を高めることも重要であるし、事後アンケートからは、その成果も見て取ることはできる。しかし、模擬投票のような体験的な学習が生徒の興味・関心の向上に寄与しないことも考えにくい。そのため、政治的関心の高まりは当然として、そこでの学びが「選択し、判断する力」の育成に資する深いものになっているか、そして自ら政策を調べたり、政治について家族や友人と会話をしたりするなど、実社会への働きかけを伴った行動へとつながっているか、という点をポイントとして振り返ってみたい。

まず、「選択し、判断する力」については、投票先を選んだ根拠を問うワークシートを作成したこともあり、ほとんどの生徒が判断の根拠をもって選択している。例えば、「国益を確保する外交という言葉が日本のとても遠い未来を見ていると好感を持った」「家庭をもった時に大学進学などの教育費の負担は大きいと感じるから、ベーシックインカムのような政策をしてくれるのはとてもよかった」という具合である。また、「調べれば調べるほど、どの政党にも良い点と良くない点があることが分かったので、最終的にはグラフ（注：レーダーチャート）が一番大きくなった政党へ投票した」と、ツールを活用して選択したという生徒もいた。一方、選択できなかった生徒については、「いいことを言うのは簡単ですが、本当にそれを実現してくれる政党なのかを考えると、すぐには決められません」と、一票の重要性から慎重になったという意見や、「消費税の廃止はありがたいが、本当にそれができるのか疑問。もう少し調べてみたい」のように、結論には至らずとも、次の行動につなげようとする意見もあった。これらのことから、模擬投票の学習プログラムは、生徒の「選択し、判断する力」を育むとともに、実社会への働きかけにつながる一助になったと考えている。

また、公開研究授業として行われた第2時「政策比較ワーク」は、東京新聞の取材を受けており、授業後に4名（うち1名は立候補）の生徒がインタビューに答える機会を得た。「18歳の有権者として今後どのように政治とかかわっていきたいか」という質問に対し、生徒は「年齢にかかわらず一票は同じ重み。若い世代も自分の考えがあり、投票すべきだと思う」と答え、有権者になることへの責任を感じている様子をうかがうことができた。



図4 取材時の生徒の様子（第2時 政策比較ワーク）

## (7) 課題

「模擬投票」は、実際の選挙をテーマとする実践的な学びである反面、実践的であるがゆえの課題も存在する。例えば、公職選挙法（異議申し立ての期間）の都合上、投開票日から1か月間は模擬投票の結果を開票することができないことである。この制約から、生徒の興味・関心を持続させる点に困難があり、模擬投票から事後指導までの期間にも政治参加教育を継続していくなどの工夫が必要である。

また、投票率の高さからは政治的関心の高さを読み取ることもできるが、模擬投票前に政治的関心があった層が全学年において50%未満であることを考慮すると、政治的関心からではなく、行事として「やらなければいけないから投票した」層も一定数存在すると考えられる。シチズンシップの本旨である「自立した市民の育成」の観点からは、むしろこの受動的な層が主体性をもって「選択し、判断する」機会と

なるよう模擬投票のプログラムを改善していく必要がある。学習前と学習後のアンケートの比較分析から、「生徒の課題」と「生徒に身に付けさせたい力」を抽出し、指導計画をブラッシュアップしていきたい。

さらに、本校の目指す「すすんで社会をより良いものに作り変えていく」という社会参画の視点からは、模擬投票がそうした態度の涵養に資するのか、という疑問もある。社会に対する眼差をもって投票するという行動は、確かに社会参画の手段であり、民主主義の根幹をなすものである。しかし、市民が社会を創造する主体であるためには、投票という間接的なかわりだけでなく、自ら制度やルールづくりに参画するかかわりも求められる。シチズンシップ教育の目指すところは、そうした体験の場を生徒とともに作りあげていくことにあるのではないか。ルールづくりに参画していく体験としては、例えば、「模擬議会」「市議会への請願の作成」「政策立案体験」などが考えられる。

加えて、模擬投票は3年に一度の取組みのため、1年次でこれを経験した生徒は、その後に実践的な政治参加教育を受ける機会がないことも課題である。特に、本校の新カリキュラムでは「公共」は2年次必修となった。カリキュラム・マネジメントの視点から、より効果的なプログラムを展望すれば、2年次にも体験的な学習の場があることが望ましい。本校のシチズンシップ教育の3本目の柱として、2年次にルールづくりのプログラムを開発することを今後の課題としたい。

### 3 実践事例Ⅱ 「模擬裁判」～「論拠に基づいて主張する力」の育成～

#### (1) 学習のねらい

わが国の法教育は、法務省と文部科学省の「法教育研究会」における協議を通じて、その指導の在り方等が検討されている。「法教育研究会」の報告書では、法教育は「個人の尊厳や法の支配などの憲法および法の基本原理を理解させ、責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質・能力を養う」ことや「法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養う」ことを目指すとしている。こうした背景を踏まえ、「開かれた司法」の観点から、学校現場においても「裁判員制度」の学習や「模擬裁判」などの司法参加教育が進められてきた。

新城高校では、「模擬裁判」を「論拠に基づいて主張する力」を身に付ける実践的な学びと位置づけ、3年次において実施している。模擬裁判で「論拠に基づいて主張する力」の育成を目指す理由は、本校生徒の課題にある。すなわち、意見を述べる際、多様な価値観・考え方を踏まえ切れていないことや、主張を裏付ける根拠の乏しさなどの課題である。授業において生徒の意見に対し、「なぜそのように考えるのか」を質問すると、理由を言語化できない生徒が一定数存在する。一つの仮説ではあるが、その背景には、新城高校の生徒がこれまでの学習で論拠を考える機会に乏しかったことがあるように思われる。高校受験や大学受験の要請などから、本校生徒にとってのイシューは「学習したことをテストで再現すること」である。当然のことながら、学校内外の学習においても知識の定着やその確認作業にリソースが割かれる傾向にある。そのため、一問一答など「答えのある問い」に対してはアンテナが立つが、自己の考えを表現したり、思考のプロセスを言語化したりする「答えのない問い」には感度が鈍いのではないかと。

こうした課題を乗り越えるために、「模擬裁判」では意見を述べる際に「論拠」を提示することや、自己の主張を伝えるために「発表の型」を活用することを意識させている。グループワークでは、意見の異

なる生徒との議論の場を設定しているため、自己の意見を主張するためにはそれなりの論拠が必要になる。意見の異なる相手をいかにして説得するかを考え、発表の型を用いながら論理的に主張する。そうした活動を通じて、「論拠に基づいて主張する力」を育む機会とするのである。

## (2) 模擬裁判の工夫点

### (ア) 神奈川県弁護士会のアドバイスを踏まえた授業実践

本校のシチズンシップ教育は、新科目「公共」の特色である知識の活用をシチズンシップ教育の場で実践する、という考え方に立脚している。そのため、模擬裁判においても、「知識の習得→活用」を学習の基本としてプログラムを開発してきた。しかし、県立高校改革（I期）指定事業では、それゆえの課題もあった。すなわち、模擬裁判の事前指導として「現代社会」で学習した「身体の自由」における「疑わしきは罰せず」の原則から、確たる証拠がない場合に生徒が有罪の判断を下すことができない点である。

この点について、神奈川県弁護士会からは、①有罪・無罪の判断は、事実の積み上げによってなされ、②その積み上げが一定の基準を超えて客観的に事実であったと考えることが相当である場合には、③確たる証拠（例えば指紋などの物的証拠）がなかったとしても有罪となる、とのアドバイスを受けている。事前指導でその解説を行うことで、さまざまな情報や事実の積み重ねなどを総合的に判断しながら、有罪か無罪かを考える活動とした。

### (イ) 神奈川県弁護士会との協働による新規教材の開発

上記（ア）で触れた「生徒が有罪の判断を下せない」という課題を踏まえ、県立高校改革指定事業（平成31年度指定）では、神奈川県弁護士会と協働して新教材の開発を行った。従来のシナリオは、強盗事件における証拠や証言などが、被告人を有罪とするに足るかを判断するもので、「有罪か無罪か」をテーマとする学習であった。これを改め、新たなシナリオでは「殺意の有無」をテーマとした。

ここでは、息子が父親との口論の末に父親をPCで殴ったことが「殺人未遂」に当たるかどうか争点となっており、父親を殴ったという事実については異論がない。裁判において、殺意が認定されれば「殺人未遂」、認定されなければ「傷害罪」となるケースである。争点を「殺意の有無」という物理的証明が

不可能なものにすることで、「疑わしきは罰せずの原則から、確たる証拠がない場合は無罪」というステレオタイプの思考から脱却を図ったのである。

なお、シナリオを読み込む際やグループワークに活用するワークシートは、神奈川県弁護士会の協力の下に作成し、事実認定や反証の考え方など、裁判における「思考のモデル」を学ぶことのできる内容となっ

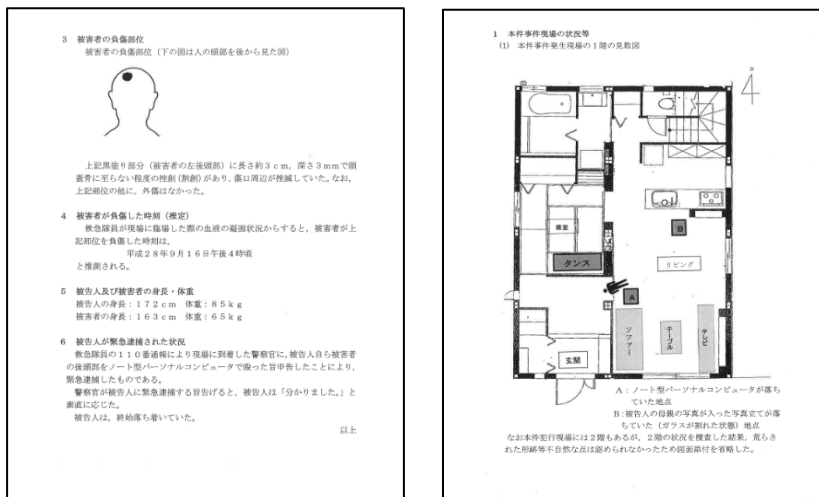


図5 「殺意の有無」シナリオ

ている。

### (ウ) 弁護士7名による刑事裁判の実演（ロールプレイ）

従来の模擬裁判では、シナリオに沿って生徒が裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人などの役割を演じ、ストーリーを進めていくロールプレイ形式での学習であった。この活動は、裁判を体験的に学ぶことができる反面、次のような課題もあった。

- 長時間のロールプレイによりグループワークでの議論の時間が十分でないこと
- ロールプレイ中、役割のない生徒の活動が受動的になってしまうこと
- 模擬裁判は実物を志向しているが、生徒がロールプレイをすることで実物から離れてしまうこと

そこで、県立高校改革指定事業（平成31年度指定）からは、ロールプレイを弁護士に依頼し、体育館でシナリオの冒頭部分（人定質問、起訴状朗読、黙秘権の告知、罪状認否など）を実際に演じてもらう形態をとった。そもそも模擬裁判には、各クラス1名（計7名）の弁護士がつき、ファシリテーターとして授業を進行してもらうよう準備をしている。模擬裁判における弁護士のロールプレイは、弁護士7名という恵まれた環境を最大限に活用するという要請を受けての試みでもあった。

なお、ここでのロールプレイはシナリオの内容に基づいており、生徒は事前にそれを読み込んでいるため、難解な法律用語や裁判手続きの流れを概ね理解することができる。弁護士によるロールプレイという「実物」による学びが、生徒の理解を深めることにつながったものと考えられる。

### (3) 単元指導計画

時数	日時	教科・科目	学習内容
1	10/上旬	現代社会	司法制度と身体的自由
2	10/7（月） ④総合	司法教育講演会	テーマ「法律家の考え方を学ぼう！～実はみんなもやっている！？裁判における事実認定～」
3	10/17（木） ④LHR	総合的な探究の時間	シナリオ「殺意の有無」の読み込み ワークシート記入
4・5	10/21（月） ⑤⑥	模擬裁判	○弁護士による刑事裁判ロールプレイ（30分） ○「殺意の有無」についてのGW（60分）

### (4) 授業の実際

#### 第1時 知識の習得

「模擬裁判」を実践的で深い学びとするために、裁判の基礎知識である「司法制度」や「身体的自由」を学ぶ。ここでは、裁判員制度のしくみや裁判の手続き、罪刑法定や一事不再理など、憲法で保障される身体的自由について理解を深め、第3時のシナリオの読み込み、第4時の模擬裁判を行うための土台づ

くりを行う。また「疑わしきは罰せず」の原則については、前述の課題と弁護士のアドバイスを踏まえ、事実の積み上げが一定の基準を超え、客観的に事実であったと考えられる場合には、確たる証拠がなくとも有罪となる旨の説明を行っている。

## 第2時 司法教育講演会

模擬裁判のねらいである「論拠に基づいて主張する力」を育むため、司法教育講演会では論理的思考にフォーカスした講演を依頼している。令和元年度のテーマは、「法律家の考え方を学ぼう！～実はみんなもやっている！？裁判における事実認定～」である。ここでは第3時との接続を踏まえて、「殺意の有無」を判断するための見方・考え方を学ぶために、「事実認定」を取り扱ってもらった。事実認定については、「XとYが付き合っているか」という身近なものと、「ナイフで刺したことに殺意があったか」というシナリオを意識したものの2つの事例を取り扱っている。(以下、平成31年度司法教育講演会のレジュメより抜粋)

例1) XがYと付き合っているかどうかについて、以下の事実にどのような理由を付けるとXとYが付き合っているという事実を認定できるだろうか。

公訴事実(証明しようとする事実) = XとYが付き合っていること

	証拠・事情	理由
①	XとYは学校でよく一緒にいるのを見掛ける	恋人だから学校でもよく一緒にいるのではないか。
②	先々週の日曜日、XとYが街で一緒に歩いていた	日曜日に一緒に歩いているならばデートであることが多いのではないか。

①②だけではどちらとも判断がつきにくいかもしれない。では、以下の事実があったらどうか。

③	先週の土曜日、XとYが一緒に歩いているときに手をつないでいた	恋人でなければ手をつなぐことはほとんどない。
④	そのときに、着ている服が一緒(ペアルック)だった	恋人でなければペアルックになることはほとんどない。
⑤	XもYも同じ指輪をしていた	恋人でなければ同じ指輪はしない。

### 第3時 模擬裁判のシナリオの読み込み

模擬裁判のシナリオを読み込み、裁判における被告人の話や検察から示された証拠などについて総合的に判断し、「殺意の有無」を考察する。手順は以下のとおりである。

- ① 「(A) 殺意ありと読み取れる事実」と「(B) 殺意なしと読み取れる事実」の両面をシナリオから抽出してワークシートに記述し、殺意の有無を判断する材料とする。
- ② シナリオの内容や、①の記述から総合的に判断し、「殺意の有無」を結論づける。
- ③ ①の事実を組み合わせ、そこからなぜ「殺意があった・なかった」と言えるのか、自らの主張の論拠を示す。(下表参照)

組み合わせる事実	導かれる論拠
例 ・ 凶器は包丁 ・ 3日前に包丁の領収書 ・ 腹部を刺した	犯行前、計画的に凶器となる包丁を購入し、重要な臓器が集まる腹部を、致命傷を負わせることのできる包丁で刺した。ゆえに、殺意はあった。

- ④ 想定される反対意見（反証）に対するさらなる反証を考える。  
例えば、「殺意あり」と結論づけた場合、①で記述した「(B) 殺意なしと読み取れる事実」は、自分の結論にとって都合の悪い事実と考えられる。そこで、その事実に対するさらなる反証を考えることによって、第4時のグループ討論において議論を深める材料としている。この作業は「同じ事実でも見方・考え方によって結論は変わる」という、多様な見方・考え方を身に付ける上で、生徒にとって重要な取組みであったと考えられる。

都合の悪い事実	それに対する反証
例 ・ 腹部を刺した ・ 3日前に包丁の領収書 (→ゆえに殺意はあった)	腹部を刺したのは、被告人と被害者がもみ合った時に、たまたま腹部へ刺さってしまっただけである。そもそも殺人を犯すのに証拠となるような領収書は取らない。ゆえに、殺意はなかった。

### 第4時 模擬裁判

#### ① 弁護士による裁判のロールプレイ（実演）

模擬裁判は、2コマ続きの5・6校時の授業として行っている。まず前半部は、弁護士による裁判のロールプレイである。本校の模擬裁判は、1クラス1名（計7名）の弁護士に参加してもらっており、その7名による裁判の実演を体育館で見学する。ロールプレイの内容は、シナリオの冒頭部分（人定質問、起訴状朗読、黙秘権の告知、罪状認否など）であるため、生徒はシナリオ（テキスト）で読んだ裁判の手続きを、弁護士によるロールプレイ（実体験）でも学ぶことができる。



図6 弁護士によるロールプレイの様子



## ② 「殺意の有無」についての討論（グループワーク）

ロールプレイを見学した後は、各クラスでグループ討論を行う。シナリオから読み取った事実をもとに、「殺意の有無」について論拠に基づいて主張する場である。ここでは、議論の活性化や論拠によって相手を説得することをねらって、殺意があったのか否かについてグループごとに結論を出すことを課した。

また、まとめ用のワークシートは①結論（殺意の有無）→②理由・根拠→③反証の反証→④結論の流れで構成されている。そのため、このワークシートに沿って考えを深めることで、以下のような主張の型を学ぶことができる。



図7 殺意の有無についての討論の様子

表2 主張の型

① 結論	被告人には殺意があった・なかったと考えます。
② 理由・論拠	なぜなら～だからです。
③ 反証の反証	確かに、～と考えることもできますが、それについては～ことから反論します。
④ 結論	以上の証拠・事実等によれば、被告人に「殺意があった・なかった」と推測できるので、殺人未遂が「成立する・しない」と考えます。

## ③ 弁護士による講義・講評

授業の最後では弁護士からの講評を頂いている。ここでは、法曹の思考方法や実際の裁判の手続きについて触れてもらうことで、生徒はプロの生の声を通して学びを深めることができる。あるクラスでは、弁護士が教室内の蛍雪時代（1200 ページほどの厚い冊子）を激しく教卓に叩き付け、「頭部に長さ3cm、深さ3mmの裂傷ができるほどの衝撃とは、このくらいの強さで頭部をパソコンで殴るということです。さて、殺意はあったと思いますか？」という発問があった。生徒のアンケートからは、「テキストを読んで理解することと、実際に見聞きする経験では、心証がまったくことなる」との意見も見られた。



## (5) 生徒アンケート（原文ママ）

### 司法への関心が高まった（さらに学びたいと感じた）

- 興味深いと思ったのは「黙秘権」という権利で、今回までそのようなものがあるとは知りませんでした。話したくないことについては話さなくてもよいというこの権利はどうして生まれたのだろうと、とても気になりました。
- 正直、話し合いで自分の考えは変わらなかった。話し合いの中でもどちらか一つに結論付けるのは今日のものでは難しく、まだまだ知らない事例があるので、これからそのことについて調べたいと思った。
- （特に）刑事裁判の判決は下された本人だけでなく、その家族や被害者など、周りの人々の人生を左右するので、裁判員裁判に参加した一般市民の自分たちの判断がとても重要なものだと思う。判断する側の人間の責任も重い。模擬裁判で自分たちも考えてみて、とても難しかったので、実際の裁判ではどのようなものなのか、興味がわいてきた。

### 論拠の重要性を実感した

- 相手側の言いたいこと、反論を読んで自分側の証言を考えることは面白いと思った。同じ意見の人ばかりではないことを知り、自分の意見を人に分かってもらうには、論理立てて伝える必要があると感じ、押し付けるだけの意見では相手に伝わらないのだと学んだ。
- 今回の模擬裁判で、裁判に関する知識や関心が今までより比べ物にならないくらい増えたと思います。将来大人になった時に裁判員として召集された場合のために、今回学んだ”理由をつける”という考え方を是非覚えていきたいです。一番最後のお話で「死んでもいいかなと一瞬でも思ってしまえばそれは一種の殺意である。」という言葉は本当になるほど！と思えたので、一番印象に残っています。良い模擬裁判でした。
- 今回のグループワークでは反証を考えることの大切さを学んだ。話し合い等の機会があったら、自分の意見をよく考え相手の意見を聞いて、相手を説得できるようにしたい。

### 様々な見方・考え方があることに気づいた

- 司法というとても難しく感じてしまうが、実際にグループワークや個人の活動をしてみて、事実や証拠からその時何が起こっていたのかを推測するなど自分達の日常生活の行動に似ていると感じた。1つの事実に対して様々な見方ができるし、この見方が絶対に正しいなどと言えないと思った。他者の考えを知るのには、やはりおもしろいことだった。
- 殺意あり・なしの判断を下すときになるべく客観的に物事を見て判断したつもりでいたけれど、まだまだ主観的に物事を捉えていることが多いんだなと気づき、もっと物事を客観的に捉えられる心を持ちたいと思いました。

### その他

- テレビやドラマなどで裁判のイメージはありましたが、詳しいところまでは知らなかったので、弁護士さんの演劇を見てより流れが分かった気がしました。そして、本物の弁護士さんがクラスに来てくださり、本物の裁判の話が聞けてとてもよい経験になりました。
- 裁判は人の人生を左右するため慎重になる必要があり、そのためには資料を大量に読み込んだり知識も身につけたりしなければならぬ苦勞を思うと司法への見方も変わった。自分で事実や反証などを考えたからこそ得られたものだと思う。
- 弁護士の人から直接話を聞いたり、ロールプレイをしていただく機会はほとんどないと思ったので、今回それができて良かったです。個人で裁判を見に行きたいと思いました。

## 3学年 模擬裁判アンケート結果

I 司法制度のしくみや人身の自由についての理解は深まったか。

①そう思う 130      ②どちらかといえばそう思う 95      ③どちらかといえばそう思わない 5      ④そう思わない 3

II 資料の活用や他者との協働の中で多面的・多角的に考察することができたか。

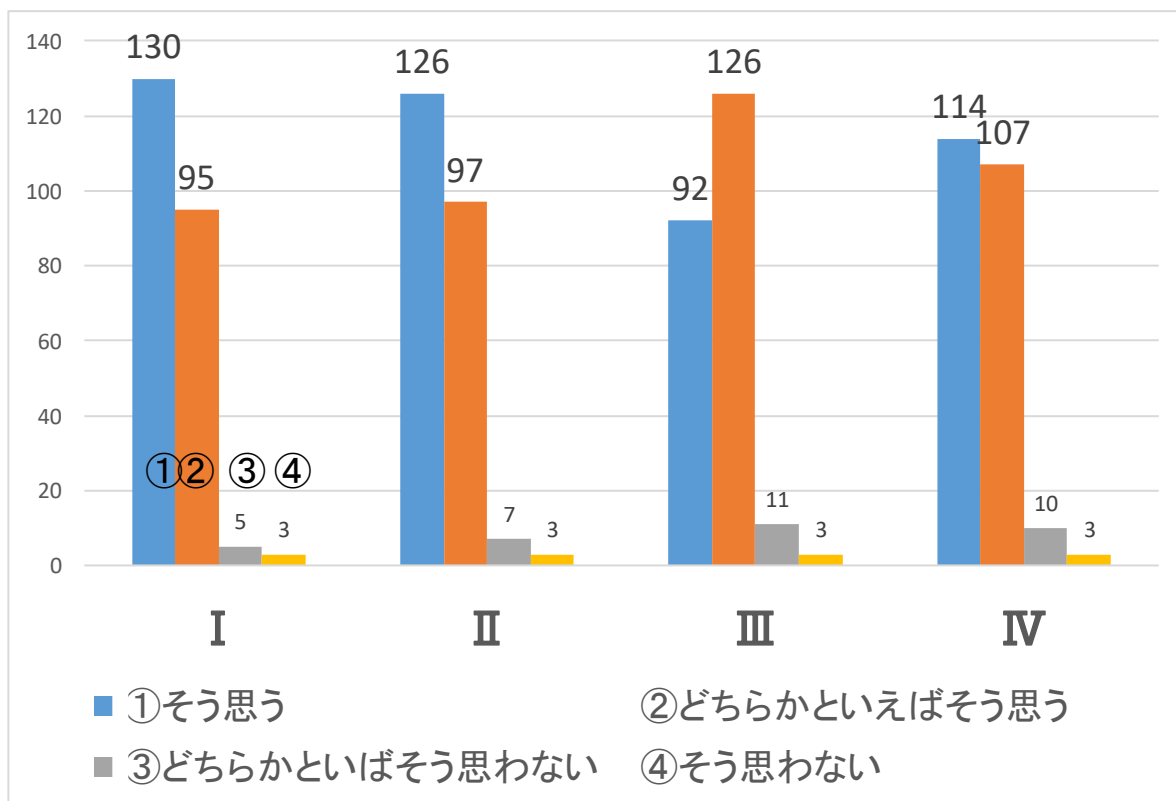
①そう思う 126      ②どちらかといえばそう思う 97      ③どちらかといえばそう思わない 7      ④そう思わない 3

III 証拠や論拠に基づいて論理的に思考・判断することができたか。

①そう思う 92      ②どちらかといえばそう思う 126      ③どちらかといえばそう思わない 11      ④そう思わない 3

IV 司法制度や人身の自由など司法的な関心は高まったか？

①そう思う 114      ②どちらかといえばそう思う 107      ③どちらかといえばそう思わない 10      ④そう思わない 3



## (6) 成果

模擬裁判の成果として、次の3点を挙げたい。1点目は、弁護士による実演やファシリテーションによって生徒の興味・関心を刺激し、司法参加の意欲を高められた点である。司法制度改革の課題の一つは、司法という専門的な領域に、国民が参画することの敷居の高さや心理的負荷の大きさであった。そのため、「開かれた司法」の実現に向けて、司法教育においては司法参加への意欲の喚起が求められた。模擬裁判のアンケートの結果から、弁護士による実演やファシリテーションなど「本物」に触れる経験は、生徒の興味・関心を大いに高めたものと考えられ、「開かれた司法」実現の一助になったものと思われる。

2点目は、「論拠に基づいて主張する」ことの重要性を認識させることができた点である。アンケート結果では、「Ⅲ 論拠や証拠に基づいて思考・判断することができたか」について、92%の生徒が肯定的な回答をしている。また、自由記述からも論拠の重要性についての言及が目立った。これは、事前指導や弁護士の働きかけもさることながら、ワークシートの形式によるものが大きいと考えている。ワークシートでは、シナリオから「殺意ありと読み取れる事実」と「殺意なしと読み取れる事実」を列挙し、その事実がなぜ「殺意あり」または「殺意なし」と結論付けられるのか、その理由を記述するものとなっている。加えて、グループ発表用のワークシートでは、①結論→②理由・論拠→③反証の反証→④結論という型を用いて論拠を明確化する場面を設定している。こうした目標を達成するための仕掛けが、生徒へ思考・判断を促したものと考えられる。

3点目は、他者との意見の交換によって、見方・考え方が変わることに気づかせることができた点である。アンケート結果では、「Ⅱ 資料活用や他者との協働の中で多面的・多角的に考察することができたか」について、95%以上が肯定的な回答をしている。模擬裁判のアンケートは、全般的に肯定的な回答となっているが、「Ⅲ 論拠や証拠に基づいて思考・判断することができたか」と項目Ⅱの比較では、「①そう思う」と「②どちらかといえばそう思う」の割合が逆転し、項目Ⅲでは「①そう思う」92ポイント、「②どちらかといえばそう思う」126ポイントに対し、項目Ⅱでは「①そう思う」126ポイント、「②どちらかといえばそう思う」97ポイントという結果になっている。これは他者との協働や意見交換によって、見方・考え方が広がったことをより強く実感できた生徒が多かったことを示すものである。模擬裁判のねらいは「論拠に基づいて主張する力」の育成であるが、論拠が重要なのは、多様な意見があるからに他ならない。こうした観点から模擬裁判を振り返ってみると、多様な意見を踏まえ、多角的・多面的に考察し、論拠に基づいて主張する一連の学習が、生徒の思考力・判断力を養い、司法への興味・関心を高めることができたと総括することができるものと考えている。

## (7) 課題

新城高校のシチズンシップ教育では、「模擬裁判」「模擬投票」を学校全体の取組みとするために、「公民科目」だけでなく、「地歴科目」や「総合的な探究の時間」でも事前指導を行っている。そのため、指導計画が科目内で完結せず、単元のまとまりを見通した指導および評価の観点から課題が残る。令和4年度からの新学習指導要領では、「指導と評価の一体化」の観点から単元のまとまりごとに見通しを立てることや、単元の学習後に振り返りを行うことを重視している。この趣旨からは、模擬裁判も特定の科目（例えば現代社会や公共など）の単元指導計画に位置づける方が、そのねらいを実現しやすいものと考えられる。シチズンシップ教育の柱として学校全体として取り組みながら、いかに新指導要領のねらいを実現していくか、その最大公約数的な解を求める取組みが今後は求められる。

また、生徒のアンケートからは、「自分たちが考えていたこととは違う視点からの意見もあって、見方によって結論が変わることが面白かった。最後は、相手の意見に納得できたので殺意はなかったに考えを変えた」という意見のように、議論することで視野が広がったという声がある一方、「殺意あり・なしはどちらも一步も譲らなかったの、最後は多数決で決めた」との意見もあった。本校生徒の特性として、意見の対立を嫌う傾向があるが、その特性からか討論というより意見の交換に終始し、議論の深まりに課題が残るケースもあった。民主主義の前提に立てば、多数決は意思決定の重要な手続きである。しかし、そこには議論を尽くすという前提があり、数の論理で押し切るような力任せの多数決や、意思決定の困難さから逃避し安易に結論を求めようとする多数決には慎重であるべきだろう。

こうした反省を受け、今後は議論を深めるための技術的な工夫だけでなく、議論や討論はよりよい結論を得るために必要な手続きであり、それは他者の否定や人格の対立とは明確に区別されるべきことを伝えながら、学校の風土として「安心して反論できる土壌」を醸成していきたい。

## 第4章 「主体的・対話的で深い学び」の実践

### 1 「主体的・対話的で深い学び」とは何か

#### (1) 育成を目指す資質・能力

高等学校学習指導要領（平成30年告示）では、育成を目指す資質・能力が三つ柱として整理された。すなわち、①「何を理解しているか、何ができるか」、②「理解していること・できることをどう使うか」、③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の三つである。

従前の指導要領が「何を学ぶか」を重視していたのに対し、新学習指導要領では、「何ができるか」という学習の結果として身に付ける「資質・能力」に焦点が当たっている。これは平成28年の中央教育審議会の「学習指導要領改訂の方向性（案）」を踏まえたものであり、そこでは「どのように学ぶか」という学習の手法についても言及されている。

この変革の背景には、これまでの授業が「何を教えるか」という視点を中心に組み立てられており、そのことが指導の目的を「何ができるようになるか」まで発展させることを妨げているのではないか、という反省がある。

こうした観点から、高等学校学習指導要領（平成30年告示）では、「何ができるようになるか」という資質・能力の育成にフォーカスし、そのための学びの在り方として「主体的・対話的で深い学び」の実践が求められているのである。

なお、「主体的・対話的で深い学び」については、教育目標を実現するための「手段」であることに鑑み、本報告書では、主体的・対話的で深い学びを行うことを「実践」と表記しているが、一方で「主体的・対話的で深い学び」はその実践そのものに意義がある、との見方もある。「主体的・対話的で深い学び」が目的化したとしても、結果として生徒の資質・能力を育むことになるならば、その学びには価値があるとする考え方である。本報告書においては、そうした主張に必ずしも反対するものではないが、学校目標を実現するために教育活動が行われるという視点に立てば、「主体的・対話的で深い学び」はやはり「手段」であるとの認識に立っている。こうした認識の下、本報告書では「主体的・対話的で深い学び」を行うことについては、「実現」ではなく、「実践」の表記で統一している。

#### (2) 「学習内容（コンテンツ）」ベースから「資質・能力（コンピテンシー）」ベースへの転換

前述のように、高等学校学習指導要領（平成30年告示）において「何ができるようになるか」を重視する考え方は、いわば「学習内容（コンテンツ）」中心の教育から、「資質・能力（コンピテンシー）」を育成する教育への転換でもある。

「資質・能力（コンピテンシー）」について、学習指導要領は次の3点を挙げている。すなわち、①言語能力、②情報活用能力（情報モラルを含む）③問題発見・解決能力である。これらの能力は、各教科の土台となる能力であるとともに、実社会において求められる必須のスキルでもある。

「資質・能力（コンピテンシー）」を育むためには、「教科を学ぶ」から「教科で学ぶ」視点が必要である。つまり、「学習内容（コンテンツ）」を媒介として、「資質・能力（コンピテンシー）」を育成するという考え方である。例えば、部活動が「技術の向上」だけでなく、技術の向上を図りながら、「忍耐力」や「協調性」を涵養するように、各教科においても「学習内容（コンテンツ）」の定着を図りながら、その活動を通して「資質・能力（コンピテンシー）」の伸長を目指すのである。

このコンピテンシーの伸長を目指す学習手法が「主体的・対話的で深い学び」である。「学習内容（コンテンツ）」を変えるだけでは「資質・能力」への関与は限定的だが、学び方を変えれば、「資質・能力（コンピテンシー）」に作用することができる。例えば、「政治・経済」の「財政」の単元において、「よりよい日本を作るためにはどのような予算にすべきか」をテーマに、国家予算の在り方を協働しながら考える学習であれば、「知識」だけでなく、「コミュニケーション能力」や「問題発見・解決力」を伸ばす機会になるはずである。こうした「資質・能力」に働きかける学びを、「公共」の研究では「深い学び」と整理している。

### (3) 教科横断的な視点

高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）には、「資質・能力（コンピテンシー）」の育成について、教科を横断しながら育むものとして次のように説明している。

各学校においては、生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

ここで注意すべきは、これらの「資質・能力」は、「学習内容（コンテンツ）」の横断によってではなく、「資質・能力（コンピテンシー）」の横断によって育まれる点である。「資質・能力（コンピテンシー）」の横断とは、例えば「論理的思考力」を育むために、国語では「論理的な文章を書く力」を、数学では「ものごとを順序立てて考える力」を、地歴公民では「諸資料やデータを読み取る力」を育てるような、各教科がそれぞれの見方・考え方を働かせながら「資質・能力」に関わっていく学習である。したがって、平和学習における日本史で「戦前の歴史」、化学では「原子力」、英語では「ポツダム宣言の英訳」をして、平和への理解を深める「学習内容（コンテンツ）」の横断とは異なる点に留意しなければならない。

### (4) カリキュラム・マネジメントの視点

以上のことから、学習指導要領の目指す教育を実現するためには、学校目標や生徒像から、育むべき「資質・能力（コンピテンシー）」を明らかにし、その獲得のために「どのように学ぶか」、つまり「主体的・対話的で深い学び」を柱とする授業を実践する必要がある。端的に言えば、「学校目標」と「資質・能力（コンピテンシー）」の接続を意識したこの授業改善こそ、カリキュラム・マネジメントの要諦である。次節では、新科目「公共」を意識した「主体的・対話的で深い学び」の実践について取り上げてみたい。



図1 「国家予算」作成グループワークの様子



図2 発表の様子

## 2 実践事例Ⅲ「よりよい日本のための国家予算を作ろう」

### (1) 単元指導計画

時・次	学習内容	学習活動	評価の観点				評価規準	評価方法
			a	b	c	d		
1	政府はどのような財政活動を行っているのか					○	○経済活動における政府の役割と、財政政策による景気調整の方法を理解している。 ○政府の財政政策が生活の様々な場面で役割を果たしていることに気づき、そのあり方について考察しようとしている。	ワークシート 定期試験
	財政の役割と財政政策	○経済活動における政府の役割は何か考える。 ○財政政策による景気調整の方法を理解する。	○					
2	税金はどのように集められ使われるのか			○			○租税のしくみと特徴を理解した上で、公平な税負担のあり方を考え、自らの考えを適切に表現している。 ○国家予算の現状と課題についての資料を収集・分析し、適切な情報を読み取っている。	ワークシート 定期試験
	租税と予算①	○租税のしくみと特徴を学び、国家予算の現状を考察する。 ○所得税・法人税・消費税の特徴と税収の現状を踏まえ、消費増税の是非について考える。			○			
3 (本時)	よりよい日本の国家予算を考える			○			○日本の情勢や課題を踏まえた上で、望ましい国家予算のあり方について、多様な価値観や利害の対立を踏まえ公正に判断し、考えを表現している。 ○財政のしくみと働き及び租税の意義と役割を踏まえて、国家予算の探究の観点から意欲的に追究しようとしている。	ワークシート
	租税と予算②	○来年度の国家予算をどのように組むのか、予算折衝のグループワークを通じて、よりよい社会を実現するための国家予算を探究する。	○					



(2) 本時の展開 (50分授業)

授業展開	学習活動	指導上の留意点	評価方法
導入 5分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前時の振り返り</li> <li>○本時の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政とは何かを確認する</li> <li>○本時テーマを明示する</li> </ul>	
展開 30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループワーク (8名)</li> <li>「よりよい日本の国家予算を考える」</li> <li>・各担当が調べてきた予算項目 (歳出) ごとに意見を出し合い、予算折衝をし、来年度予算 (歳出) を作成する</li> <li>・意見がまとまり次第、パワーポイントで予算 (歳出) の円グラフを作成する</li> <li>・予算 (歳出) の特徴とタイトルを考える</li> <li>・プレゼン (3分)</li> <li>・質疑・応答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループワーク開始 10分程度で進捗を確認し、内容に応じて、質問や修正、考えを深めるためのアドバイスを行う。</li> <li>○予算 (歳出) を増・減額する場合、なぜその必要があるのか理由や根拠を明示しながら意見を言うよう指導する。</li> <li>○予算折衝において、担当者には利益の代弁者としての側面だけでなく、将来の日本をどうしたいのかという全体のビジョンも意識させる。</li> <li>○発表が単なる原稿読みにならないよう出来るだけ自分の言葉で表現させる。</li> <li>○質疑・応答によって、対話の場面を作り、その問答から新たな課題や考えに気付かせる深い学びにつなげる。</li> </ul>	ワークシート <b>【思・判・表】</b>
まとめ 15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算を決めるのは誰か</li> <li>○本時の振り返り</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>宿題 (ワークシート)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤予算の振り返り</li> <li>⑥あなたはこれから日本にどのような予算を望みますか?</li> <li>⑦今回グループで話をまとめる上で難しかったことは何ですか?</li> <li>⑧今回の学習を通じてどのような点に興味・関心を持ちましたか?</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○間接民主制の我が国において、国家予算を決めるのは国民であることに気付かせる。</li> <li>○各党のマニフェストの比較から、政策の違いが予算の違いにつながることに気付かせる。</li> <li>○税率の高い北欧の国々の投票率が高いことを踏まえ、生徒が今後の日本の形を作っていくことを意識させる。</li> </ul>	ワークシート <b>【関・意・態】</b>

### 3 「主体的・対話的で深い学び」を柱とする授業改善プログラム

#### (1) 経緯

「県立高校改革指定事業（平成 31 年度指定）」において、新城高校に新たなミッションが与えられた。新科目「公共」の研究を柱とする授業改善の推進である。「知識の活用」や「協働的な学び」を特徴とする科目「公共」は、「主体的・対話的で深い学び」との親和性が高い。その優位性を授業改善に活用し、新指導要領のねらいを実現する一助とせよ、との要請である。

しかし、本校においてはすでに授業改善のプログラムが存在し、年間を通じた授業改善のしくみが確立している。また、「公民科」を主体とする「公共」研究が、他教科に対して授業改善の旗振り役となることについてもしくみ上の問題がある。

そこで本ミッションについては、「公共」研究と授業改善を推進するカリキュラム開発 G との協働によって、現行の授業改善を深化させるという形式をとった。具体的なフローは以下のとおりである。

#### (2) 授業改善のフロー

- ① 科目「公共」の研究において、「主体的・対話的で深い学び」の学習手法を蓄積する
- ② 全教科が参観する「公共」の研究授業において、その手法を発信する
- ③ 研究授業の様子を各教科に持ち帰り、教科の特性に応じた「主体的・対話的で深い学び」の在り方を検討する
- ④ ③を踏まえて研究授業を行う
- ⑤ 教科会においてフィードバックを行い、授業改善の一助とする

#### (3) ミッションの振り返り

この授業改善のプログラムは、「主体的・対話的で深い学び」で各教科を横断するとともに、「公共」研究が授業改善の推進主体となっている。その意味で、ミッションに対して一定の方向性を示したものと考えている。しかし、「資質・能力（コンピテンシー）」で横断する高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）の本来の趣旨は、「主体的・対話的で深い学び」という「手段」の横断ではなく、「生徒に身に付けさせたい力」での横断であろう。それによって初めて、「主体的・対話的で深い学び」の意義や方向性が具体化するのである。

新城高校では、今年度限りで「県立高校改革指定事業（平成 31 年度指定）」の 6 年間の研究指定を終え、令和 4 度からは「学習評価に係る研究」へと研究内容を一新することとなるが、そこでは新指導要領の本旨に則り、「資質・能力（コンピテンシー）」で横断するカリキュラム・マネジメントを目指したい。その意味で、「公共」の研究が科目の研究にとどまらず、教科を横断するしくみとなったことは、令和 4 年度指定校事業につながる研究になったと考えられる。

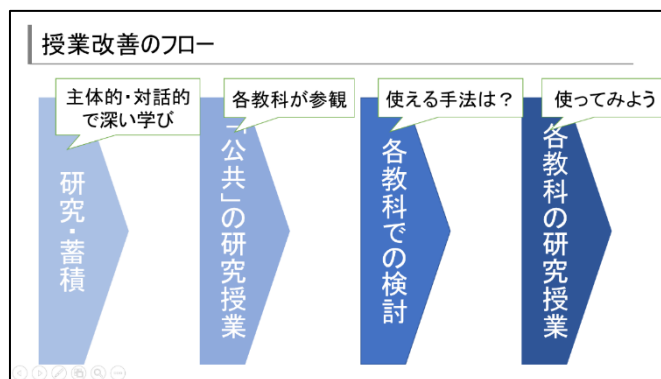


図3 「公共」が主体となる授業改善フロー

## 第5章 研究を振り返って

### 1 成果

#### (1) 定性評価

指定校事業6年間の成果として、以下の3点を挙げたい。まず1点目は、新城高校における新科目「公共」の内容を定義した点である。学習指導要領公示前より始まった研究は、「公共」の内容が見えないという最大の課題を、「公共」に関する僅かな情報と、シチズンシップ教育の知見を頼りに乗り越え、「公共」の輪郭を形成してきた。そして、県立高校改革（I期）指定事業の3年間で、「公共」が「シチズンシップ教育のコア科目」であることを確認し、科目「公共」とシチズンシップ教育の相互還流的なカリキュラムを確立してきた。この0から1の創造がもっとも大きな成果である。

2点目は、「公共」の研究において着実に実践事例を積み上げた点である。県立高校改革（I期）指定事業では、手探りであった研究授業などの実践も、県立高校改革指定事業（平成31年度指定）では、新指導要領に則り、確かな方向性の下に事例を積み上げることができた。特に、①「主体的・対話的で深い学び」を柱とする学習、②「資質・能力（コンピテンシー）」を育成するための授業実践、③社会とのつながりを意識した関係諸機関との連携などは新カリキュラムの要諦であるため、その知見を積み上げ、蓄積することができた点は、叩き台としてそれなりの存在価値があるだろう。また、「主体的・対話的で深い学び」で横断する授業改善プログラムの構築も、本校のメソッドを一層深化させることにつながったものと考えられる。

最後の3点目は、研究の成果や課題を折に触れて発信することができたことである。新科目「公共」の研究成果は、横浜北東川崎地区での地域別発表会および「公共」のテーマ別発表会において計7回の発表機会に恵まれ、令和3年度には地歴公民科教育課程説明会でも実践事例報告の機会を得ることができた。また、本校が独自に行った職員（校内外）へのアンケートから、「公共の内容や概要についての理解」に課題があり、「公共」に対する困り感の主因が「内容が分からないこと」であるとの仮説を立て、その払

拭のために情報発信してきたことは、神奈川県公立高校全体のスムーズな新カリキュラムへの移行を目指してきた本校の目標とも重なる。このように他校へ情報発信ができたことが3つ目の成果である。なお、情報発信という意味では、本研究報告書の作成および頒布も、その一助になると考えている。

以上のことより、教育課程研究指定校としての新科目「公共」研究の成果は、「公共」の内容を定め、事例を蓄積し、それを発信すると

いう一連の流れによって、神奈川県公立高校の新カリキュラム移行をかげながら後押ししたことと総

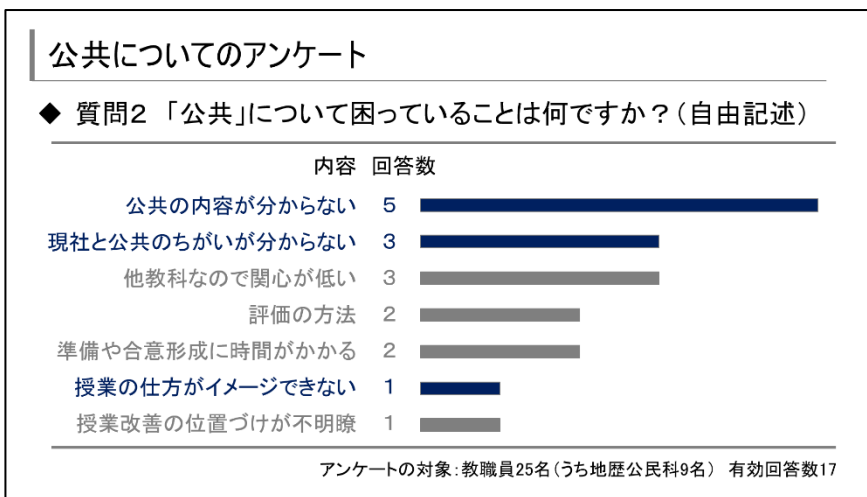


図1 「公共」についての職員アンケート

括することができる。

(2) 定量評価

研究の特性上、定量的に研究成果を測ることは難しいが、ここでは神奈川県教育委員会から「成果の指標」として示された「生徒による授業評価」の推移を参考に振り返ってみたい。

以下のグラフは、3年生必修「現代社会」における「生徒による授業評価」の4項目について、肯定的な回答の割合の推移を比較したものである。授業評価の項目は以下の通りである。

表1 研究において成果の指標とした「生徒による授業評価」の項目（県教育委員会より指定）

2	単元（内容のまとめり）の学習の中で、他者の考えを知り、自らの考えを広げ深める機会がある
3	単元（内容のまとめり）の学習の中で、課題について自分の考えをまとめたり、解決方法について考えたりする場面がある
5	他者の考えを知ることにより、新たな考え方を知るなど、自らの考えを広げ深めることができた
6	授業で得た知識をもとに、自分の考えをまとめたり、課題の解決方法を考えたりすることができた

ここでは、新科目「公共」の特色を踏まえ、他者との協働や問題解決について、授業における学びの機会

の有無とその達成感を問うている。目標値は、令和2年度（2020）・令和3年度（2021）ともに肯定的な回答の割合を80%に設定し、令和3年度（2021）は前年の数値を上回ることを目指した。

令和3年度（2021）の結果は、肯定的な回答の割合は「機会」および「達成感」の項目において90%を超えるとともに、その内訳も「かなりあてはまる」の割合が前年度を最大で32ポイント上回った。このアンケートは、母集団や授業担当者が異なるため、年度の比較に科学的な合理性を求めることはできないが、生徒の90%が「他者の考えを知ることによって考えを広げることができた」「自分で考えをまとめたり解決方法を考えたりすることができた」と実感している点は、受験科目として「現代社会」を利用する生徒が少数（各クラス2～3名程度）の本校において、特筆に値すると考えている。

こうした回答を得られた背景には、次の2点があると考えられる。1点目は、「現代社会」の授業において、「主体的・対話的で深い学び」や「問題解決学習」の意義を繰り返し伝えてきた点である。「知識は道具」という視点に立てば、知識は活用してこそ意義がある。また、グローバル化や少子化、持続可能なしくみづくりなど、21世紀の社会的課題の解決のためには、不断の努力による探究的な取組みが欠かせない。この「知識の習得・活用・探究」と

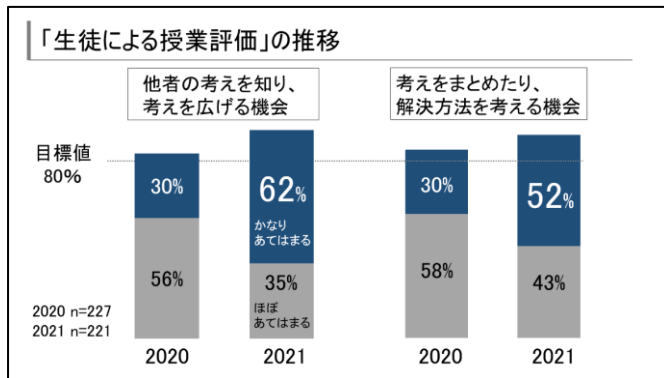


図2 「生徒による授業評価」の比較（項目2・3）

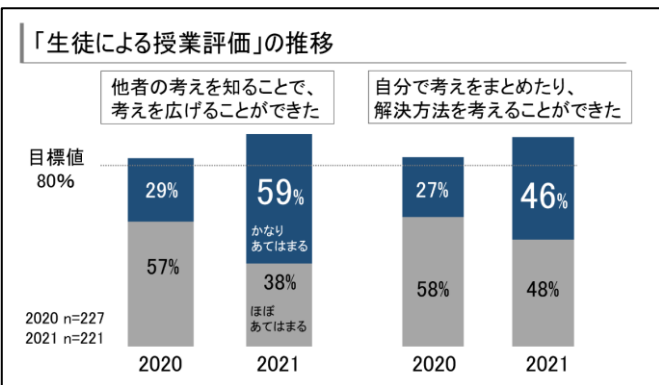


図3 「生徒による授業評価」の比較（項目5・6）

問題解決学習」の意義を繰り返し伝えてきた点である。「知識は道具」という視点に立てば、知識は活用してこそ意義がある。また、グローバル化や少子化、持続可能なしくみづくりなど、21世紀の社会的課題の解決のためには、不断の努力による探究的な取組みが欠かせない。この「知識の習得・活用・探究」と

いう一連のプロセスこそ、実社会で求められる「資質・能力」にコミットする学びであって、公民科目のねらいが、まさにそうした学習にあることを折に触れて説明してきたことが影響したと考えられる。

2点目は、「問題解決」のための協働的な学びの機会を、「現代社会」の指導計画に位置づけている点である。上記の「知識の習得・活用・探究」の学習プロセスの重要性は、当然のことながら、その機会を通じた実体験によって腹落ちするものである。そのため、単元のまとめの学習に工夫を凝らしている。例えば、「生命倫理」の単元における科学技術を「規制すべき」か「許容すべき」に分類するワーク（下表参照）や、「財政」の単元での「よりよい日本にするための国家予算」（添付資料参照）について考えるワークなどである。

表2 現代社会「生命倫理」における単元のまとめの学習

生命倫理 次の科学技術は「規制すべき」か「許容すべき」か 人工授精、体外受精、代理出産、精子バンク、人工授精キット、「生」の商品化、出生前診断 安楽死、尊厳死、臓器移植、脳死、ドナーカード、遺伝子組み換え技術、クローン技術 ヒトゲノム計画、iPS細胞、ES細胞、オーダーメイド医療、遺伝子治療（ゲノム創薬）など
--

また学校全体として「シチズンシップ教育」に取り組み、知識の活用や実体験の場が生徒の身近にあることも、高い割合で肯定的な回答を得た一因であると考えられる。最後に、こうしたアンケート結果が、手探りで始めた「公共」研究における支えとなり、研究のモチベーションとなったことを添えておきたい。

## 2 課題

### (1) 生徒の課題の共通認識の欠如

最も大きな課題は、「生徒に身に付けさせたい力」の共通認識を図れなかった点である。研究にあたっては、本校の教育的課題の解決と「公共」研究の両立のために、生徒の課題を「公共」研究によって解決するしくみを構築してきた。しかし、「公共」研究の母体となるグループが長らく存在しなかったこともあり、生徒の課題を整理・分析する際に、教科を超えた十分な検討ができなかった。そのため、学校として共通のビジョンを描けていないという課題があった。カリキュラム・マネジメントの本旨が、生徒の課題の中から「身に付けさせたい力」を抽出し、その実現のための手段を講じていくことであることを鑑みれば、学校として共通のビジョンを描けなかったことが最大の課題であると考えている。

### (2) 「資質・能力（コンピテンシー）」による横断

(1)「生徒の課題の共通認識の欠如」と連動するが、授業改善プログラムにおいて、「資質・能力（コンピテンシー）」で横断できなかった点も反省材料である。本校の授業改善プログラムは、「主体的・対話的で深い学び」で各教科を横断している。しかし、新指導要領の趣旨からは「資質・能力」、つまり「生徒に身に付けさせたい力」での横断が本来的である。新城高校においては、本校で身に付ける「7つの力」という育成すべき「資質・能力」の指針がありながら、そのしくみを十分に活用できなかった。

また、「資質・能力（コンピテンシー）」を育むためには、各教科がそれぞれの立場から「資質・能力」に働きかけるとともに、育成の中核となる場があることが望ましい。したがって、例えば「総合的な探究

の時間」を「資質・能力（コンピテンシー）」育成の中核として学習プログラムを開発しながら、同時に各教科を結ぶハブとしても機能するようなしくみを構築すべきである。令和4年度からの指定校事業「学習評価に係る研究」において引き続き検討課題としたい。

### (3) 「社会参画」のための体験的な学習プログラムの開発

3点目の課題は、シチズンシップ教育において、「模擬投票」「模擬裁判」に次ぐ3本目の柱となる学習プログラムの開発ができなかった点である。本校の目指す「すすんで社会をより良いものに作り変えていく」という社会参画の視点からは、模擬投票よりも一歩進めた形で自ら制度やルールづくりに参画する体験的なプログラムの開発が望まれる。加えて、模擬投票は3年に一度の取組みであるため、1年次でこれを経験した生徒は、その後に実践的な政治参加教育を受ける機会がない。こうした要請から、政治参加教育をベースに、シチズンシップ教育の3本目の柱として、ルールづくりに参画する体験的プログラム（例えば、模擬議会、市議会への請願の作成、政策立案体験など）を構築していくことを今後の課題としたい。

### (4) 目標達成度を測る指標の工夫

県立高校改革指定校事業を推進する上での困難の一つは、「達成すべき目標」と「目標達成度を測る指標（KPI）」が明確でない点である。県立高校改革指定事業（平成31年度指定）では、「生徒による授業評価」および「魅力と特色ある県立高校づくりについてのアンケート」を成果の指標としているが、年度によって母集団が異なるため、指標としての妥当性に疑問がある。したがって、年度間の比較ではなく、単年度で完結するKPIを設定するなど、指標の妥当性を高める工夫が必要である。

### (5) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の妥当性について

「指導と評価の一体化」の実現のためには、学習評価の妥当性や信頼性を高める工夫が求められる。この点、国立政策研究所の「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」では、「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、「粘り強さ」や「調整力」を指標とすることが示されている。これに則り、科目「公共」の研究においても、単元の冒頭に学習の見通しを持たせ、単元の学習後に振り返らせるワークシートを作成し、ループリック評価を試みたが、「主体的に学習に取り組む態度」が「見通し」と「振り返り」で本当に測れているのか疑問が残る。

また、「調整力」というマネジメント的な「資質・能力」を、各教科で評価する必要があるのかについても検討が必要である。むしろ教科横断的スキルとして、「総合的な探究の時間」などで育む方が現実に即しているのではないかと考えられる。

### (6) 生産性（＝成果／コスト）についての課題

研究を行う上で「生産性」の観点から課題がある。すなわち、研究のコストに見合った付加価値が生み出せているのか、という疑問である。確かに、本研究では新城高校の生徒の課題を抽出し、その解決に向けて「公共」の立場からアプローチすることができた。その意味で「公共」の研究は、本校にとってそれなりの意義があっただろう。しかし、本研究には目標達成度を測る指標がないため、投下したリソースに見合うだけの価値を生んだのかという点には疑問が残る。もっとも、教育の現場では成果を可視化する

ことは困難であるし、その試み自体も慎重であるべきとの見方が根強いが、密度の高い研究のためにも改めて「生産性」の観点から指定校事業の在り方を問い直したい。

また、指定校事業の研究成果が最大化するのは、各学校による研究成果の活用があってこそである。基礎研究としての指定校の実践を、各学校が発展的に継承したり、批判的に再構成したりする中で、その学校独自の、あるいは汎用性のある「公共」の輪郭が形成されていくのである。指定校事業の「生産性」を高めるためにも、指定校の研究成果の発信に重点的に取り組む必要がある。

#### (7) 研究体制および研究の在り方について

今後の研究の在り方を考える上では、研究体制の脆弱性についても言及する必要がある。すなわち、研究のための時間と生徒対応・部活・グループ業務などの時間がトレードオフの関係であることから、指定校事業が校務を圧迫するという問題である。指定校事業の必要性については、よりよい教育活動の実現のために必要な事業であることに異論はない。しかし、解決すべき教育的課題や、生徒・保護者のニーズも地域や学校ごとに異なることを鑑みれば、指定校事業の延長線上に、各校の課題解決があるような形が理想であるし、研究を有意なものとするためには、研究に打ち込むことのできる環境の創出は必須である。今後の指定校事業が働き方改革の観点からもリソースの有限性を考慮して、持続可能なものとなることを期待したい。

### 3 研究を終えるにあたって

新城高校の6年に渡る新科目「公共」の研究は、トライ・アンド・エラーの連続であった。課題を発見し、それを解決するために思考と実践を重ねてはまた失敗し、次の手を考える。そしてその積み重ねによって本校なりの「公共」の輪郭が形成されてきた。思えばその一連の活動が、科目「公共」に求められる学びの在り方（知識の定着→活用→探究）そのものだったように思われる。

本校は、令和3年度をもって教育課程研究開発校新科目「公共」の研究を終えるが、その研究成果は令和4年度からの「学習評価に係る研究」に発展的に引き継がれるものと思われる。ここでは「公共」研究の課題であった「生徒に身に付けさせたい力」の共通認識や、「資質・能力（コンピテンシー）」での横断など、本校の教育的課題の解決と、新指導要領の目標の実現の両立を目指したい。

最後に、本校の「公共」研究に多大なるお力添えを頂いた神奈川県弁護士会、横浜地方裁判所、神奈川県司法書士会、全国銀行協会などの関係諸機関の皆様、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

カリキュラム開発グループ 古賀禄太郎



## 添付資料

### 1 「模擬投票」ワークシートおよび実務資料

- (1) ワークシート①「選挙制度と政治参加の意義」
- (2) ワークシート②「政策比較」
- (3) ワークシート②-1「政策比較一覧表」
- (4) 候補者の主張およびグラフ資料
- (5) ワークシート③「模擬投票の概要」
- (6) ワークシート④「選挙公報を読んで政党や政策を比較しよう」
- (7) ワークシート⑤「政党の評価表を作ってみよう」
- (8) シチズンシップ「模擬投票」について
- (9) 「模擬投票」事前指導マニュアル
- (10) 模擬投票タスク一覧
- (11) 投票用紙
- (12) 「模擬投票」実施のお知らせ

### 2 「模擬裁判」ワークシートおよび実務資料

- (1) シチズンシップ教育「模擬裁判」について
- (2) 模擬裁判タスク一覧
- (3) 模擬裁判担任マニュアル
- (4) 法律家の考えを学ぼう！～実はみんなもやっている！？裁判における事実認定～
- (5) 模擬裁判ワークシート「シナリオ読み込みシート」
- (6) 論拠・主張マニュアル

### 3 「よりよい日本の国家予算を作ろう」ワークシート

- (1) 政治経済授業プリント①
- (2) 政治経済授業プリント②
- (3) パワーポイントの利用の仕方

### 4 指定校事業関係書類

- (1) 県立高校改革（I期）指定事業
  - ① 県立高校改革（I期）指定事業3年間計画申請書
  - ② 県立高校改革（I期）指定事業実施報告書（平成28年度）
  - ③ 県立高校改革（I期）指定事業実施報告書（平成29年度）
  - ④ 県立高校改革（I期）指定事業実施報告書（平成30年度）
- (2) 県立高校指定校事業（平成31年度指定）
  - ① 県立高校指定校事業（平成31年度指定）3年間計画書
  - ② 県立高校指定校事業（平成31年度指定）単年度報告書（令和元年度）
  - ③ 県立高校指定校事業（平成31年度指定）単年度報告書（令和2年度）
  - ④ 県立高校指定校事業（平成31年度指定）単年度報告書（令和3年度）

社会	シチズンシップ教育「模擬投票」事前指導①	R1 神奈川県立新城高校
	2019年 参議院選挙 模擬投票／選挙制度と政治参加の意義	年 組 番
名前		

新城高校では、7月21日(日)に予定されている参議院議員通常選挙に合わせて、「模擬投票」を実施します。この「模擬投票」では、皆さんが実際の選挙日程に合わせて、実際の選挙の立候補者や政党等に対して無記名投票を行います。

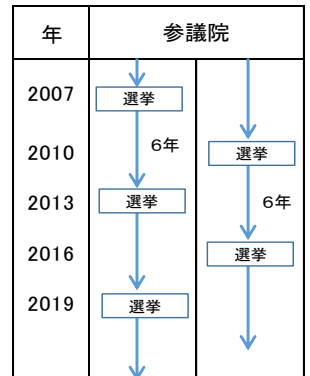
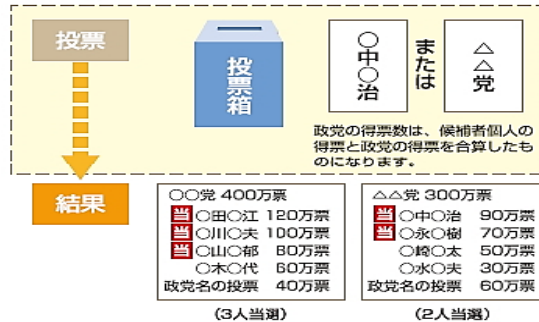
<p><b>実施日時：</b> 7月19日(金) ※期日前投票：7月17日(水)・18日(木)両日の昼休み  3年自選なし：13:00～14:00  3年自選あり：15:30～16:30  1・2年：15:30～16:30 (帰りのSHR後)</p> <p><b>投票場所：</b> 会議室 (期日前投票も同様)</p> <p><b>投票方法：</b> 教室で投票用紙引換券を受け取り、受付で投票用紙と引き替え、記入場所で記入し、投票箱に投票。  ※ 投票方法などの詳細は、後日、担任を通じて連絡します。  ※ 選挙の運営はキャリア委員・選挙管理委員及び教員が行います。</p>
---

## 1. 参議院(通常)選挙

第25回参議院議員通常選挙は、2019年7月28日の任期満了に伴い実施される選挙。議員定数が6増(242名→248名)され、参議院は3年ごとの**半数改選**のため、124名が当選する。7月4日公示、21日投開票。

## 2. 議員定数 242名→248名 (※今回の選挙では半数の124名を選ぶ)

- (① 選挙区)制：主として都道府県ごとの選挙(鳥取・島根、高知・徳島は合区)  
定数73名→74名(埼玉3名→4名)



- (② 比例代表)制：(③ 政党)または(④ 個人)に投票する選挙(非拘束名簿式比例代表)  
定数48名→50名(政党が当選者の優先順位を決める特別枠の導入)

1人あたりの議員数が福井(39万人)と埼玉(120万人)で3.08倍の格差。

### ○定数6増(半数改選のため今回は3増)の理由

(⑤ 一票の格差)：一票の価値に差が出てしまう問題。有権者に対する議員定数の多寡によって発生する。憲法14条の平等権に反するとして、過去に最高裁判所で(⑥ 違憲)または**違憲状態**の判決が下されている。

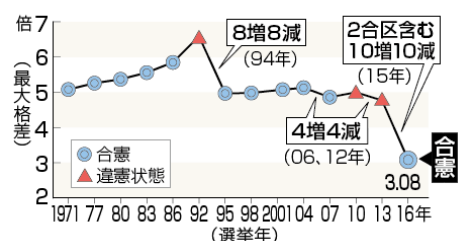
有権者÷定数(選べる議員数)＝議員一人あたりの有権者数

A県 200万人 ÷ 5人 = 40万人 で1人の議員

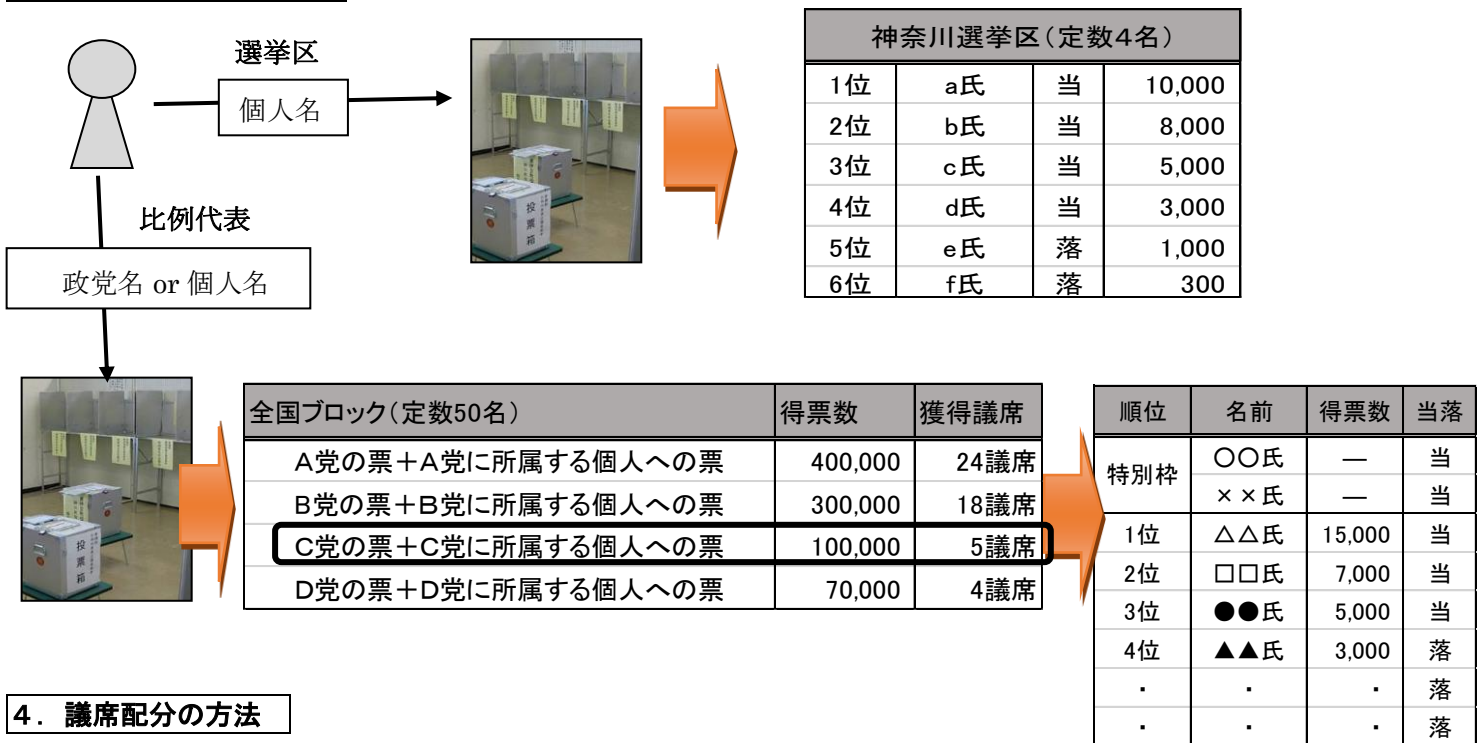
B県 10万人 ÷ 1人 = 10万人 で1人の議員

→Bの1票はAの1票の4倍の価値がある(1票の格差)

参院選の1票の格差と最高裁判決



### 3. 参議院選挙のしくみ



### 4. 議席配分の方法

#### 【ドント式の算出方法】

- ①各政党の得票数を1, 2, 3...の整数で割る。
- ②割り算の答えの大きい順に、各政党の議席が配分される。

例えば、定数が10議席の場合・・・

	A党	B党	C党	D党
÷ 1	① 12000	② 7000	⑥ 3000	1000
÷ 2	③ 6000	⑤ 3500	1500	500
÷ 3	④ 4000	⑨ 2333.3	1000	333.33333
÷ 4	⑧ 3000	1750	750	250
÷ 5	⑦ 2400	1400	600	200
÷ 6	⑩ 2000	1166.7	500	166.66667
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
獲得議席数	6議席	3議席	1議席	0議席

#### 練習問題

定数が10の場合の議席数を求めよ。

政党	A党	B党	C党	D党
得票	10000	5000	3000	1000
議席	6議席	3議席	1議席	0議席

### 5. 選挙の5原則

- ⑦ 普通 ) 選挙：年齢以外で選挙権の有無を差別しない（歴史的には男性のみのも普通選挙といわれた）
- ⑧ 平等 ) 選挙：一人一票の原則。性別や地位にかかわらず、一票の価値が同じ。
- ⑨ 直接 ) 選挙：自らの意思に基づき、本人が代表者を選ぶ。
- ⑩ 秘密 ) 選挙：無記名で投票。誰に入れたのかは秘密にされる。
- ⑪ 自由 ) 選挙：投票は有権者の権利であって、棄権しても制裁を加えられない。（⇔強制選挙）

<MEMO>

公民	シチズンシップ教育「模擬投票」事前指導②	R1 神奈川県立新城高校	
		名前	年 組 番
2019年 参議院選挙 模擬投票 / 政策比較ワーク		前	

新城高校では、7月21日(日)に予定されている参議院議員選挙に合わせて、「模擬投票」を実施します。今回は、その事前学習である架空の候補者の政策を比較する活動を通じて、「判断する力・選択する力」を養いましょう。

あなたは「新城国・中原町」の有権者です。新城国では数年前に、選挙権年齢を18歳に引き下げる法改正がなされ、若者の政治参加が注目を集めています。間もなく新城国では、3年に1度の国政選挙が行われる予定です。選挙制度は、中原町から1人のみが当選するしくみで、今回の立候補者は5名。候補者の政策を様々な資料を活用しながら比較・検討し、投票先を決めてください。

【課題①】ワークシート①を活用して、5名の候補者の政策を整理・比較しよう。

【課題②】あなたが良いと思った候補者を記入し、その主な理由2つを資料(データ)を踏まえながら「個人」欄の「理由1・2」に記入しよう。また、判断の根拠となった資料の番号を明示しよう。

候補者名 \_\_\_\_\_

個人	理由1		資料
	理由2		資料
グループ	理由3		資料
	理由4		資料

【課題③】グループワークⅠで新たに見つけた、候補者の良いと思える理由を上表の「グループ」欄の「理由3・4」に記入し、その根拠となる資料の番号を明示しよう。

【課題④】グループワークⅡで感じた他の候補者の良い点をまとめてみよう。

氏		氏	
氏		氏	

【課題⑤】以下の空欄を補充し、最終的に選んだ候補者とその理由をまとめてみよう。

私が最初に良いと思った候補者は、\_\_\_\_\_でした。グループワークで他の意見を聞いた結果、最終的に選んだ候補者は、\_\_\_\_\_です。その理由は、

	です。
--	-----

他の候補者と比べ、

	点や、
	点が優れていると感じました。

ただ、この候補者にも、

	という課題があるので、
	については注意しなければならないと思います。

【課題⑥】政策を比較・判断する上で、あなたは資料をどのように活用しましたか。また、政策を比較・判断する上で、他に必要だと思う資料とその理由を答えてみましょう。


【課題⑦】今回は政策の比較によって投票先を考えましたが、人が投票先を決める理由は様々です。では、あなたはどのような基準で投票先を決めるべきと考えますか、その理由も答えてみましょう。






# 候補者の主張

## A氏

この国の一番の問題は、少子高齢化が他国の例を見ないスピードで進んでいることです。高齢者への年金・医療を維持していくためには、消費税のアップが必要だと考えます。それによって得られた財源を、高齢者を守るために使います。例えば、老人ホームの建設や、介護士の給料をアップによる介護士不足の解消などで、老後にも安心して暮らせる社会を作ります。

それだけではありません。増税によって得られた財源は、子育てや教育の拡充にも使います。幼稚園や保育園を無償化し、給付型奨学金も拡充します。いきなりすべての大学無償化を無償化することはできませんが、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で大学への進学をあきらめなければならない高校生へは返済義務のない給付型の奨学金がもらえるしくみを造ります。

経済については、観光に力を入れ、外国人旅行者の受け入れ拡大によって経済を活性化します。そのために、交通機関や町の標識などを多言語化し、8年後のオリンピックの招致にも乗り出します。

最後に、エネルギーについては、当面は火力と原子力を柱としながら、再生可能エネルギーを増やしてゆきます。どうか清き一票をお願いします。

## B氏

消費税増税は絶対にさせません。消費税は、子供から高齢者まで買い物をした人すべてに課税されるため、収入の少ない人ほど苦しくなるしくみです。現在、大企業は、多くの利益を出していますが、その利益が労働者に回ってこないことが問題です。大企業に対する法人税率を上げ、儲かっている企業から多くの税金を払ってもらえば、家計へのダメージは小さいはずですよ。

高齢者への福祉は、医療費・介護費の自己負担額を引き下げます。年金暮らしのお年寄りも、安心して病院に通ったり、ケアサービスを受けたりできるようにします。また、子育て世代へのサポートも充実させます。現在、共働き世帯が増えていますが、「待機児童ゼロ法案」を作り、保育園や保育士を増やすことによって、働きたくても働けない女性や、送り迎えて時間的な制約を抱える子育て世代をバックアップします。保育園の無償化よりも、保育園に入れない問題を解決する方が先なのです。さらに、育児休暇を男性にもとりやすい「イクメン制度」を導入し、女性も働きやすい職場環境にします。

経済については、「過労死」をゼロにするため、ブラック企業を根絶します。また、女性の管理職が世界に比べて少ない現状を変えるために、大企業の女性管理職を20%にする目標を掲げるとともに、女性の賃金アップを企業に働きかけます。これまで以上に、多くの女性に活躍してもらうことが国の発展につながるのです。

エネルギーは待ったなしの状況です。即時、原発の稼働を止め、再生可能エネルギーで不足分を補うべきです。

## C氏

現在のわが国の一番の問題は、財政が傾いていることです。税収が60億しかないのに、100億の予算を立て、足りない分を「国債」という国の借金で賄っています。これは、現代世代のツケを将来世代へ払わせることと同じことです。では、なぜ借金が増えるのか。それは高齢者の年金など社会保障費が増加し、大きな負担となっているからです。

私は、この状況にあっては消費税の増税はやむを得ないと思います。しかし、消費税の増税を国民にお願いするのならば、われわれ議員も痛みを分かち合うべきです。消費税の増税を行う代わりに、われわれ議員の歳費（給与）を30%カットし、議員定数も1割削減することをお約束します。また、心苦しいことではありますが、富裕層の高齢者

には年金などの削減をお願いせざるを得ないと考えています。

教育は「国家 100 年の大計」です。次の世代を担う子供たちが、経済的な心配をすることなく存分に学べるよう、高校だけでなく大学も無償化します。親の経済力によって、子供の学力が左右されるような不平等は政治が変えていかなければなりません。

経済については、少子化による労働者の不足を補うために、女性活躍の推進や外国人労働者の受け入れ、ニートやフリーターの就労支援を行うことで、多様な人々が活躍できる社会にします。ただし、女性管理職の目標を数値化することはしません。大事なのは、選択できることであって、無理やり女性管理職を増やすことではないはずで

す。エネルギーについては、再生可能エネルギーを増やすために「固定価格買取制度」を導入し、国民の皆さまにも負担をお願いしながら、2040 年までに原発を廃止したいと思っています。

## D 氏

私は、消費税も法人税も減税すべきと思っています。消費税や法人税を増税すれば、個人消費が落ち込んだり、企業が税率の低い他国へ逃げ出したりするなどして、かえって税収が減る恐れがあります。逆に減税を行えば、個人消費や企業の積極的な投資が増えるため、個人の給料アップや企業の利益につながり、結果として税収は増えるのです。したがって、減税とムダの削減で財源は確保できます。

経済については、再生可能エネルギーを産業の柱とすることで「環境先進国」を目指し、その推進によって生み出される新しい技術を輸出することで、経済を活性化します。また、原発は 2030 年までに、地球温暖化の原因となる火力発電は 2035 年までに稼働を停止し、世界へ「環境先進国 新城」をアピールします。

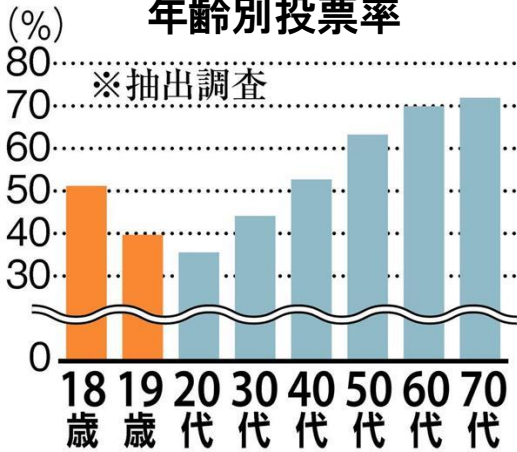
さらに、非正規雇用の貧困問題については、非正規雇用でも 3 年働けば正社員への道が開ける法案を作ります。減税やムダの削減、再生可能エネルギー産業の推進によって得られた財源は、高齢者の年金アップや、母子家庭や障害を抱える人々への社会保障サービスの充実、LGBT への支援、政治や企業においてこれまで以上に女性が活躍できるしくみ作り、世界で戦える人材を育むための ICT 教育や少人数学級の推進などに使います。また、農家に対する補助金を増額することで高齢化する農業をサポートし、食料自給率のアップにつなげ、食の安全を守ります。

## E 氏

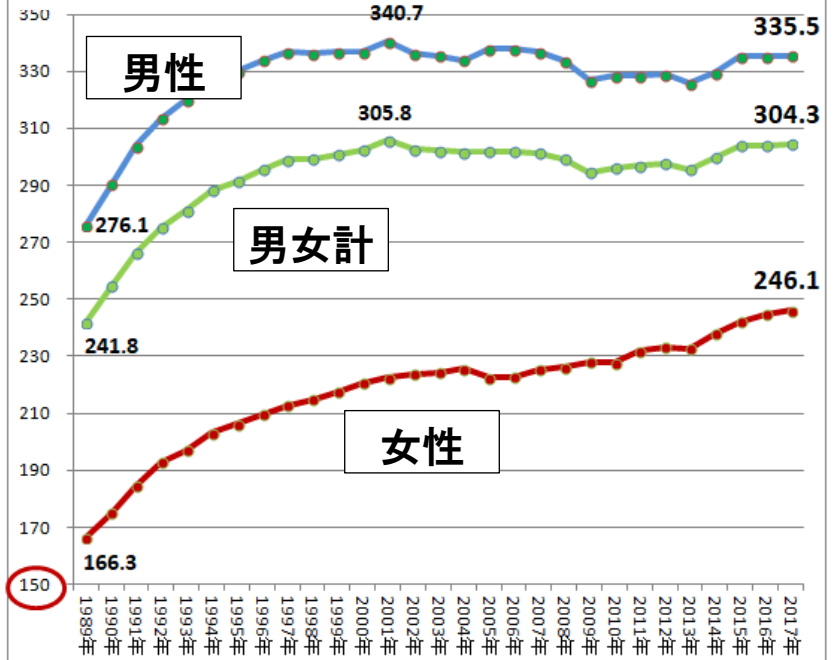
私は何よりも高齢者に優しい政治を行います。一口に高齢者問題といっても、様々な問題があります。例えば、高齢者の貧困問題や、一人暮らしの高齢者が増加している問題、高齢化によって年金などの負担が増加している問題などです。もし、この国がこれまで国を支えてきたお年寄りを大切にできない社会だったとすれば、私たちは未来に希望を持つことができるでしょうか。一人暮らしの高齢者を見守るサービス、手厚い年金・医療制度、趣味や体験活動を楽しめる施設の創出によって、安心して充実した老後をお約束します。

そのための財源は、消費税の増税をお願いします。しかし、すべての人に一律に課税する消費税は、逆進性の問題があります。そこで、収入の少ない人が生活用品の購入で困らないように、食品やトイレットペーパーなどには「軽減税率」を導入し、生活用品の消費税率はそのまま据え置きます。また、安心して老後を迎えられる社会を作るためには、高齢者を支える若い世代が増えることが必要です。消費増税で得られた財源は、子育て世帯にも分配し、子供が増えるほど減税されるしくみを作ったり、経済的に苦しい家庭へは、子供の教育に使える金券「教育バウチャー」を配布するなど、安心して子育てできる社会にします。また、不足する介護士の問題は、介護資格を持った外国人労働者を積極的に受け入れることで解決を目指します。この現代版の「ゆりかごから墓場まで」の政策に清き 1 票をお願いします。

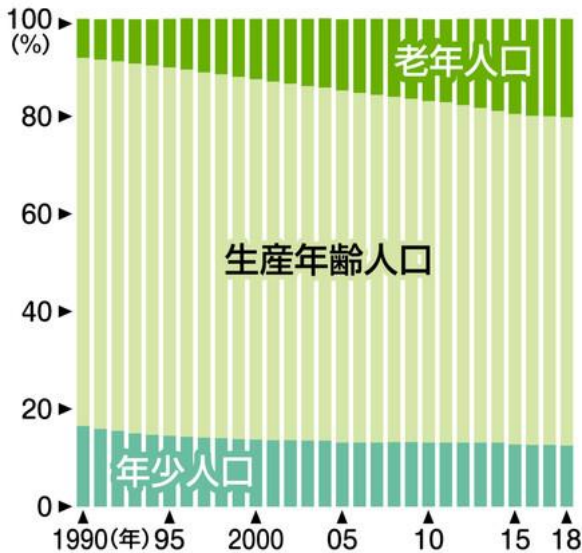
### ① 新城国 年齢別投票率



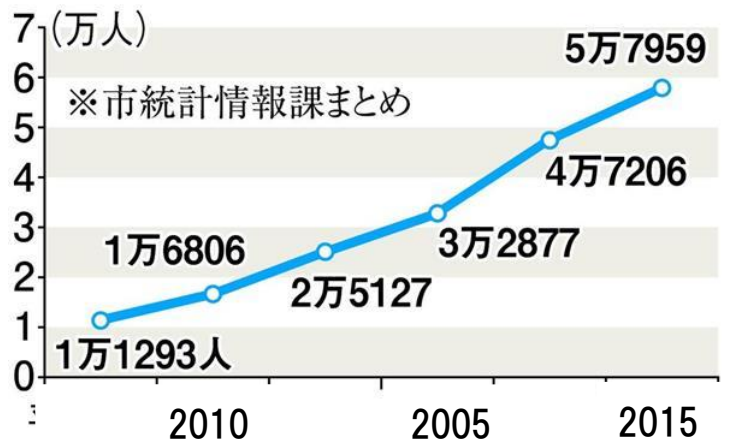
### ② 男女別賃金の推移(千円)(一般労働者)



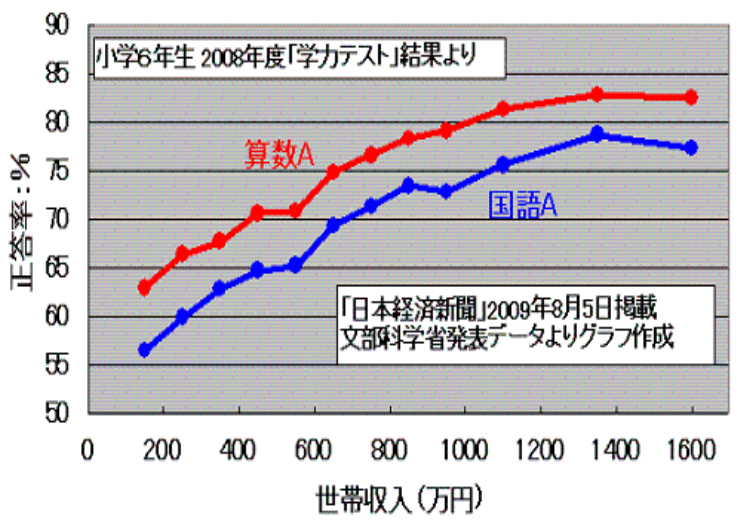
### ③ 年齢別人口の割合推移



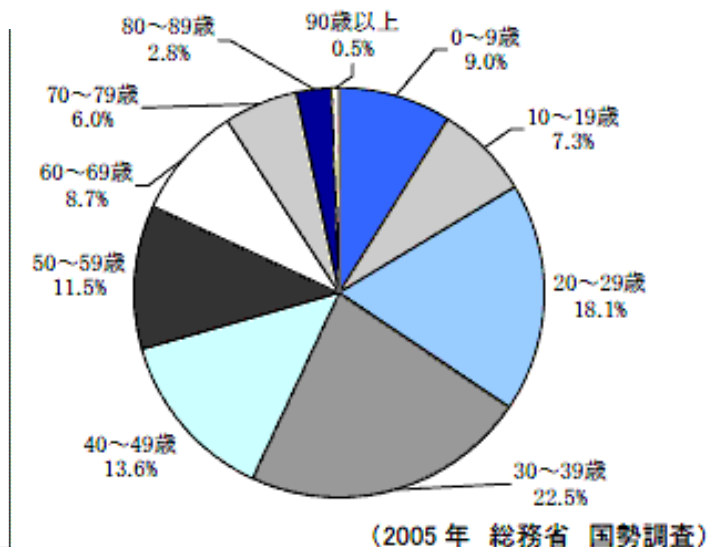
### ④ 新城国の一人暮らし高齢者数推移



### ⑤ 世帯収入と子供の学力テスト



### ⑥ 中原町の年齢区分別人口割合



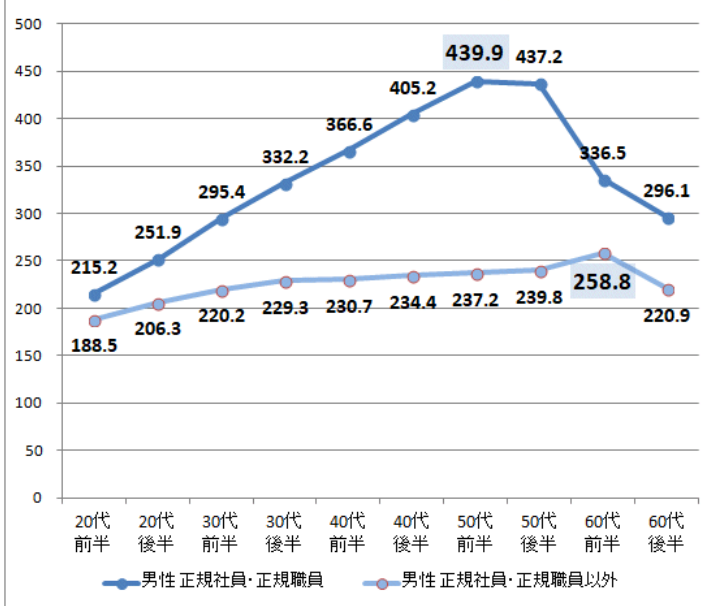
### ⑦ 中原町の待機児童数 (10月1日時点)

	申請者数	前年比	待機児童数	前年比
A町	4,211	275	34	28
B町	4,092	407	22	18
中原	6,433	595	211	167
C町	5,115	302	64	48
D町	4,635	216	20	5
E町	4,235	266	15	8
F町	2,806	173	8	0
計	31,527	+ 2,234	374	+ 274

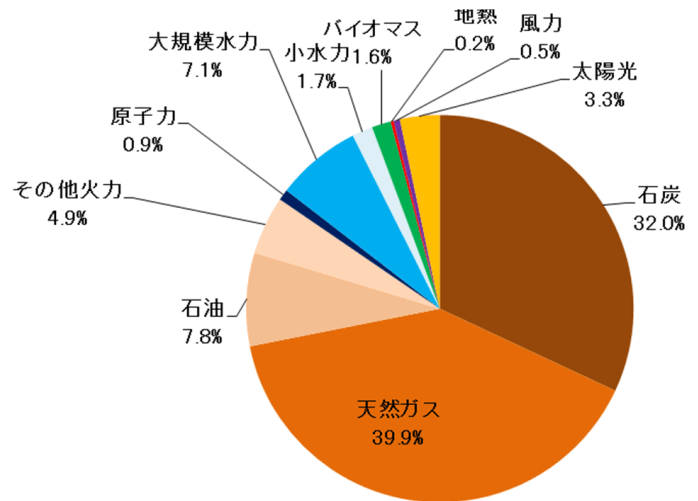
### ⑧ 男女別育休取得率の推移



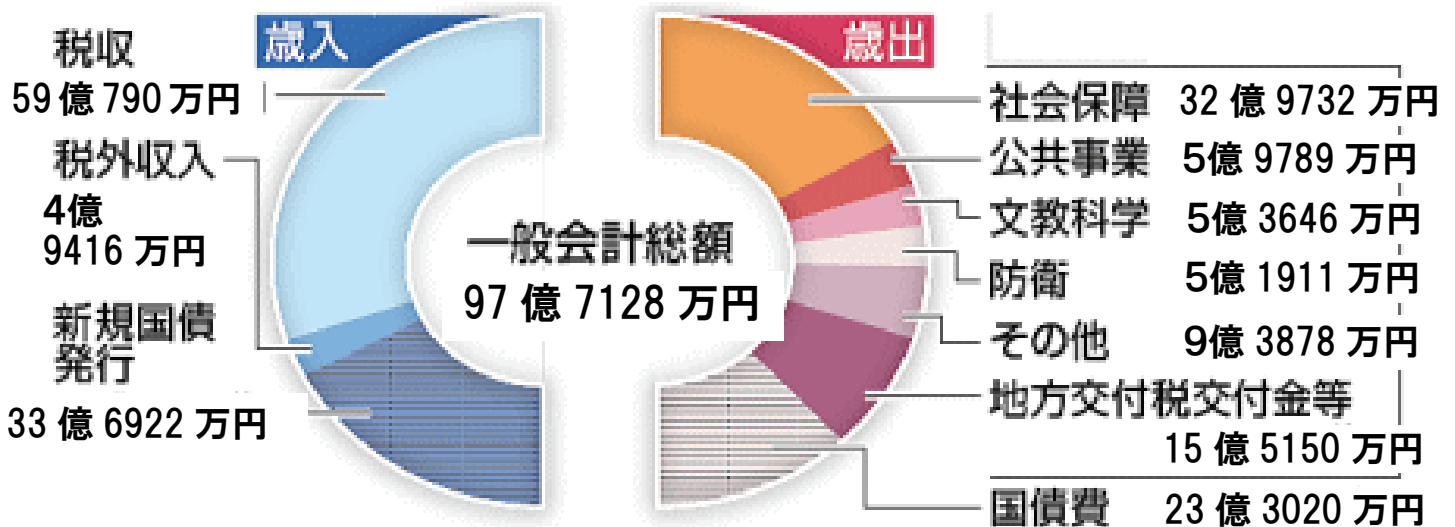
### ⑨ 雇用形態別平均賃金 (男性、年齢階層別、千円)(2018年)



### ⑩ 新城国の発電割合



### ⑪ 2019年度 新城国の国家予算



(注) 政策経費の総数と内訳の合計は四捨五入の関係で一致しない

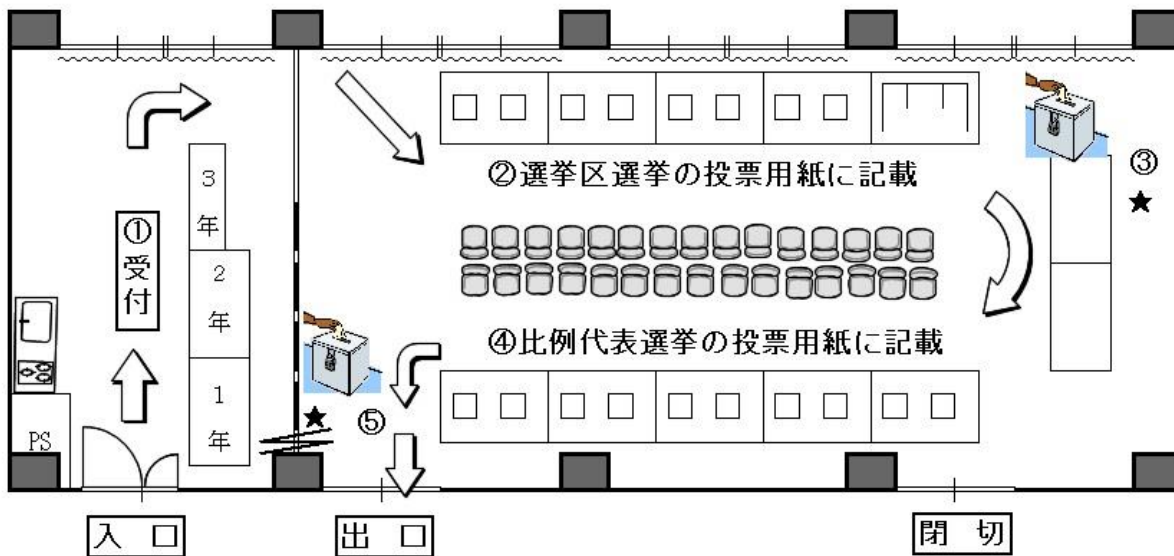
総合	シチズンシップ教育「模擬投票」事前指導③	R1 神奈川県立新城高校
		年 組 番
2019年 参議院選挙 模擬投票 事前指導（総合・探究）		名前

実施日時： 7月19日（金） ※期日前投票：7月17日（水）・18日（木）両日の昼休み  
 3年自選なし：13：00～14：00  
 3年自選あり：15：30～16：30  
 1・2年：15：30～16：30（帰りのSHR後）  
 投票場所：会議室（期日前投票も同様）



投票方法：HRで担任より投票用紙引換券を受け取る（実際の選挙では、自宅あてに郵送される）  
 指定された時間に、投票用紙引換券を持って投票所（会議室）へ

【会場図】 ★：立会人（キャリア委員・選挙管理委員）



- ①受付で投票用紙引換券（HRで配付済）と引き替えに、「選挙区選挙」の投票用紙（黄色）を受け取る
- ②投票記載台（窓側）で、「選挙区選挙」の投票用紙（黄色）に任意の候補者1名の名前を記入する  
 ※仕切り（プライバシーガード）は、1台しかないため箱で代用する。箱の中で周囲から見えないように記入
- ③「選挙区選挙」の投票用紙（黄色）を投票し、立会人から「比例代表選挙」の投票用紙（桃色）を受け取る
- ④投票記載台（廊下側）で、「比例代表選挙」の投票用紙（桃色）に政党名か候補者名のどちらかを記入する
- ⑤「比例代表選挙」の投票用紙（桃色）を投票する

**今日の総合的学習(探究)の時間は、シチズンシップ教育の一環である模擬投票の事前学習です。**

選挙の仕組み等については、すでに地歴・公民科の授業1コマを使って学習しました。今日は、参議院議員選挙に立候補している候補者・政党・その政策を知り、それについて検討をし、自分だったら誰に、どの政党に、投票するのかを考えてもらう時間です。ワークシートには、投票する際の判断に役立つ考え方や比較方法などを載せていますので、ぜひ活用して判断の材料にしてください。

今後、休み時間・放課後等の時間を利用して、選挙公報をよく読んで、誰に、どの党に投票するかを、決めておいてください。

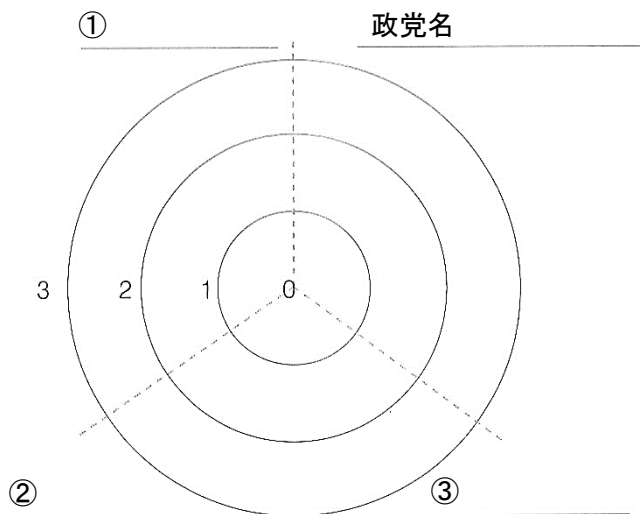
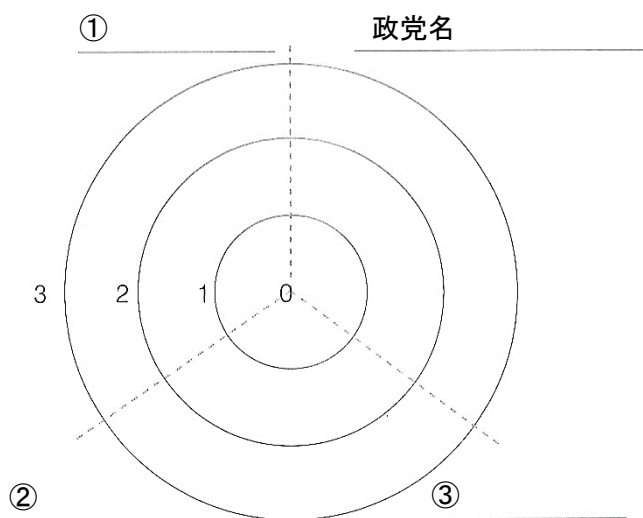
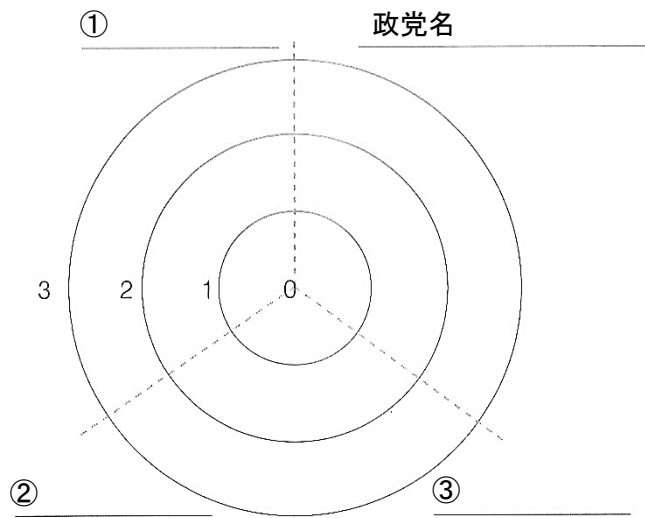
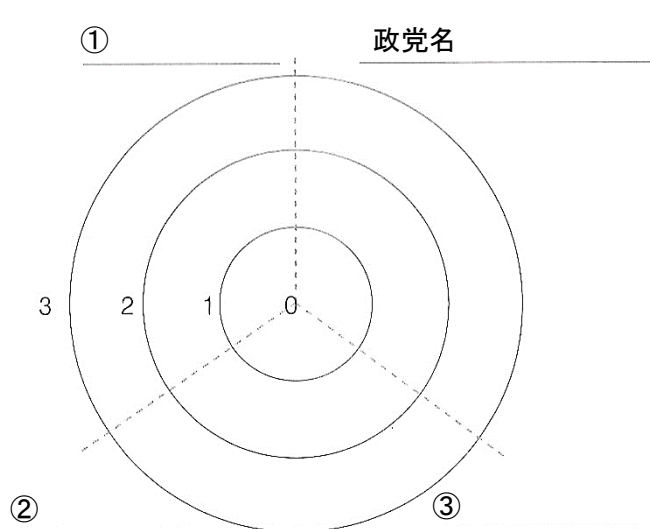




## ワークシート⑤ 政党の「評価表」を作ってみよう

ワーク1：あなたが選んだワークシート①「関心のある政策」を下記の①～③を転記しよう。

ワーク2：政策に対する政党の得点を図に記入（●印）し、得点を直線で結んで三角形を作ろう。



### ワンポイントアドバイス

三角形の面積が大きいほど、あなたの問題意識に近い政党と言えます。しかし、それだけで政党を選択していいのでしょうか。自分が選んだ「関心ある政策」には優先順位があるでしょうし、これだけはゆずれないという政策もあるかも知れません。あなたにとって、

ワーク3：模擬投票に向けて投票したいと思う政党は決まりましたか。また、その理由は何ですか。


シチズンシップ教育「模擬投票」について

1 目的

本校の特色であるシチズンシップ教育「模擬投票」を通じて、「7つの力」における「自ら考え、判断し、表現し行動する力」「社会や集団に参画する力」を育む。

2 指導計画

時数	教科・科目	区分	学習内容
1	1年 地理 A 2年 世界史 A 3年 現社	事前指導	選挙制度と政治参加の意義 (※現社のみ+1校時 政策比較)
2	1年 総合的な探究の時間 2年 総合的な学習の時間 3年 総合的な学習の時間	事前指導	選挙公報調べ ※後日、担任へマニュアルを配付
3	模擬投票 7/19 (金) 放課後 ※期日前投票 7/17 (水)・18 (木) 昼休み		
4	1年 地理 A 2年 世界史 A 3年 現社	事後指導	模擬投票の振り返り (実際の選挙との比較など)

3 期日前投票 7/17 (水)・18 (木) 昼休み 於) 会議室

	12:45~13:05		13:05~13:20	
	生徒	教員	生徒	教員
17日 (水)	2-1 2-2 2-3	古賀、三舟	1-1 1-2 1-3	高日、鈴木雄
18日 (木)	2-4 2-5 2-6 2-7	鈴木隆、宇佐美	1-4 1-5 1-6 1-7	住久、加藤

4 模擬投票 7/19 (金) 於) 会議室

3年自選なし 13:00~14:00

3年自選あり・1、2年 15:30~16:30

	12:45~13:30	13:20~14:00	15:20~16:00	16:00~16:30
19日 (金)	3-1 3-2 3-3 3-4 三舟、畑山	3-5 3-6 3-7 古賀、(宇佐美)	2年 高日、住久	2年 松橋、渡邊

※会場の片付けは地歴・公民も協力する

## 5 生徒（キャリア委員・選挙管理委員）の仕事

○印刷作業 投票用紙（選挙区・比例区）、投票引換券 …… 1年

○投票所の事務作業 …… 全学年

①受付にて投票引換券をチェックし、選挙区の投票用紙を渡す

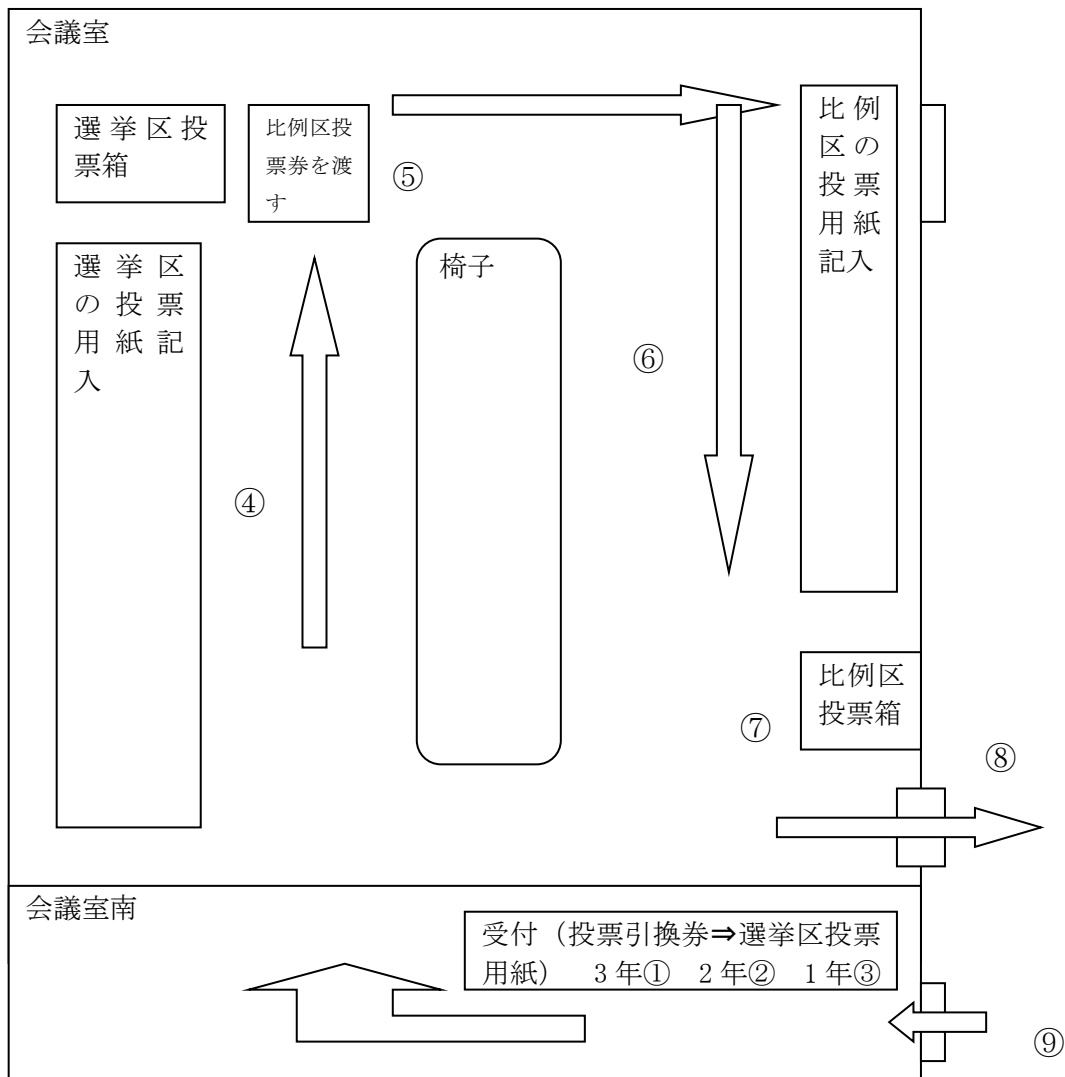
②選挙区の投票後、比例区の投票用紙を渡す

③立会人・交通整理など

○開票作業（夏休み明けの予定） …… 2年

## 6 会場見取り図

※7/17（水）12:00～7/19（金）17:00 会議室を使用させていただきます



## 7 受付の流れ

1 授業にて全生徒分の「投票引換券」を配付する

2 受付にて「投票引換券」を提示し、名標にチェックを入れる

3 投票用紙を受け取り、投票する

※「投票引換え券」を忘れた場合は、名標にて確認する

担任用

「模擬投票」事前指導（総合）マニュアル

1 日時 令和元年7月18日（木）4校時 LHR（出席は総合のカウント）

時数	教科・科目	区分	学習内容
1	1年 地理A 2年 世界史A 3年 現社	事前指導	選挙制度と政治参加の意義
2	1年 総合的な探究の時間 2年 総合的な学習の時間 3年 総合的な学習の時間	事前指導 7/18（木） ④LHR	選挙公報での政党比較
3	模擬投票 7/19（金）放課後 ※期日前投票 7/17（水）・18（木）昼休み		
4	1年 地理A 2年 世界史A 3年 現社	事後指導	模擬投票の振り返り （実際の選挙との比較など）

2 授業の進め方

時間	学習活動	具体的な内容	教材
5分	○模擬投票の概要	・「シチズンシップ教育 模擬投票」を用いて、日時、場所、投票方法などを説明する。	ワークシート③
35分	○選挙公報による政党・政策の比較	・選挙公報から、比較したい政党を複数（3つ以上）選び、ワークシート①に記入させる。 ・自分の関心ある政策を3つ選び、比較する政党の主張や気になる点（課題など）を記入させる。 ※比較の際、教科書・資料集の活用や、携帯での調べものは可 ※すべての政策に触れてない政党もあるのでご注意ください。 （選挙公報を読んでも記載のない政策もあります）	選挙公報 ワークシート④
10分	○政党の評価表の作成	・ワークシート②を用いて、比較した政党ごとにレーダーチャートを作り、生徒の問題意識に近い政党がどこか考えさせる。 ・切りのよいタイミングで、ワークシート②のワンポイントアドバイスを読み上げる。 ※時間内にできるところまでの作業で構いません。 ※ワークシート②のみ回収（無記名で可） ※ <u>選挙公報を回収する</u>	選挙公報 ワークシート⑤

3 指導上の留意点（公職選挙法等における政治的中立・生徒の政治活動の取扱い）

- 生徒から政策などについて質問された場合、政策の意味を説明するのは問題ありませんが、**政策の良し悪しや、特定の見方・考え方を強調することは禁止**されています。
- 生徒同士で政策について議論したり、意見を言い合うのは構いませんが、**教員が生徒に投票先を発表させることはできません**。
- 模擬投票の結果の公表は、選挙結果の確定（苦情の申出期間終了後）以降になります（夏休み明け）
- 生徒の政治活動**（ブログやSNSでの活動を含む）は、18歳未満は禁止されており、18歳以上であっても、公示日から投票日の前日までしか活動はできません。

# 模擬投票タスク一覧

タスク	内容	備考	担当
全体調整	マネジメント、職会対応など		古賀
指導計画の作成	3時間程度の指導計画（うち1時間は総学・探究）	6/14（金）の職会へ提出	古賀、中村
授業内容づくり	事前指導の教材など	公共的な観点で再整理	古賀、中村
保護者通知の作成	保護者通知作成・起案・印刷など	前回データあり	住久
投票用紙・投票引換券・生徒名票の作成	選挙区・比例代表それぞれの投票用紙、投票引換券、生徒名票の作成・印刷	前回データあり	住久
生徒配布用「投票スケジュール・注意点」などのシジュメの作成	投票スケジュール、場所、投票上の注意など、生徒配布用のシジュメ（A41枚）	紙媒体の資料あり	中村
会場設営（期日前投票含む）	道具（投票箱、記載台、氏名等掲示、選挙公報）の準備および会場のセッティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名等掲示は公示日後に高校教育課より名簿データ配布</li> <li>選挙公報は早めに取りに行く</li> <li>記載台が1つしかないため、段ボール（印刷用紙B4）で10個程度作成</li> </ul>	鈴木、高日
生徒（キャリア委員）の動員・事前指導・運営	投票所（期日前投票含む）、開票作業の生徒の動員と仕事内容の説明、当日の運営のまとめ役	投票所は当番制	三舟、鈴木
掲示物作成(追加)	<b>会場設営に必要な掲示物（入口、出口、模擬投票会場など）</b>		<b>古賀</b>

模 擬 投 票

参議院議員選挙

比

比例代表選出議員選挙

政党その他の名称又は略称  
もしくは候補者名を欄内に一つ書くこと

政党その他の名称  
又は略称  
もしくは  
候補者名

Blank box for writing candidate names.



神奈川県立新城高校 キャリア委員会  
選挙管理委員会

模 擬 投 票

参議院議員選挙

比

比例代表選出議員選挙

政党その他の名称又は略称  
もしくは候補者名を欄内に一つ書くこと

政党その他の名称  
又は略称  
もしくは  
候補者名

Blank box for writing candidate names.



神奈川県立新城高校 キャリア委員会  
選挙管理委員会

模 擬 投 票

参議院議員選挙

比

比例代表選出議員選挙

政党その他の名称又は略称  
もしくは候補者名を欄内に一つ書くこと

政党その他の名称  
又は略称  
もしくは  
候補者名

Blank box for writing candidate names.



神奈川県立新城高校 キャリア委員会  
選挙管理委員会

模 擬 投 票

参議院議員選挙

比

比例代表選出議員選挙

政党その他の名称又は略称  
もしくは候補者名を欄内に一つ書くこと

政党その他の名称  
又は略称  
もしくは  
候補者名

Blank box for writing candidate names.



神奈川県立新城高校 キャリア委員会  
選挙管理委員会





選挙区選挙

候補者名を欄内に一つ書くこと

参議院議員選挙

模擬投票票

候補者名



神奈川県立新城高校 キャリア委員会  
選挙管理委員会



選挙区選挙

候補者名を欄内に一つ書くこと

参議院議員選挙

模擬投票票

候補者名



神奈川県立新城高校 キャリア委員会  
選挙管理委員会



選挙区選挙

候補者名を欄内に一つ書くこと

参議院議員選挙

模擬投票票

候補者名



神奈川県立新城高校 キャリア委員会  
選挙管理委員会



選挙区選挙

候補者名を欄内に一つ書くこと

参議院議員選挙

模擬投票票

候補者名



神奈川県立新城高校 キャリア委員会  
選挙管理委員会

令和元年7月8日

保護者の皆様へ

県立新城高等学校長  
森 加津子

### 「模擬投票」実施のお知らせ

梅雨の候、皆様には益々ご健勝のことと存じます。また、日ごろの本校の教育活動へのご理解ご協力を厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県教育委員会では、県立高校において、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育を推進することとし、その中で政治参加教育として、来る7月21日に行われる参議院議員通常選挙の日程に合わせ、実際の選挙の立候補者や政党に投票する生徒による「模擬投票」を、すべての県立高校で実施することといたしました。

本校では、『総合的な探究の時間』（1年生）『総合的な学習の時間』（2・3年生）の実施内容のひとつであるシチズンシップ教育の学習の一環としての実施を予定しております。

有権者となる高校生に「模擬投票」を前提に、各政党等や候補者の主張や今日の政治状況を高校生の視点から学んでいくことにより、将来の民主主義社会のよき担い手である市民を育成するという理念のもとに実施するものです。

公職選挙法等に抵触しないよう、政治的中立性を保ち、教育委員会及び選挙管理委員会の指導も仰ぎながら進めてまいりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

#### 1 実施のねらい

若年層を中心に投票率の低下傾向がうかがえる中、今日の民主政治の諸問題について、生徒自らが考え公正に判断できるよう、良識ある公民として必要な能力と態度を育成する。

#### 2 実施の概要

- (1) 対 象：全学年生徒
- (2) 校内投票日：実際の投票日の前日以前（期日前投票を含む）  
7月19日（金） <期日前投票 7月17日（水）、18日（木）>
- (3) 投票の形態：自由選挙（誰にも干渉されず、自分の自由な意思で投票できる）及び  
秘密選挙（誰がどの候補者や政党に投票したかわからないよう、投票の秘密が守られる）
- (4) 開 票：実際の選挙結果の確定・公表後、授業内に限って開票結果を活用する。
- (5) 留 意 点：教育基本法や公職選挙法等を踏まえ、政治的中立性を保つとともに、  
生徒の投票への不適切な働きかけがないよう十分注意する。

（ 問い合わせ先  
副校長 小松  
電話044(766) 7456 ）

シチズンシップ教育「模擬裁判」について

1 目的

県立高校指定事業 新科目「公共」における「主体的・対話的で深い学び」の研究の一環として、本校の特色であるシチズンシップ教育「模擬裁判」を行うことで、「7つの力」における「自ら考え、判断し、表現し行動する力」「社会や集団に参画する力」を育む。

2 指導計画

時数	日時	教科・科目	学習内容
1	10/月上旬	現社（事前指導）	司法制度と人身の自由
2	10/7（月） ④総合	司法教育講演会	テーマ「法律家の考えを学ぼう ～実はみんなもやっている?! 裁判における事実認定～」
3	10/17（木） ④LHR	総合的な学習の時間 ※出欠は総合カウント	シナリオ「殺意の有無」の読み込み ワークシート記入 ※マニュアル・ワークシートは後日担任へ配布
4 ・ 5	10/21（月） ⑤⑥	模擬裁判	○弁護士による刑事裁判ロールプレイ（30分） ○「殺意の有無」についてのGW（60分）

3 司法教育講演会 10/7（月）4校時 於）体育館

テーマ「法律家の考えを学ぼう ～実はみんなもやっている?! 裁判における事実認定～」

4 模擬裁判 10/21（月）5・6校時 於）体育館およびHR教室

時程	内容	備考
13:25～ 13:55	弁護士による刑事裁判ロールプレイ（30分）	体育館ステージ
13:55～ 14:05	休み時間（10分）	移動時間を含む
14:05～ 15:05	「殺意の有無」についてのGW（60分）	ファシリテーターは弁護士
15:05～ 15:15	講評（10分）	

5 補足

- 今年度より模擬裁判の内容をリニューアル予定
- 講演会および模擬裁判の内容については、神奈川県弁護士会と協議中（9/18出張・打合せ予定）
- 総合的な学習の時間および模擬裁判のマニュアル・ワークシートは、後日担任へ配布

# 模擬裁判タスク一覧

タスク		備考	担当
司法教育講演会 10/7 (木) ④	企画・運営	職会対応・弁護士との打ち合わせ・調整	古賀
	資料印刷	3年 290部	古賀、三舟
	講師対応	講師2名 (岩崎氏・長谷川氏)	三舟
	会場準備 (マイク3本、机、イス)		高日
	司会		古賀
事前指導 10/17 (木) ④	巡回指導	生徒から質問が出た際の対応 (担任のフォロー)	住久、三舟、 (※古賀は別件対応中)
	企画・運営	職会対応・弁護士との打ち合わせ・調整	古賀
	シナリオ印刷	両面7枚	住久、中村
	シナリオ製本	3年 290部 <b>10/15(火)放課後</b>	社会科、キャリアAG
	ワークシート作成 担任マニュアル作成		古賀
模擬裁判 10/21 (月) ⑤⑥	司会		住久
	会場準備 (マイク、ステージのセッティング)	弁護士による刑事裁判ロールプレイの準備 (4校時・昼休み)	古賀、高日、三舟、鈴木
	講師対応 (謝礼の支払い用紙の記入依頼も含む)	講師7名	三舟

## 模擬裁判 担任マニュアル

### 1 指導計画

時数	日時	教科・科目	学習内容
1	10/上旬	現社（事前指導）	司法制度と人身の自由
2	10/7（月） ④総合	司法教育講演会	テーマ「法律家の考え方を学ぼう！～実はみんなもやっている！？裁判における事実認定～」
3	10/17（木） ④LHR	総合的な学習の時間 ※出欠は総合カウント	シナリオ「殺意の有無」の読み込み ワークシート記入
4・5	10/21（月） ⑤⑥	模擬裁判	○弁護士による刑事裁判ロールプレイ（30分） ○「殺意の有無」についてのGW（60分）

### 2 司法教育講演会 10/7（月）4校時 総合的な学習の時間 於）体育館

- ・テーマ「法律家の考え方を学ぼう！～実はみんなもやっている！？裁判における事実認定～」
- ・準備 司会（古賀） マイク・PC・プロジェクター（高日）  
講師対応（三舟）

※クラスごとに2列で11：50までに集合・整列完了をお願いします。

### 3 総合的な学習の時間 10/17（木）4校時 LHR 於）HR教室

時間	作業内容	指導上の注意
11：50～ 11：55	○学習の趣旨の説明	○10/21（月）の模擬裁判のための事前学習であり、本時の学習を踏まえて、模擬裁判のグループワークが進んでゆくことを説明する。 ○時間内にワークシートが完成しなかった生徒は、模擬裁判までに完成させるよう指示する。
	○ワークシート等の配布 ○作業課題の説明	○ワークシート1枚、シナリオ 1部 ○シナリオを読み込み、ワークシートの課題1～3を記入させる。
11：55～ 12：35	○シナリオの読み込み ○ワークシート記入	○社会科教員が廊下を巡回し、質問などがあれば適宜クラスに入って対応する。
12：35～ 12：40	○殺意の有無の確認 ○次時の連絡	○殺意の有無について、生徒が「殺意あり」と「殺意なし」のどちらを選択したのか、挙手で確認し、名票にマーカー等でチェックする。（名票は古賀へ提出） ○ワークシートが完成していない場合も、「殺意の有無」については、どちらかを必ず選択させ、模擬裁判までにワークシートを完成させるように指示をする。 ○シナリオおよびワークシートは模擬裁判当日必ず持参するよう連絡する。

4 模擬裁判 10/21（月）5・6校時 総合的な学習の時間 於）体育館およびHR教室

時程	内容	備考
13:25～ 13:55	弁護士による刑事裁判ロールプレイ（30分） 「PCに込められた殺意の行方（法廷編）」 RPの内容は、「総合的な学習の時間（10/17）」で読み込んだ「殺意の有無」のシナリオに沿ったもの。シナリオの内容を弁護士7名が実演。	体育館ステージ ※13:25までに各クラス2列で集合・整列完了をお願いします。
13:55～ 14:05	休み時間（10分）	移動時間を含む
14:05～ 14:10	講師紹介 講師より自己紹介	紹介は担任より
14:10～ 15:05	「殺意の有無」についてのGW（55分） 「総合的な学習の時間（10/17）」で読み込んだシナリオと自らの考えを記したワークシートを用いて、グループワークを行う。（詳細は以下●部分を参照）	ファシリテーターは弁護士 ※授業の進め方は、予め弁護士会と打ち合わせ済。担任は講師紹介・生徒の聞く態度の指導・お礼をする。
15:05～ 15:15	講評・質問（10分）	担任は質問が出るよう促す

※担任は、「ワークシート1の課題4・5を宿題とし、〆切10/24（木）提出先は担任」とするよう生徒へ連絡をお願いします。

準備 司会（住久） マイク・会場設営（古賀）（高日）（三舟）（鈴木）  
講師対応（三舟） ←クラス分けは弁護士に依頼

●「殺意の有無」についてのGWの流れ 55分（太枠部分）

時程	内容	備考
14:10～ 14:25 (15分)	<b>グループワーク①「同じ意見」の生徒同士のGW</b> ・なぜ「殺意があった・なかった」と言えるのか、「論拠」を持って主張できるよう、意見交換を通じて自分の考えを深める。 ・「異なる意見」の生徒からの反証を想定し、その反証を乗り越える意見（反証の反証）を準備する。 ※GWで新たに見出した考えは、ワークシートの課題1～3へ追加記入する。	予めグループ分けの名票を掲示し、生徒が自分のグループを把握できるよう準備する。 ※可能であれば、グループ分けを4校時（総合）の最後に行い、グループに分かれた状態で開始する。
14:25～ 14:55 (30分)	<b>グループワーク②「異なる意見」の生徒間のGW</b> ・GW①で準備した主張をぶつけ合い議論する。 ・「殺意があった・なかった」について、グループごとに最終的な結論を出す。 ・議論の結果をまとめ用ワークシートに記入する。	まとめ用ワークシートは発表の型（話の仕方・順序・理由づけなど）が分かる形式とする。
14:55～ 15:05 (10分)	<b>発表（グループごと）</b> ・まとめ用ワークシートを基に、グループごとの議論の経緯と結論を発表する。	周囲の生徒の聞く態度を整えてから発表させる。

## 法律家の考え方を学ぼう！

～実はみんなもやっている！？裁判における事実認定～

神奈川県弁護士会  
法教育委員会  
弁護士 長谷川 康  
弁護士 岩崎 健太

### 1 刑事裁判手続きの流れについて

参考資料：《刑事裁判（捜査・公判）手続の流れ》

- 刑事手続きにおいては、大きく分けると「捜査」と「裁判」の段階があります。

#### ■ 捜査の段階

犯罪が発生すると、捜査機関が「捜査」を行います。

そして、捜査機関は被疑者を逮捕することがあります。他方、被疑者を逮捕しないで在宅のまま捜査を行うこともあります。

捜査機関（警察、検察）は、被疑者から話を聞くとともに証拠の収集を行います。

検察官は、十分な捜査を遂げた後、その被疑者に対して刑事罰を科すべきであると判断した場合には起訴をして「裁判」が開かれます。

→今回の模擬裁判においてみなさんに取り組んでいただくのは、「裁判」の段階。

※ 罪を犯したと疑われる人のことを、逮捕から起訴までの段階では「被疑者」と呼びます。これに対して、起訴後は「被告人」と呼びます。

#### ■ 裁判の段階

◆ まずは冒頭手続が行われます。これは以下の4つのステップを踏みます。

- ① 被告人に人違いがないかを確認する「人定質問」
- ② 検察官が被告人の犯したとされる犯罪の内容が記載された起訴状を読み上げる「起訴状朗読」
- ③ 裁判官による「黙秘権などの告知」
- ④ 裁判官が被告人に対して罪を認めるのか争うかを確認する「罪状認否」

↓

◆ 証拠調べ手続

##### ①冒頭陳述

検察官や弁護人が裁判で立証しようとする事実や法律上の主張について説明する手続です。

##### ②証拠等取調請求

検察官は、捜査の間に行った取調べや捜査によって得た証拠（例えば、被告人本人の「供述調



書」や「実況見分調書」など)を裁判所に提出します。

弁護人も、同様に、弁護活動中に得た証拠を裁判所に提出します。

→ このときに、実際に、公判廷で、目撃者や被害者の証言を聞く「証人尋問」、被告人の話を聞いたりする「被告人質問」も行われます。

→ 証人尋問での話を書き起こしたものを「尋問調書」、被告人質問での話を書き起こしたものを「被告人質問調書」といいます。

## 2 刑事裁判における検察官・弁護人の役割

### ■ 刑事裁判では

裁判所は、法廷に出された証拠(証言や書類を含む)に基づき、起訴状に書かれている事実が認められるか(有罪か)、あるいは、起訴状に書かれている事実が認められないか(無罪か)を決めます。

### ■ 検察官の役割

検察官は、起訴状の公訴事実のすべてを、証拠によって証明する責任があります。

その証明は、「常識的に見て、普通の人なら間違いないと確信できる程度」まで必要です。そのため、検察官は、公訴事実があったと推測させる物や人を証拠として申請します。

人が証拠の場合は、公訴事実があったと思えるような話を証言させます。

公訴事実があったことに疑いを持たせる被告人の弁解については、その弁解が嘘ではないかと疑いを持たせる話を供述させます。

### ■ 弁護人の役割

実は、弁護人は、無罪であることを証明する必要はないのです!

弁護人は、検察官の証明が、「常識的に見て、普通の人なら間違いないと確信できる程度」を「少しでも下回る」ように証拠によって疑いを差し挟めばいいのです。

そのために、弁護人は公訴事実があったことに疑問が持てる物や人を証拠として申請し、人が証拠の場合は、公訴事実があったことに疑いを持つような話を証人に証言させたり、被告人に供述させたりします。

公訴事実があったと思えるような話をしている証人に対しては、その話が嘘や勘違いではないかと疑いを持たせる話を証言させます。

### 3 事実認定について

#### (1) 事実認定とは

証拠によって事実があるかどうかを決めることを事実認定といいます。

そして、有罪といえる場合には、どのような刑を科すか（量刑）を決めます。

今回の模擬裁判では、「検察官や弁護人によって法廷に出された証拠に基づいて、事実認定を行うこと」を体験します。

起訴状に書かれている事実が認められるかどうか、すなわち、事実認定は、「証拠」に基づいて判断されなければなりません。これを「証拠裁判主義」といいます。

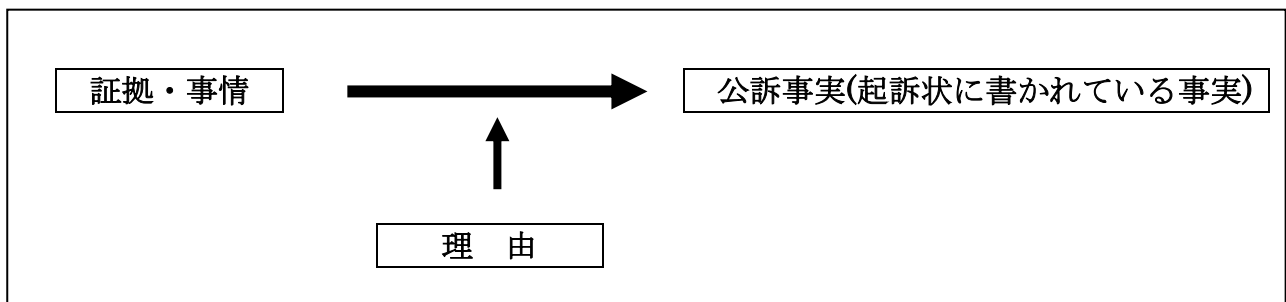
※ 単なる主張・意見や、噂・イメージで判断するのはNG！

※ Wikipedia で調べたことも、客観的に常識といえるもの以外は証拠になっていないものを引用してはダメ！

#### (2) 事実認定のしかた

「このような事実がある」ということをどうやって主張すればよいのでしょうか。

トゥールミンモデル（イギリスの哲学者が考案した、論理モデル）



例1)

XがYと付き合っているかどうかについて、以下の事実にどのような理由を付けるとXとYが付き合っているという事実を認定できるだろうか。

公訴事実（証明しようとする事実）＝XとYが付き合っていること

	証拠・事情	理由
①	XとYは学校でよく一緒にいるのを見掛ける	恋人だから学校でもよく一緒にいるのではないか。
②	先々週の日曜日、XとYが街で一緒に歩いていた	日曜日に一緒に歩いているならばデートであることが多いのではないか。

①②だけではどちらとも判断がつきにくいかもしれない。では、以下の事実があったらどうか。

③	先週の土曜日、XとYと一緒に歩いているときに手をつないでいた	恋人でなければ手をつなぐことはほとんどない。
④	そのときに、着ている服が一緒（ベアルック）だった	恋人でなければベアルックになることはほとんどない。
⑤	XもYも同じ指輪をしていた	恋人でなければ同じ指輪はしない。

例2)

AがBをナイフで刺した。裁判では「AにはBを殺すつもりがあった（殺意があった）」のか、それとも「Aは単にBを傷つけるだけのつもりだった（殺意がなかった）」のかが争われている。このとき、以下の事実があったらどういう理由で殺意の有無を認定できるだろうか。

公訴事実（証明しようとする事実）＝Aに殺意があること

	証拠・事情	理由
①	刺し傷が深さ15cmだった	
②	右利きであるAが右手で刺した	
③	Aが使ったナイフは刃渡り25センチだった	
④	Aがナイフを3日前に購入していた領収書が見つかった	
⑤	Aは、友人Cに対して「Bが俺の恋人を奪ったんだ」と話していた	

ヒント：

- ・①刺し傷が深さ1cmだった場合と比較するとどうかな？
- ・②Aが利き手ではない左手で刺した場合と比較するとどうかな？
- ・③凶器が刃渡り5センチの果物ナイフだった場合と比較するとどうかな？
- ・④Aがとっさにその場にあったナイフを使った場合と比較するとどうかな？
- ・⑤AとBがまったくの赤の他人の場合と比較するとどうかな？

さらに、上記①～⑤の中で、どの事実がAの殺意を認定するために強い事実でどれが弱いかを考えてみよう（経験則と反対仮説）。

# 模擬裁判ワークシート シナリオ読み込みシート

3年	組	番	名前	
----	---	---	----	--

【課題1】シナリオを読み、被告人に「殺意があったのか・なかったのか」を判断しよう。その際、「(A) 殺意ありと読み取れる事実」と「(B) 殺意なしと読み取れる事実」をそれぞれ記入し、判断の材料にしよう。

	NO	(A) 「殺意あり」と読み取れる事実	NO	(B) 「殺意なし」と読み取れる事実
経緯・動機など 犯行に至るまでの	①		①	
	②		②	
	③		③	
	④		④	
殴り方・怪我の程度など 犯行時の様子・凶器・	⑤		⑤	
	⑥		⑥	
	⑦		⑦	
	⑧		⑧	
犯行後の行動・様子	⑨		⑨	
	⑩		⑩	
	⑪		⑪	
	⑫		⑫	

※記入欄が足りない場合は、裏面に追加記入欄あり



<b>あなたの結論</b> <b>殺意</b> <b>あり</b> ・ <b>なし</b>
---

【課題2】あなたの結論が確からしいことを主張するために、課題1のNO. ①～⑫の事実を組み合わせ、論拠を示そう。「組み合わせる事実」の欄には課題1の(A)または(B)のNO. ①～⑫を記入。数字のみで可

組み合わせる事実	導かれる論拠
例 ①凶器は包丁 ②3日前に包丁の領収書 ③腹部を刺した	犯行前、計画的に凶器となる包丁を購入し、重要な臓器が集まる腹部を、致命傷を負わせることのできる包丁で刺した。ゆえに、「殺意はあった」。

【課題3】想定される反対意見（反証）へのさらなる反証を考えてみよう。例えば、課題1で「殺意あり」と結論付けた人にとって、課題1の(B)「殺意なしと読み取れる事実」は都合の悪い事実（相手にとって有利な事実）のほうです。したがって、それらを否定できるような反証を考えることが必要になります。（「都合の悪い事実」の欄には、課題1の(A)または(B)のNO. ①～⑫を記入。数字のみで可）

一見、相手にとって有利に思える事実でも見方を変えれば反対意見が言える。

都合の悪い事実	それに対する反証
例 ③①	③腹部を刺したのは、被告人と被害者がもみ合った時に、たまたま腹部へ刺さってしまっただけである。①そもそも殺人を犯すのに証拠となるような領主書は取らない。ゆえに、殺意はなかった。

【課題4】今回の模擬裁判の学習（個人ワーク→同じ考えの人とのGW→異なる考えの人との議論→発表）を通じて、あなたの考え方やものの見方に変化はありましたか？今回学んだことや考えたことを書いてみよう。


【課題5】一連の「シチズンシップ司法参加教育」（現社の事前学習→司法教育講演会→弁護士ロールプレイ→模擬裁判でのGW）を通じて、あなたの司法への興味・関心や態度に変化はありましたか？今後の司法へのかわり方に触れながら、「シチズンシップ司法参加教育」全体の感想を書いてみよう。


## 論拠・主張マニュアル

甲1：捜査報告書（ケガの程度，救急車等）

甲2：現場状況（位置関係）

V:被害者供述

	殺意を肯定する方向の事実	殺意を否定する方向の事実
①凶器や殴り方等について	<p>【凶器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PC（甲2 2.42キロ） →重い。破壊力高い。</li> <li>・PCにコンセント刺さっていた（V）のを抜く →わざわざ抜いている。とっさに取ったというのは不自然。</li> <li>・とっさに取るなら他（クッション等）にもある。</li> <li>・包丁を取るためには被害者が向いている方を通る位置関係になる（甲1見取図，V） →逃げられたり，抵抗されたりする可能性を考えて使わなかったに過ぎない。</li> </ul> <p>【殴り方・部位】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3針縫った，一晚入院（甲1，V） →症状重篤</li> <li>・角（甲2写真3，毛髪や血痕様のもの付着の箇所等） →面よりも衝撃伝わりやすく，深手になりやすい危険な箇所を用いての打撃</li> <li>・殴り方：両手・凶器利用・腕力強い（85kg，腕立て100回，ラグビー経験 甲1，乙1） →腕力強い者が凶器利用，衝撃大きく危険度高い</li> <li>・両手で持ち頭の上まで振り上げて振り下ろすという態様（被告人） →力を込めやすい，危険度が大きい態様。</li> <li>・頭部のケガ →急所であり，生命の危険がある部位</li> <li>・パソコンの角が当たったのは利き手(左)側に</li> </ul>	<p>【凶器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっさに取っただけであり，重さ等を意識して選んだわけではない。</li> </ul> <p>・キッチンに包丁があった（料理は被告人，知っていた V）のに，あえてPCを利用している →殺すつもりならもっと確実な方法を選ぶはず。</p> <p>【殴り方・部位】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケガの程度は深さ3mm（甲1） →浅い。重篤ではない。 →全力で殴っていたらより深い傷になっているはず。それほど力を込めていなかった。</li> <li>・PC壊れていない(甲2) →PCはそれほど頑強なものではなく，壊れていないということは加わった力が弱かったから</li> <li>・振り上げて振り下ろすという殴り方はPCを両手で持った場合の自然な方法であり，力を込めるためにそのような殴り方をしたわけではない。</li> </ul>

	<p>力を込めた結果であり、利き手に力を籠めていた。</p>	<p>・被告人 172cm, V 163cm  →頭に当たったのは、身長差から偶々当たっただけで狙ったわけではない。  ・角が当たったのは左手の方が右手よりも先端側を持っていたため（被告人、調書添付写真）振り下ろすときに傾いただけ。</p>
<p>② 殴ったあとの被告人の行動・様子について</p>	<p>・「助けて」というも、助けようとせずに見たことのない形相でにらみつけ（V）  ・凶器のPCが被害者の足下に落ちている（甲2見取図）+被害者は玄関の方に這っていった（被告人）  →被害者が力尽きた所まで凶器を持って見に行っており、必要なら2打目をしようとしていた可能性がある。  ・脈等を量る等して生存を確認していない（被告人）  →被害者が力尽きたのを見て死んだと思って2打目をしなかったに過ぎない。  ・救急車を呼ぶまでの時間（16時頃推定→16:32甲1）  →殺意がないのであれば、救命のためにすぐ救急車を呼ぶはず。  ・生存確認していないことから、本当に助けるつもりで救急車を呼んだとは言いきれない。殺意がなかったと偽装するための可能性もある。</p>	<p>・「助けて」  →声が大きくなり、聞こえなかっただけではないか  ・被害者が生存していると思っているのに、1度しか殴っていない。    ・被告人自ら救急車を呼んだ（甲1）  →殺すつもりなら呼ばない。  ・呼ぶのが遅くなったのは、頭が真っ白になったから。我に返ってからは呼んだ（被告人）  →悪意で呼ばなかったのではない。</p>
<p>③ 動機について</p>	<p>・事件前、被告人はVから殴られたり蹴られたりしていた（V、被告人）  ・今回はただお金を盗られただけでなく、そのために彼女との旅行に行けなくなった（被告人）  →これまでにお金を盗られたことと事情が異なる。→父親が結婚の障害になることを現実認識し、殺さなくてはと考えた。  ・写真立てを割られたのを見てこれまでの我慢が裏切られたと思った（被告人）。  →激昂。  →殺す動機があった。</p>	<p>・お金を盗られるのも、殴られるのも初めてではないが、なんとか面倒をみようとしていたのだから、今回盗られたことは殺したいほどの事情ではない。  ・殺さなくても、叔父に面倒を任せ家を出ればいい（叔父からの申し出。被告人）。    →殺す動機がない。</p>



# 模擬裁判まとめ用ワークシート

私たちのグループは、被告人 明日田大士には殺意が  あった ・  なかった と考えます。  
その理由は次のとおりです。

犯行に至る経緯や動機等について

犯行時の様子・凶器・殴り方・怪我の程度等について

犯行後の行動・様子等について

想定される反証への反証（可能であれば、説得力を高めるために、反対意見に先回りして反論してみよう）

以上の証拠・事実等によれば、被告人に

①殺意があったと推測できるので、「殺人未遂」が成立すると考えます。

②殺意があると考えするには疑いを入れる余地があるので、「殺人未遂」は成立しないと考えます。

※発表の内容が同じでも、「犯行前→犯行時→犯行後」という構成と、「犯行時→犯行後→犯行前」という構成では印象が大きく異なります。自分の主張を通すために、構成の順序を考え、 に番号を記入しよう。

公民	政治経済 授業プリント① p.147~152	H30 神奈川県立新城高校	
		名前	年 組 番
第1章 現代経済のしくみと特質 7 財政のしくみとはたらき			

【課題】 2019 年度（H31 年度）国家予算を考えてみよう。

政府の財政活動の中に「予算」の作成があります。国内外には様々な問題がありますが、政府は限られた予算を分配することによって、その問題を改善しようとしています。よりよい日本を作るための予算とはどうあるべきなのでしょう。

【①昨年度予算との比較】

例) ○○問題を改善するためには△△が必要で、その金額が××円のため増加、など。

予算項目	H30 年	H31 年	増やしたい理由・金額	減らしてもよい理由・金額
社会保障費（生活保護、社会福祉、社会保険、保健衛生、失業対策など）	32.9 兆			
公共事業費（道路整備、治山治水、住宅市街地、下水道、環境衛生など）	5.9 兆			
文教科学費（教育振興助成、義務教育国庫負担、科学技術振興、育英事業）	5.3 兆			
防衛費（人件費、維持費、装備品等購入、基地対策、施設整備、研究開発）	5.2 兆			
地方交付税交付金（公的サービスに格差が生じないように調整する）	15.5 兆			
その他（食料安定、エネルギー対策、経済協力、恩給、中小企業対策など）	9.4 兆			
国債償還費（国の借金を返済）	23.3 兆	24.5 兆		
合計	97.7 兆	100 兆		

【②出典・参考資料】

--

【③予算の特徴】

--

【④問題】 予算が不足する場合、それを解決するにはどのような方法があるだろう？

<MEMO>

【⑤予算の振り返り】

今回作成した予算の満足度・納得度は

--

%



満足した点	不満だった点

【⑥質問】 あなたはこれから日本にどのような予算を望みますか？

--

【⑦質問】 今回グループで話をまとめる上で難しかったことは何ですか？また、それらをどう解決しましたか？

--

【⑧質問】 今回の学習を通じて、どのような点に興味・関心を持ちましたか？

--

2019年度予算

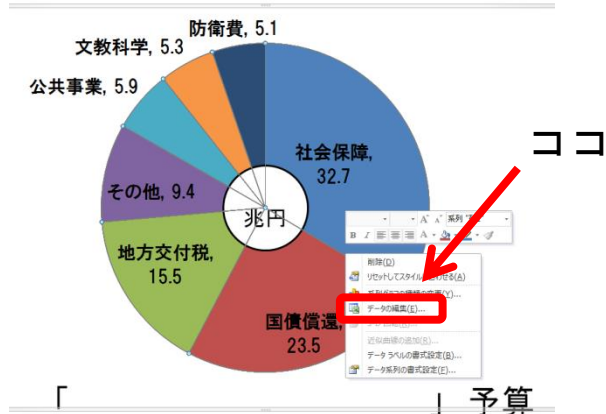
授業プリント②

兆円

# パワーポイントの利用の仕方

①デスクトップ上の「kyozai」フォルダから、「予算 ppt」をダブルクリック

②円グラフ上で右クリックし、「データの編集」を選択

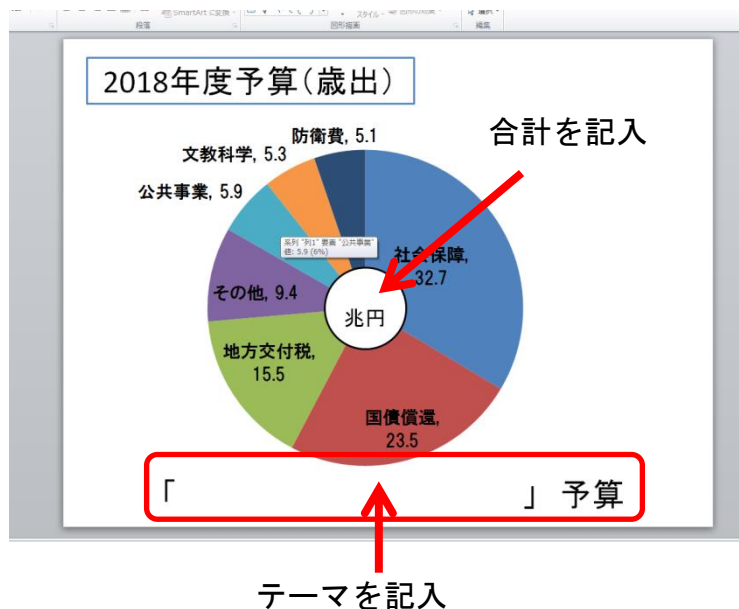


③Excel データが開いたら、それぞれの項目に金額を入力（合計は自動計算）し、Excel をとじる  
※入力されている金額は 2018 年度予算（参考）

項目	金額	単位
社会保障	32.7	兆円
国債償還	23.5	兆円
地方交付税	15.5	兆円
その他	9.4	兆円
公共事業	5.9	兆円
文教科学	5.3	兆円
防衛費	5.1	兆円
合計	97.4	兆円

A red box highlights the numerical values in the table. A blue bracket on the right side of the table is labeled '金額を入力'.

④作成されたグラフに合計金額と予算のテーマを記入する



(様式1)

県立高校改革（I期）指定事業 3年間計画申請書

学 校 名	神奈川県立新城高等学校 (㊤・定・通)	校 長 名	加藤 充洋
指定事業	教育課程研究推進校 新教科「公共」		
研究主題	「自立した市民育成」というキャリア教育の一つの目的を実現するための科目として、従来のシチズンシップ教育の成果を「公共」の視点により整理するとともに、公民科に加え本校カリキュラム全体から「公共」に関連する要素を整理し「公共」の内容を定める。そして、他の研究校と連携して「神奈川県立高校の新科目『公共』」を立ち上げることを主題とする。		
3年間の目標 (3年後のめざすべき姿)	○これまでの本校のシチズンシップ教育の取り組みを継続しながら「公共」の視点で整理する。 ○従来の公民科（現代社会・倫理・政治経済）を「公共」の視点で精選する。 ○本校のカリキュラム全体から「公共」の要素を抽出し整理し、「公共」の内容として整理する。 ↓ 教育委員会および他の研究校と連携して「神奈川県立高校の新科目『公共』」を立ち上げることを主題とする。自校では「自立した市民」育成というキャリア教育の視点から「公共」の内容をキャリア教育のコアとして位置づけるカリキュラムを創造する。		
3年間の 研究内容	<p>(1) 研究主題の設定理由とこれまでの取組</p> <p>○学力向上推進及び特色ある県立高校づくり推進事業「シチズン教育」の実践研究校 (H. 21～23 ) ○教育力向上推進事業「シチズンシップ教育」実践研究校 (H. 22～24 ) ○教育力向上推進事業 Ver. 2「シチズンシップ教育のスタンダードシステム構築について」が3年間の研究テーマ。なおH. 26, 1, 21 にキャリア教育優良学校等文部科学大臣表彰を受けた。 …以上の取り組みの内容として、政治教育講演会・模擬投票・司法教育講演会・消費者教育講演会・道徳教育講演会などの実践およびその前後の指導の実績をコツコツと積み上げてきた。 ◎以上、本校のキャリア教育の一環として生徒の自立・自律のため主に「総合的な学習の時間」の中で取り組んできた。このたび新科目「公共」として立ち上げるために、公民科だけでなく学校全体のカリキュラムを総合して内容を検討する必要がある。また国・県の改革全体の動向を捉え他校と連携して「神奈川県立高校の新科目『公共』」の準備をする必要がある。</p> <p>(2) 研究の内容</p> <p>○新科目「公共」の学習内容の研究 …「公共」を普通科のキャリア教育のコア科目とするべく、これまでのシチズンシップの取り組みを帰納的にまとめ整理し、さらに従来の地歴公民科の現代社会・倫理・政経や家庭科の学び生徒会活動等からも「公共」として取り上げるべき内容を抜き出すなどして、「公共」の単元内容を研究する。 ○キャリア教育のコアとして教育課程に位置づけ実施できる部分を試行する（現行教育課程内で支障のない範囲で） …「総合的な学習の時間」等と連携して、キャリア教育の実践的内容が実施できるように教育課程全体を改善する。</p> <p>(3) 成果の検証方法及び成果指標</p> <p>①新科目「公共」の学習内容の研究の検証・成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「公共」の単元の内容のモデルができあがったか</li><li>・生徒および保護者アンケートでアセスメントを行い有用性・必要性が検証されたか</li></ul> <p>②「公共」の内容をキャリア教育のコアとして教育課程に位置づけ、試行することについての検証・成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教職員及び生徒が「公共」研究の目的を理解し、有意な研究成果発表・学習成果発表が出来たか</li><li>・「公共」の内容をキャリア教育のコアと位置づけた学校全体の3年間のキャリア教育計画を作れたか</li><li>・「公共」の内容を実施することにより生徒の政治・司法・消費・道徳それぞれの分野への関心が高まったか</li></ul>		

<p>各年度の 実施計画</p>	<p>(1)平成28年度</p> <p>○目標 これまでのシチズンシップの取り組みを「公共」の視点に立って改めて実施し、結果を整理する。またキャリア教育のコアとしての「公共」の学習内容を検討する。</p> <p>○手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共」の教育内容の研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>…従来から実施してきた政治教育講演会・模擬投票・司法教育講演会・消費者教育講演会・道徳教育講演会を実践する際に、目的や手法を「公共」を想定して設定する。また、生徒の事前学習および振り返りを「公共」を想定して設定する。</li> <li>…従来の地歴公民科の現代社会・倫理・政経や家庭科の学び、生徒会活動などから、自律・自立した市民の育成というキャリア教育の視点で取り上げるべき内容を抜き出し、「公共」の内容とすべきものを検討する。</li> </ul> </li> <li>・国の動向を研究し、また県教育委員会の指導を受けながら他校担当者とこれまでの実践及び「公共」にむけての協議を行い「神奈川県立高校の『公共』」について共通の意識が形成できるようにする。途中経過を他校の担当者に向けて発表する。</li> </ul>
	<p>(2)平成29年度</p> <p>○目標 前年度の実践を踏まえ「公共」の学習内容を整理し、「現代社会」および「総合的な学習の時間」生徒会活動などでいくつかの要素を試行する。またこれらを組み入れたキャリア教育計画をたてる。</p> <p>○手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共」の教育内容の研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治教育・模擬投票・司法教育・消費者教育・道徳教育・その他キャリア行事について前年度の「公共」の眼差しで整理した内容で可能な限り3年生「現代社会」と「総合的な学習の時間」などの学習内容に組み入れて試行的に実施する。</li> </ul> </li> <li>・キャリア教育の視点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間キャリア教育計画に「公共」の内容を盛り込む。</li> <li>・国の動向や教育委員会の指導や他校との協議も踏まえ、「公共」の内容と試行の様子を、他校の担当者に向けて発表する。</li> </ul> </li> </ul>
	<p>(3)平成30年度</p> <p>○目標 キャリア教育のコアとして現行教育指導要領の範囲で許される「公共」の内容を「現代社会」の内容として実施する。また「総合的な学習の時間」とリンクさせ「公共」をコアとした3年間のキャリア教育計画をつくる。</p> <p>○手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共」の教育内容の研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治教育・模擬投票・司法教育・消費者教育・道徳教育・その他キャリア行事について2年間の成果として新科目「公共」の内容とされる部分を3年生「現代社会」の一部に替えて実施する。</li> </ul> </li> <li>・キャリア教育の視点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共」の内容をコアにした3年間のキャリア教育実施計画をつくる</li> </ul> </li> <li>・国の動向や教育委員会の指導、他校との協議の深化を踏まえ、「神奈川県立高校の『公共』」の内容と試行の様子を、他校の担当者に向けて発表する。</li> </ul>
<p>研究体制</p>	<p>○「神奈川県立高校の『公共』」の6校による共同研究体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会、6校校長およびWGによる研究協議会</li> </ul> <p>○校内の研究体制…「公共」を公民科の一科目であると同時にキャリア教育のコア科目としてとらえる体制＝「公共」ワーキンググループ…管理職・キャリア教育グループ・カリキュラム支援グループ、公民科による構成</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○国の動向、県の指導、6校の連携の状況により、上記の計画は途中で変更すべきと考えている。</p>



(様式3)

県立高校改革（I期）指定事業 実施報告書（平成28年度）

学 校 名	神奈川県立新城高等学校 (㊤・定・通)	校 長 名	加藤 充洋
指定事業	教育課程研究推進校 新教科「公共」		
研究主題	「自立した市民育成」というキャリア教育の一つの目的を実現するための科目として、従来のシチズンシップ教育の成果を「公共」の視点により整理するとともに、公民科に加え本校カリキュラム全体から「公共」に関連する要素を整理し「公共」の内容を定める。そして、他の研究校と連携して「神奈川県立高校の新科目『公共』」を立ち上げることを主題とする。		
3年間の目標	○これまでの本校のシチズンシップ教育の取り組みを継続しながら「公共」の視点で整理する。 ○従来の公民科（現代社会・倫理・政治経済）を「公共」の視点で精選する。 ○本校のカリキュラム全体から「公共」の要素を抽出し整理し、「公共」の内容として整理する。 ↓ 教育委員会および他の研究校と連携して「神奈川県立高校の新科目『公共』」を立ち上げることを主題とする。自校では「自立した市民」育成というキャリア教育の視点から「公共」の内容をキャリア教育のコアとして位置づけるカリキュラムを創造する。		
本年度の研究内容	(1) 目標 これまでのシチズンシップの取り組みを「公共」の視点に立って改めて実施し、結果を整理する。またキャリア教育のコアとしての「公共」の学習内容を検討する。		
	(2) 実施内容（具体的に） ○これまでのシチズンシップ教育で行っていた政治教育・司法教育・消費者教育・道徳教育を実施した。 ・道徳教育は1年で、消費者教育は2年で、司法教育は3年で実施をし、今年度から3年間でシチズンシップ教育の4本の柱を終了するように組み直しをした。各学年でじっくりと講演会、3年では模擬裁判までを実施することができた。 ・3年に1度の模擬投票では、過去2年の教育の成果が出たのか、全学年で実施した投票率は89%となり、生徒の事後アンケートからも成果を感じることができた。 ・これまでキャリア支援グループを中心として行っていた講演会等を公民科により深く関わってもらった。 ○模擬投票の結果を踏まえ、模擬投票の事後学習を公民科教員により3年現代社会の公開授業という形で実施し、他の研究指定校との連携を深めた。 ○他の研究指定校との協議会、地域研究協議会に参加し連携を深めた。 ○生徒による学習成果発表会に生徒会生徒による実社会との関わりに関する発表を行い、地域研究協議会でも公民科教員による研究の進捗状況の発表を行った。 ○校内において「公共」に関する研究協議会を実施し、新城高校としての「公共」の意義付けについて、深めてゆくことができた。		

	<p><b>3) 検証方法と検証結果</b></p> <p>①「公共」の教育内容の研究の検証・成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治教育講演会・模擬投票・司法教育講演会・消費者教育講演会・道徳教育講演会の実践を通して「公共」の内容をくくり出せたか。</li> <li>・上記以外の教科・科目、生徒会活動などから「公共」の内容をくくり出せたか。</li> <li>・それらの授業内容について生徒・保護者・本校関係者から有用性が認められたか？</li> </ul> <p>これらの内容に関しては、新しい学習指導要領での新科目「公共」の中教審の答申が28年末に出されたところで「公共」の内容確定にはまだまだ時間がかかるが、本校で従来行っていたシチズンシップ教育が、進行途中の「公共」の内容と大きく異なることはないと感じられるので、この方向性で進んでいきたい。</p> <p>②6校に共通した「公共」のイメージが出来上がったか？</p> <p>①と同様で、「公共」の内容が確定していないので、共通したイメージはできあがっていない。しかし「公共」の内容が定まっていけば、各高校との関係は少しずつ深まっているのでイメージの共通化を図れる素地はできている。ただし「神奈川県」としての「公共」という進め方をすれば、もっと6校の横のつながりを深めてゆく必要を感じている。</p> <p>③教職員及び生徒が「公共」研究の目的を理解し、それぞれ学外の関係者対象に有意な研究成果発表・学習成果発表が出来たか？</p> <p>①と同様で、「公共」の内容確定により理解は深まるものと思われる。その中で、12月の研究成果発表・学習成果発表では生徒・教員が工夫して有意な発表が実施できた。</p>
<p><b>研究の まとめ</b></p>	<p>(1) 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内ではシチズンシップ教育を通常の教育活動の中に落とし込んでいく努力を続けている。これが進んでいけば、科目「公共」の中にあまり無理なく落とし込んでいけると考えている。</li> <li>・他の研究指定校との連絡体制を整え、今後の研究を進めていく上で意思疎通を図る道筋を作れた。</li> </ul> <p>中教審の答申が発表されて、校内でも研究の内容が理解されるようになった。</p> <p>(2) 課題（次年度に向けての方向性を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内では、キャリア支援グループがシチズンシップ教育の中心を担ってきたが、今後は「公共」が公民科の新科目であることを周知し、公民科を中心に研究を進め、加えてグループ等で学校全体との連携を図る必要がある。</li> <li>・「公共」とシチズンシップ教育との関連をさらに明確にする必要がある。</li> <li>・他の研究指定校との研究を深め、共通認識を形成する必要がある。研究の方向性について中教審の答申に基づき共通認識を校内及び指定校各校で持つ必要がある。</li> </ul>
<p><b>その他 特記事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共」は3年間の研究指定であるが、新学習指導要領が告示されていない現段階で検証をしていくことに難しさを感じる。</li> <li>・地区の発表の次の展開がイメージできない。</li> </ul>

(様式3)

県立高校改革（I期）指定事業 実施報告書 （平成29年度）

学 校 名	神奈川県立新城高等学校（㊤・定・通）	校 長 名	加藤 充洋
指定事業	教育課程研究推進校 新科目「公共」		
研究主題	「自立した市民育成」というキャリア教育の一つの目的を実現するための科目として、従来のシチズンシップ教育の成果を「公共」の視点により整理するとともに、公民科に加え本校カリキュラム全体から「公共」に関連する要素を整理し「公共」の内容を定める。そして、他の研究校と連携して「神奈川県立高校の新科目『公共』」を立ち上げることを主題とする。		
3年間の目標	○これまでの本校のシチズンシップ教育の取り組みを継続しながら「公共」の視点で整理する。 ○従来の公民科（現代社会・倫理・政治経済）を「公共」の視点で精選する。 ○本校のカリキュラム全体から「公共」の要素を抽出し整理し、「公共」の内容として整理する。 ↓ 教育委員会および他の研究校と連携して「神奈川県立高校の新科目『公共』」を立ち上げることを主題とする。自校では「自立した市民」育成というキャリア教育の視点から「公共」の内容をキャリア教育のコアとして位置づけるカリキュラムを創造する。		
本年度の研究内容	<p>(1) 目標</p> <p>今年度も本校のこれまでのキャリア教育のコアとしてのシチズンシップの取り組みを「公共」の視点に立って改めて実施し、また現在発表されている「公共」の方向性のキーワードを元に具体的な内容を導いて実践する。</p> <hr/> <p>(2) 目標実現のための具体的な手立て</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 政治的主体&amp;法的主体というキーワードからの実践 …従来から実施してきた政治教育講演会・模擬投票・司法教育講演会・消費者教育講演会・道徳教育講演会を実践する際に、目的や手法を「公共」を想定して設定する。 …数十年間そのままにしてきた「生徒会規約」を、民主的な眼差しで見直すことにより、政治的主体としての意識を高める取り組みを行う。</li><li>・ 経済的主体というキーワードからの実践 …消費者教育の一環として、ローンの仕組み等を学び、実際にそれを利用する主体となったときの振る舞い方などを考えさせる授業等を行う。</li><li>・ 国の動向を研究し、また県教育委員会の指導を受けながら他校担当者とこれまでの実践及び「公共」にむけての協議を行い「神奈川県立高校の『公共』」について共通の意識が形成できるようにする。途中経過を他校の担当者に向けて発表する。</li></ul> <hr/> <p>(3) 検証方法</p> <p>①「公共」の教育内容の研究の検証・成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 政治教育講演会・模擬投票・司法教育講演会・消費者教育講演会・道徳教育講演会の実践を通して「政治的主体・法的主体」の教育実践が行えたか。</li><li>・ 授業等を通して、「経済的主体」を育む教育実践が行えたか。</li><li>・ それらの授業内容について生徒から有用性が認められたか。</li></ul> <p>②6校に共通した「公共」のイメージが形成できているか。</p> <p>③教職員・生徒が「公共」研究の目的を理解し、学外の関係者対象に有意な成果発表が出来たか。</p>		

<p>研究の まとめ</p>	<p>(1) 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治的主体&amp;法的主体というキーワードからの実践については、従来から実施してきた模擬裁判・司法教育講演会・消費者教育講演会・道徳教育講演会を実施した。</li> <li>・ 身近な「公共」をキーワードとして、生徒会執行部生徒が中心となり目安箱を設置し、生徒からの要望を吸い上げ、学校側と協議する場を作った。「生徒会規約」の見直しについても着手し始めた。これらの活動によって政治的主体としての意識が向上した。</li> <li>・ 消費者教育の一環として、全国銀行協会のバックアップにより、2年の総合的な学習の時間において、生活設計・マネープランゲームを実施し、ゲーム感覚でローンの仕組み等を学んだ。また全国銀行協会の資料を使用し、3年政治・経済授業において金融の役割を生徒のグループワークを中心に実施し、その様子を全国銀行協会と連携して公開授業を行った。</li> <li>・ 神奈川県立高校の「公共」について共通の意識が形成できるように、教育センターのキャリア教育講演会・横浜北東川崎地区の研究成果発表会・専修大学の高大連携協議会において発表を行い、外部への研究成果の発信に努めた。</li> <li>・ 新しい学習指導要領の公示前であり、今年度は現在の公民科目と「公共」的な学習との関連について研究をしたが、「公共」の中身が国定前のため、本校としての解釈を進めた。</li> </ul> <p>(2) 課題（次年度に向けての方向性を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領の発表前であり、他の研究指定校との連携の機会が乏しく、問題意識の共有には至らなかった。来年度には学習指導要領の内容も発表されて、共通のテーマでの議論・提携は今年度よりは進んでいくことと思われる。ただし広域に広がる他の研究指定校との協議について、学校多忙化の中どのように確保していくのが課題である。</li> <li>・ シチズンシップ教育の成果を踏まえ、来年度以降はカリキュラムマネジメントの観点から「公共」を考えていく必要がある。</li> </ul>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○国の動向、県の指導、6校の連携の状況により、上記の計画は途中で変更すべきと考えている。</p>

(様式3)

県立高校改革（I期）指定校事業 実施報告書（平成30年度）

学 校 名	神奈川県立新城 高等学校 (全・定・通)	校 長 名	森 加津子
指定事業	教育課程研究推進校 新科目「公共」		
研究主題	「自立した市民育成」というキャリア教育の一つの目的を実現するための科目として、従来のシチズンシップ教育の成果を「公共」の視点により整理するとともに、公民科に加え本校カリキュラム全体から「公共」に関連する要素を整理し「公共」の内容を定める。そして、他の研究校と連携して「神奈川県立高校の新科目『公共』」をつくることを主題とする。		
3年間の目標	○これまでの本校のシチズンシップ教育の取り組みを継続しながら「公共」の内容として整理するものを抽出する。 ○従来の公民科（現代社会・倫理・政治経済）を「公共」の視点で精選する。 ○本校のカリキュラム全体から「公共」の要素を抽出し整理し、「公共」の内容として整理する。 ↓ 教育委員会および他の研究校と連携して「神奈川県立高校の新科目『公共』」をつくることを主題とする。自校では「自立した市民育成」というキャリア教育の視点から「公共」の内容をキャリア教育のコアとして位置づけるカリキュラムを創造する。		
本年度の研究内容	<p>(1) 目標</p> <p>①これまでの研究を踏まえ、学習指導要領を基に、科目「公共」の教育内容・手法を検討する。 ②校内におけるシチズンシップと「公共」の位置関係を整理し、両者をキャリア教育のコアとして実践する。</p> <p>(2) 実施内容（具体的に）</p> <p>①科目「公共」の教育内容・手法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地歴・公民科による学習指導要領および学習指導要領解説の検討</li><li>・公開研究授業（平成30年11月7日） 政治・経済（3年生選択必修）の「財政」の授業において、科目「公共」のキーワードである「社会参画」を意識した授業実践を行った。来年度の国家予算を考えるグループワークで、予算項目ごとに担当者（社会保障担当、文教科学費担当など）を決め、各担当が必要な予算を要求・折衝しながら予算を確定し、パワーポイントを用いて発表した。</li></ul> <p>②シチズンシップと「公共」の関係性の整理およびキャリア教育における「公共」の実践</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「公共」WGによるシチズンシップと「公共」の関係性の検討</li><li>・政治教育講演会（1・2年）、模擬裁判および司法教育講演会（3年）、消費者教育講演会（2年）、道徳教育講演会（1年）を通じた「政治的主体・法的主体」の教育実践を行った。</li><li>・カリキュラム検討委員会において、「総合的な学習の探究の時間」の今後の方向性について検討し、「総合的な学習の探究の時間」をシチズンシップの柱とする全体計画の作成に取り組んでいる。</li></ul>		

	<p><b>(3) 検証方法と検証結果</b></p> <p>①科目「公共」の教育内容・手法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領を基に、科目「公共」の輪郭をくくり出せたか。</li> <li>・6校に共通した「公共」のイメージが形成できているか。</li> <li>・これまでの研究と学習指導要領の内容を整合することができたか。</li> </ul> <p>科目「公共」の研究については、「学習指導要領」および「学習指導要領解説」が示されたことにより、地歴・公民科においてより深い議論が可能となった。その中で、本校における研究が学習指導要領の内容と同様の方向性で進められていることが明らかとなった。また、他校との科目「公共」のイメージの共有についても、ベースとなる教育内容・手法において6校で概ね一致することができた。さらに、テーマ別研究成果発表会において、学校ごとの「公共」研究の特色も見られたことで、「公共」を多面的にとらえることができ、研究を深める材料となった。</p> <p>②シチズンシップと「公共」の関係性の整理およびキャリア教育における「公共」の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治教育講演会・模擬裁判・司法教育講演会・消費者教育講演会・道徳教育講演会の実践を通して「政治的主体・法的主体」の教育実践が行えたか。</li> <li>・授業等を通して、「経済的主体」を育む教育実践が行えたか。</li> <li>・教職員・生徒が「公共」研究の目的を理解し、学外の関係者対象に有意な成果発表が出来たか。</li> </ul> <p>政治教育講演会（1・2年）、模擬裁判および司法教育講演会（3年）、消費者教育講演会（2年）、道徳教育講演会（1年）を通じた「政治的主体・法的主体」の教育実践ができた。また、「政治・経済」の授業全般において、「主体的・対話的で深い学び」を意識した授業を行うことができた。学習成果発表会では、本校の3年間の取り組みによって得られた「公共とは何か」という生徒なりの解釈を発表することができ、研究成果発表会では、「公共」のキーワードが「社会参画」であることと、「シチズンシップの整理」によって十分「公共」に対応できる旨の発表を行った。</p>
<p>研究の まとめ</p>	<p><b>(1) 成果</b></p> <p>○「新科目公共の特徴」及び「現代社会と公共の違い」について検討し、以下の結論を得た。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的なものの見方・考え方を活用し、協働しながら思考・判断・表現する学習</li> <li>・社会参画を目指して、社会の問題（テーマ）を解決してゆく活動</li> <li>・学習の成果を踏まえ、自ら課題を発見し、論拠を基に自分の考えを説明する探究活動</li> <li>・現代社会の領域と大きくは変わらないが、学び方は問題解決的なテーマ学習が中心となる</li> </ul> </div> <p>○校内においては、学校行事や「総合的な学習（探究）の時間」など、学校全体で取り組む「公共」の活動をシチズンシップ、現代社会に代わる公民科の必修科目を科目「公共」と位置づける方向性で検討が始まった。</p> <p>○テーマ別研究成果発表会において、研究内容および方向性が指定校の6校で共通していることが確認され、さらに学校ごとの独自の視点を知ることができた。</p> <p><b>(2) 課題（今後の方向性を含む）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科目「公共」におけるBテーマ「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」「職業選択」の単元指導計画の作成および現代社会等におけるそのテーマの実践（来年度）</li> <li>・科目「公共」における評価規準や評価方法等の研究</li> <li>・科目「公共」の教科書（明らかになり次第）を用いた教育内容・手法の研究</li> <li>・学校全体の「公共」（＝シチズンシップ）と科目「公共」が相互に環流するカリキュラムの開発</li> <li>・「総合的な探究の時間」の年間指導計画および学習内容の整理・開発</li> </ul>
<p>その他 特記事項</p>	

(様式1)

県立高校指定校事業（平成31年度指定） 3年間計画書

学校名	新城 高等学校 (全・定・通)	校長名	森 加津子
指定名	教育課程研究開発校 新科目「公共」		
研究主題	社会参画に必要な「判断する力・選択する力」を身に付けるための手段として、シチズンシップ教育を推進するとともに、そのコアとしての新科目「公共」の研究開発及び検証を行う。「公共」の授業を通じて、「主体的・対話的で深い学び」の学習手法を工夫し、その手法を全教科へ発信することで、授業改善及びカリキュラムマネジメントを推進する。		
3年間の目標 (3年後のめざすべき姿)	県立高校指定事業（平成28年度指定）新科目「公共」研究開発校としての成果と取り組みを踏まえ、社会参画に必要な「判断する力・選択する力」を育む観点から、次の3点に取り組む。 ○「主体的・対話的で深い学び」を主題とする新科目「公共」の研究開発 ○新科目「公共」の研究開発を授業改善の推進主体とし、学習手法等を全教科へ波及させる ○シチズンシップ教育と新科目「公共」が有機的に環流するカリキュラムの構築 これらの取り組みを通じ、変化の激しい時代を生き抜くための主体的な「判断力・選択力」を生徒に身に付けさせ、「自立した市民」を育成することを目標とする。		
3年間の研究内容	<p>(1) 研究主題の設定理由とこれまでの取組</p> <p>○学力向上推進及び特色ある県立高校づくり推進事業「シチズンシップ教育」の実践研究校 (H. 21～23)</p> <p>○教育力向上推進事業「シチズンシップ教育」実践研究校 (H. 22～24)</p> <p>○教育力向上推進事業 Ver. 2 研究テーマ「シチズンシップ教育のスタンダードシステム構築について」 (H. 25～28)</p> <p>○H. 26 キャリア教育優良学校等文部科学大臣賞</p> <p>○県立高校指定事業（平成28年度指定）教育課程研究開発 新科目「公共」 (H. 28～30)</p> <p>県立高校指定事業（平成28年度指定）新科目「公共」の研究開発では、①従来のシチズンシップ教育の成果を「公共」の視点により整理しつつ、②現行の公民科目（「現代社会」「政治・経済」）で「公共」の目指す社会参画に必要な能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実践を行ってきた。</p> <p>①については、シチズンシップ教育を学校全体で取り組む実践的な場に、科目「公共」をそのコアとして地歴・公民科に位置づけることで、授業での学習がシチズンシップ教育（模擬投票、模擬裁判等）に活かされるカリキュラムとして整理した。</p> <p>②については、社会参画に必要な知識を基に、協働しながら思考・判断・表現する学習手法の研究を積み上げており、県立高校指定校事業（平成31年度指定）では、「職業選択」及び「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」をテーマとする指導計画の作成がミッションの一つとして示された。以上を踏まえ、</p> <p>○シチズンシップ教育と新科目「公共」が有機的に環流するカリキュラムの構築</p> <p>○「主体的・対話的で深い学び」を主題とする新科目「公共」の研究開発を引き続き研究の目標としながら、そこから得られた実践事例を学校全体へ発信することで、</p> <p>○新科目「公共」の研究開発を授業改善の推進主体とし、学習手法等を全教科へ波及させることを目標とした取り組みを行う。</p> <p>(2) 研究の内容</p> <p>○「主体的・対話的で深い学び」を主題とする新科目「公共」の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「現代社会」「政治・経済」を「公共」の主題である社会参画の視点で整理・実践する</li><li>・協働的な学びの観点から、グループワークの効果的な実践方法を研究する</li></ul> <p>○新科目「公共」の研究開発を授業改善の推進主体とし、学習手法等を全教科へ波及させる</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新科目「公共」のねらいとする社会参画に向けた知識を活用した協働的な学びの実践・蓄積</li><li>・「公共」の研究授業等を題材とし、各教科の特性に応じた効果的な学習手法を研究する</li></ul> <p>○シチズンシップ教育と新科目「公共」が有機的に環流するカリキュラムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・シチズンシップ教育における「模擬投票」「模擬裁判」等を「現代社会」「政治・経済」等の年間指導計画に位置付け、知識と実践の環流するカリキュラムを研究する</li><li>・「模擬投票」「模擬裁判」等の指導計画のブラッシュアップ</li><li>・総合的な学習（探究）の時間と連携したキャリア教育の実施</li></ul>		



	<p><b>(3) 成果の検証方法及び成果指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「主体的・対話的で深い学び」を主題とする新科目「公共」の研究開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自立した市民育成」を意識した授業の指導計画が作成できたか</li> <li>・社会参画を意識した公開授業及び有意な研究発表を行うことができたか</li> <li>・効果的なグループワークの手法・場面等について研究を深めることができたか</li> </ul> </li> <li>○新科目「公共」の研究開発を授業改善の推進主体とし、学習手法等を全教科へ波及させる <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共」の研究授業の見学が全体的な取り組みとなったか</li> <li>・「主体的・対話的で深い学び」の実践が他教科の学習手法の研究材料となったか</li> </ul> </li> <li>○シチズンシップ教育と新科目「公共」が有機的に環流するカリキュラムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民科の授業計画にシチズンシップ教育（模擬投票、模擬裁判等）が位置付けられたか</li> <li>・新学習指導要領の施行を前提とした有機的なカリキュラムが編成できたか</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>研究計画の概要</b></p>	<p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目標 県立高校指定校事業（平成 31 年度指定）のミッション及び県立高校指定事業（H. 28 年度指定）での取り組みを踏まえ、本校における「公共」研究の方向性を整理し、テーマである指導計画の作成・実践・分析によって、次年度へ向けた研究の蓄積を行う。</li> <li>○手立て <ul style="list-style-type: none"> <li>・「職業選択」及び「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」の指導計画の作成・実施</li> <li>・「現代社会」の授業計画に「模擬投票」「模擬裁判」を位置づけ両者を結び付ける</li> <li>・「公共」のC項目（課題設定・探究）についての指導計画を作成する</li> </ul> </li> </ul>
	<p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目標 新指導要領の施行に向け、「公共」研究の実践・成果を踏まえた年間指導計画を作成するとともに、授業改善のためにカリキュラム開発Gと連携し、「主体的・対話的で深い学び」の手法を全教科へ発信する。</li> <li>○手立て <ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCA サイクルを回し、「公共」の実践で得られた知見を公民科の指導計画に反映させる</li> <li>・「公共」のC項目（課題設定・探究）についての授業を実践する</li> <li>・研究授業等で「主体的・対話的で深い学び」の学習手法を他教科へ発信する</li> </ul> </li> </ul>
	<p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目標 「判断する力・選択する力」をテーマとする本校の新科目「公共」の研究成果を全県へ発信するとともに、「公共」の学習手法を題材とした授業改善の取り組みを推進する。</li> <li>○手立て <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共」の研究成果・課題等を学校全体で整理し、研究成果発表会で全県へ発信する</li> <li>・「公共」の研究授業を全教科が見学し、その手法を題材に各教科の特性に応じた効果的な「主体的・対話的で深い学び」の学習方法を研究・実践する</li> <li>・「公共」の評価方法の研究を進める</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>研究体制</b></p>	<p>本研究に係る研究体制については、現在調整中のことから、調整後に記入する。 現在は、主として「現代社会」担当者が研究及び実働を担う体制である。</p>
<p><b>その他特記事項</b></p>	<p>○「(3)成果の検証方法及び成果指標」については、①「魅力と特色ある県立高校づくりについてのアンケート」における「主体的な学習活動を通じて、思考力・判断力・表現力等を高めることができたと思う」生徒の割合、及び②「生徒による授業評価」から取り上げる質問項目について肯定的な回答をした生徒の割合を成果の指標とする。具体的な数値目標は、指定校連絡協議会での協議を踏まえ、単年度計画に反映させる。</p>

## 県立高校指定校事業（平成31年度指定）単年度報告書（令和 元年度）

学 校 名	新城 高等学校 (全・定・通)	校 長 名	森 加津子
指定名	教育課程研究開発校 新科目「公共」		
研究主題	社会参画に必要な「判断する力・選択する力」を身に付けるための手段として、シチズンシップ教育を推進するとともに、そのコアとしての新科目「公共」の研究開発及び検証を行う。「公共」の授業を通じて、「主体的・対話的で深い学び」の学習手法を工夫し、その手法を全教科へ発信することで、授業改善及びカリキュラムマネジメントを推進する。		
本年度の研究内容	<p>(1) 本年度の目標</p> <p>県立高校指定校事業（平成31年度指定）のミッション及び県立高校指定事業（H.28年指定）での取り組みを踏まえ、本校における「公共」研究の方向性を整理し、テーマである指導計画の作成・実践・分析によって、次年度へ向けた研究の蓄積を行う。</p> <p>(2) 実施内容（具体的に）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新科目「公共」の大項目Bの「職業選択」及び「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」について、知識を活用しながら他者と協働し、問題解決を目指す、新科目「公共」のねらいを意識した指導計画を「現代社会」の単元において作成した。</li> <li>・「現代社会」の授業と、学校行事として行われるシチズンシップ「模擬投票」「模擬裁判」が相互に作用しあう指導計画を作成し、「知識」と「実社会」が有機的に結び付く授業を実施した。</li> <li>・シチズンシップ「模擬投票」の事前学習として、「現代社会」で他者や自己との対話や資料の活用を通じて架空の候補者を選ぶワークを公開研究授業として行った。</li> <li>・新科目「公共」の大項目C「持続可能な社会づくりの主体となる私たち（課題探究）」の今後の研究について、「地歴・公民科目」と「総合的な探究の時間」の接続を検討した。</li> </ul> <p>(3) 検証方法と検証結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「職業選択」及び「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」の指導計画の作成・実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現代社会」の「職業選択」及び「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」の単元で、社会参画や知識の活用と協働を意識した指導計画が作成できた。</li> <li>・指導計画に沿った授業実践を行うことができた。</li> <li>・授業実践を踏まえた研究・協議等、研究の蓄積を行うことができた。</li> </ul> </li> <li>○「現代社会」の授業計画に「模擬投票」「模擬裁判」を位置づけ両者を結び付ける <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代社会の単元に「模擬投票」「模擬裁判」を位置づけることができた。</li> <li>・シチズンシップ教育と現代社会の授業が相互に関連する取り組みを行うことができた。</li> </ul> </li> <li>○「公共」大項目C（課題設定・探究）についての指導計画を作成する <ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目C（課題設定・探究）の今後の研究の在り方について検討することができた。</li> </ul> </li> </ul>		
まとめ	<p>(1) 成果</p> <p>「模擬裁判」及び「模擬投票」を新科目「公共」の観点で整理し、「主体的・対話的で深い学び」と「社会参画」を意識した学習としてリニューアルすることができた。アンケートの結果は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「模擬裁判（3年生対象）」では、4観点について「その能力が高まった」と回答した生徒の割合で90%を上回ることができた。</li> <li>○「模擬投票（全学年対象）」では、「政治的関心が高まった」と回答した生徒の割合で全ての学年において65%を上回ることができた。</li> </ul> <p>(2) 課題（次年度に向けての方向性を含む）</p> <p>来年度の研究テーマは、新科目「公共」の大項目C（課題探究）であるが、「総合的な探究の時間」においても「課題研究」が行われている中で、「公共」研究における「課題探究」をいかに有機的に接続させるかについて検討する必要がある。</p>		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「魅力と特色づくりアンケート」における「主体的・協働的な学習により、思考力・判断力・表現力を養うことができた」項目について、肯定的な回答をした生徒の割合が80%を上回った。</li> <li>○「生徒による授業評価」における「他者の考えを知り、自らの考えを広げる機会がある」及び「課題について自分の考えをまとめたり、課題の解決法を考える場面がある」項目について、肯定的な回答をした生徒の割合がいずれも80%を上回った。</li> </ul> <p>この指標は「単年度計画書」の「(3) 成果の検証方法及び成果指標」に記載すべきものであるが、具体的な指示の来た時期が遅かったため、これについては来年度の「単年度計画書」より反映させる。</p>		

(様式3)

県立高校指定校事業（平成31年度指定）単年度報告書（令和2年度）

学校名	新城 高等学校（全）	校長名	森 加津子
指定名	教育課程研究開発校 新科目「公共」		
研究主題	社会参画に必要な「判断する力・選択する力」を身に付けるための手段として、シチズンシップ教育を推進するとともに、そのコアとしての新科目「公共」の研究開発及び検証を行う。「公共」の授業を通じて、「主体的・対話的で深い学び」の学習手法を工夫し、その手法を全教科へ発信することで、授業改善及びカリキュラムマネジメントを推進する。		
本年度の研究内容	<p>(1) 本年度の目標</p> <p>新指導要領の施行に向け、「公共」研究の実践・成果を踏まえた年間指導計画を作成するとともに、授業改善のためにカリキュラム開発Gと連携し、「主体的・対話的で深い学び」の手法を全教科へ発信する。</p> <p>(2) 実施内容（具体的に）</p> <p>○「現代社会」および「政治・経済」と「公共」研究を結びつける。</p> <p>・「公共」研究およびシチズンシップ教育の一環として、「模擬裁判」をR2年11月に3年生の「政治・経済」の授業で実施した。年度当初の計画では、弁護士の方を講師およびファシリテータとして招来し実施する計画であったが、新型コロナ対策のため、地歴公民科教員がその役割を代替し、内容も削減して実施した。</p> <p>○「公共」の研究授業の参観を全教科的な取り組みとして発信する。</p> <p>・社会参画を意識した新科目「公共」の要素を取り入れた研究授業として、上記の「模擬裁判」の授業を他教科の教員にも数多く参観頂き、様々なフィードバックを頂いた。</p> <p>○「日本史A」と「公共」研究を結びつける。</p> <p>・57期生(R2年度の2学年)の修学旅行に関わる調べ学習と発表活動である「歴史新聞(テーマ指定は“長崎・福岡”)」を実施した。年度当初の計画では修学旅行で実際に長崎を訪問し、自身が新聞にまとめた情報の検証をさせ、振り返りを実施する予定であったが、新型コロナの影響により修学旅行が中止となったため、「歴史新聞」の作成と文化祭での展示のみとなった。ただし、本活動を「調べ学習」の典型例として、下記の「課題探究」に繋がる土台とした。</p> <p>○「総合的な探究の時間」と「公共」研究を結びつける。</p> <p>・57期生(R2年度の2学年)が3年次の「総合的な探究の時間」で実施する「課題研究」において、地歴・公民科からのアプローチとして、①「SDGs(持続可能な開発目標)」②「調べ学習」と「探究活動」の違いを、「世界史A」の授業の中で事前に指導した。また、新型コロナを契機に導入された「Google Classroom」を用いて「SDGs(持続可能な開発目標)」に関する時事や考え方を生徒に発信した。</p> <p>(3) 検証方法と検証結果</p> <p>○「模擬裁判」の授業終了後に参加生徒からアンケートを集約し、その回答内容から検証を行った。結果として「法律の解釈の難しさが分かった」「法律を勉強することの大切が分かった」「裁判員を経験してみたいと思った」「他者の視点や意見が参考になった」などの肯定的な回答が9割以上を占め、「シチズンシップ教育」および「公共」の重要な要素である“能動的な市民意識の醸成”をおおむね達成できたと判断した。</p> <p>また、「模擬裁判」を取り扱った3年生の「政治・経済」の授業における生徒による授業評価アンケートの結果は、I～VIIの全ての項目で3以上の高い評価となっており、特に“IV. 授業で学んだ知識をもとに、自分の考えをまとめたり課題の解決方法を考えたりすることができた。”“VII. 授業で学んだことをそれまでに学んだことと関連付けて理解することができた。”の二項目が最も高い評価となっており、「公共」研究の取組みが生徒の「主体的・対話的で深い学び」に繋がったと判断した。</p> <p>○「模擬裁判」の研究授業を参観頂いた他教科の教員からも意見を集約し、その回答内容から検証を行った。結果として「生徒一人一人が積極的に発言していてよかった。」「弁護士の招待が無くともしっかりと模擬裁判が出来ていた。」「他教科におけるグループワーク形式の授業の参考になった」という肯定的な回答が9割以上を占め、「公共」の授業の手法を他教科にも発信するという目的は達成できたと判断した。</p>		

	<p>○57 期生 (R2 年度の 2 学年) が 3 年次の「総合的な探究の時間」で実施する「課題研究」のテーマ選定を 1 月～2 月にかけて実施したが、「SDG s (持続可能な開発目標)」に関するテーマを選ぶ生徒が昨年度よりも増加した。ただし、実際に地歴公民科から発信した“「調べ学習」と「探究活動」の違い”の理解が出来ているか否かについては、来年度の検証を待つことになる。ただ、事前に「調べ学習」の典型例である「歴史新聞」を作成したことで、その発展形である「探究活動」のイメージが掴みやすくなったという意見を生徒からも教員からも頂いた。</p> <p>これらの状況から、“「総合的な探究の時間」と「公共」研究を結びつける”という目標は、今の所、順調に達成出来ていると判断している。</p>
<p>まとめ</p>	<p>(1) 成果 (実施要項 6 取組状況の指標についても記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「模擬裁判」の授業後の生徒アンケートの結果・・・肯定的な回答が 9 割以上</li> <li>○「模擬裁判」の授業後の教員アンケートの結果・・・同上</li> <li>○「模擬裁判」を取り扱った 3 年生の「政治・経済」の授業評価アンケートの結果・・・全項目 3 以上。</li> </ul> <p>○57 期生 (R2 年度の 2 学年) の課題探究における選定テーマ・・・SDG s に関するテーマが例年より増加傾向。</p> <p>(2) 課題 (次年度に向けての方向性を含む)</p> <p>今年度は新型コロナによる突然の休校とその対応に忙殺され、「公共」の研究活動に割ける時間が計画より少なくなってしまう。しかしながら、昨年度立案した研究計画を限られた時間の中で出来る限り実施するため、多くの教員で業務を分担して研究を行った。その結果として昨年度以上に「公共」研究に関する意識や来年度への課題などを多くの教員間で共有することに繋がったとも考えている。</p> <p>来年度は、57 期生 (R2 年度の 2 学年) が 3 年次の「総合的な探究の時間」で実施する「課題研究」の成果を検証することが出来るため、その成果分析と振り返りを適切に実施することが R3 年度の課題の一つとなる。また、新型コロナによる影響は来年度も継続するものと想定されるため、その機会を逆に活用し、オンライン教育の活用を「公共」の研究内容に含めることも検討していく。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>特になし</p>

(様式3)

県立高校指定校事業（平成31年度指定）実施報告書（令和3年度）

学校名	新城 高等学校 (㊦・定・通)	校長名	中野 真理
指定名	教育課程研究開発校 新科目「公共」		
研究主題	社会参画に必要な「判断する力・選択する力」を身に付けるための手段として、シチズンシップ教育を推進するとともに、そのコアとしての新科目「公共」の研究開発及び検証を行う。「公共」の授業を通じて、「主体的・対話的で深い学び」の学習手法を工夫し、その手法を全教科へ発信することで、授業改善及びカリキュラムマネジメントを推進する。		
3年間の目標	県立高校指定事業（平成28年度指定）新科目「公共」研究開発校としての成果と取り組みを踏まえ、社会参画に必要な「判断する力・選択する力」を育む観点から、次の3点に取り組む。 ○「主体的・対話的で深い学び」を主題とする新科目「公共」の研究開発 ○新科目「公共」の研究開発を授業改善の推進主体とし、学習手法等を全教科へ波及させる ○シチズンシップ教育と新科目「公共」が有機的に環流するカリキュラムの構築 これらの取り組みを通じ、変化の激しい時代を生き抜くための主体的な「判断力・選択力」を生徒に身に付けさせ、「自立した市民」を育成することを目標とする。		
本年度の研究内容	<p>(1) 目標 「判断する力・選択する力」をテーマとする本校の新科目「公共」の研究成果を全県へ発信するとともに、「公共」の学習手法を題材とした授業改善の取り組みを推進する。</p> <p>(2) 実施内容（具体的に）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新カリキュラムへの移行を見据え、「主体的に学習に取り組む態度」の評価方法について、ルーブリックを活用した評価方法を探求し、一定の成果と課題を得ることができた。</li><li>・「公共」の大項目C（探究活動）の研究として、課題研究（総合的な探究の時間）と教科・科目を接続し、現代社会において課題研究の進め方（見方・考え方など）に触れる授業を行った。</li><li>・新科目「公共」の大項目Bの「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」において、「選択し、判断する力」の育成を目指す授業実践として、「政治経済」で資料を活用しながら他者や自己と対話して政策を選ぶワークを行った。</li><li>・上記の政策比較ワークを「主体的・対話的で深い学び」をテーマとする「公共」の研究授業として実施し、校内（他教科含む）へ発信した。</li><li>・「公共」の研究授業（校内）における具体的実践を、教科の特性に応じた「主体的・対話的で深い学び」の在り方を検討する材料とし、その協議を踏まえて各教科の研究授業を行った。</li><li>・①「公共」の研究授業→②全教科の参観→③各教科での「主体的・対話的で深い学び」の在り方の検討・協議→④各教科の研究授業→⑤振り返りという、「公共」研究を柱とした授業改善のプログラムを構築した。</li><li>・地域別・テーマ別の研究発表会において、指定校事業6年間の成果・課題および今年度の「公共」研究の実践報告を行った。</li><li>・教育課程説明会の実践報告において、「主体的・対話的で深い学び」の実践事例や「主体的に学習に取り組む態度」の評価の先行研究についての報告を行った。</li><li>・指定校事業6年間のまとめとして、「主体的・対話的で深い学び」の実践事例やシチズンシップの取り組み等をまとめた研究収録を作成した。</li></ul> <p>(3) 検証方法と検証結果</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「判断する力・選択する力」および「主体的・対話的で深い学び」をテーマとする「公共」の研究 ・「公共」の評価方法について、一定の評価の方向性を示すことができた。</li><li>・「公共」の大項目C（探究活動）に関し、課題研究（総合的な探究の時間）と連携することができた。</li><li>○「公共」の学習方法を題材とした授業改善の推進 ・「公共」の研究授業を他教科へ発信することができた。</li><li>・各教科において、教科の特性に応じた「主体的・対話的で深い学び」の学習方法を検討・実践することができた。</li><li>・研究授業（校内）におけるフィードバックを授業改善に活用することができた。</li><li>・②「生徒による授業評価」において、目標値を上回る肯定的な回答を得ることができた（項目および目標値については特記事項に記入）</li><li>○「公共」の研究成果・課題の校内および全県への発信 ・地域別・テーマ別発表会において、研究の成果・課題を発信できた。</li><li>・「主体的・対話的で深い学び」の実践事例をまとめた研究収録を作成することができた。</li></ul>		

	<p>(1) 成果（実施要項 6 取組状況の指標についても記載すること）</p> <p>○定性評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「主体的・対話的で深い学び」の学習手法について、一層の知見を蓄積することができた。</li> <li>・「主体的に学習に取り組む態度」の評価方法について、一定の方向性を出すことができた。</li> <li>・「公共」研究を柱とする授業改善のプログラムを構築することができた。</li> <li>・「公共」研究の成果と課題および「主体的・対話的で深い学び」の実践事例をまとめた研究集録を作成することができた。</li> </ul> <p>○定量評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生徒による授業評価」において、「他者の考えを知り、自らの考えを広げる機会がある」および「課題について自分の考えをまとめたり、課題の解決法を考える場面がある」項目について、肯定的な回答が 95%（目標値 80%）を上回った。</li> <li>・「魅力と特色ある県立高校づくりについてのアンケート」において、「主体的・協働的な学習により、思考力・表現力・判断力を養うことができた」項目において、肯定的な回答が 90%（目標値 80%）を上回った。</li> </ul>
<p>まとめ</p>	<p>(2) 課題（今後の方向性を含む）</p> <p>○「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、国研の参考資料を踏まえ、ワークシートをルーブリック評価したが、その手法で「主体的に学習に取り組む態度」の評価の妥当性を担保できているか疑問が残る。</p> <p>○「主体的に学習に取り組む態度」というマネジメント的な資質・能力を、各教科で評価する必要があるのか検討を要する。新カリキュラムがコンピテンシーベースへの転換を謳うのであれば、むしろ教科横断的スキルとして「総合的な探究の時間」などで育む方が親和性が高いのではないか。</p> <p>○指定校事業の必要性については理解できるものの、学校によって解決すべき課題は異なる。指定校事業の延長線上に、各校の課題解決があるような形での指定校であって欲しい。一案として、各校が研究テーマを選択する形式での事業も検討してみてもどうか。</p> <p>○研究の時間とその他の時間がトレードオフの関係であるため、指定校事業が生徒対応・部活動・グループ業務などを圧迫している。働き方改革の観点からもリソースの有限性を考慮して、持続可能な指定校事業である必要がある。</p> <p>○研究を行う上で「生産性」の観点から課題がある。研究のコストに見合った付加価値が生み出せているのか、という疑問である。指定校事業における知見は、多くの学校が役立ててこそ意義がある。価値を最大化するためにも、発信・普及活動に重点的に取り組む必要がある。</p>
<p>その他 特記事項</p>	

## 組織図

校 長 中野 真理

副校長 坂本 宏明

教 頭 井澤 純

事務局（カリキュラム開発グループ）

総括教諭 座光寺 寿夫

教諭 古賀 禄太郎

県立高校指定事業 教育課程研究開発校

新科目「公共」に係る研究

I 期：平成 28～30 年度 平成 31 年度指定：平成 31～令和 3 年度

新科目「公共」に関する実践事例報告書



令和 4 年 3 月 31 日発行

神奈川県立新城高等学校

〒211-0042 川崎市中原区下新城 1-14-1

URL <https://www.pen-kanagawa.ed.jp/shinjo-h/tokushoku/siteikoujigyou-koukyou.html>